

南箕輪村環境基本計画



令和4年(2022年)3月

計画期間(平成29年度～令和8年度)

(2017年～2026年)

南箕輪村

南箕輪村環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景……………1
- 2 計画の目的となる基本的な考え方 ……2
- 3 SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進……………3
- 4 計画の位置づけ……………5
- 5 計画の期間……………6
- 6 計画の範囲……………6

第2章 計画のめざすもの

- 1 めざすべき環境像 ……7
- 2 基本方針……………8

第3章 施策の内容

- 1 安全・安心な生活環境に恵まれたむらづくり
 - 公害(水質汚濁・騒音・悪臭など)……………9
 - 化学物質など……………12
 - 大気……………14
 - 水質……………16
- 2 脱炭素社会・循環型社会の構築に取り組むむらづくり
 - 水……………18
 - エネルギー……………20
 - 廃棄物 ……23
- 3 自然と共生するむらづくり
 - 動植物……………27
 - 森林……………30
 - 農地……………33
 - 河川・湖沼……………36

4	文化的で快適なむらづくり	
	景観	38
	公園・緑化	40
	歴史・文化	42
5	次代を育みみんなで環境保全に取り組むむらづくり	
	環境学習	44
第4章	計画の推進	
1	計画の推進体制	46
2	計画の進行管理	46
資料編		48
1	南箕輪村第5次総合計画 基本構想・後期基本計画(抜粋)	
2	南箕輪村環境基本条例	
3	南箕輪村環境の保全に関する条例	
4	アンケート調査の結果(抜粋)	
5	公害苦情件数の推移	
6	河川水質調査の結果	
7	二酸化窒素の大気濃度変化	
8	新エネルギー施設設置補助金等実績	
9	廃棄物量の推移	
10	日本の侵略的外来種ワースト100と特定外来生物	
11	森林整備変更計画(抜粋)	

第1章 計画の基本的な考え方

-環境基本計画の策定にあたって-

1 計画策定の背景

本村では、平成 19 年(2007 年)3 月に「南箕輪村環境基本計画(以下「本計画」という。)」を策定し、環境施策実施状況の集約と南箕輪村環境審議会(以下「村環境審議会」という。)」への報告により、進行管理を行うことで、村の環境の保全を総合的に進めてきましたが、計画策定時から環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。特に近年では、地球温暖化、資源の循環、生物の多様性に加え、東日本大震災や原子力発電所事故等を背景に安心・安全という視点での重要性も高まっています。また、国の環境基本計画が目指すべき持続可能な社会の姿も変化してきました。

国の「第五次環境基本計画(平成 30 年)」では、「環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が光合成・食物連鎖等を通じて循環(物質・生命の「循環」)し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、この環境の一部である。しかしながら、経済活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、この微妙な均衡を崩してきた。この均衡の崩れが気候変動や生物多様性の損失という形で顕在化している。今こそ、自然の摂理と共に生きた先人の知恵も受け継ぎつつ、新たな文明社会を目指し、新しい試みに果敢に挑戦し、イノベーションをあらゆる観点から積極的に生み出す取組を強化することにより、SDGsを踏まえた持続可能なものへと変えていくことが求められている。私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培ってきた。このような伝統も踏まえ、情報通信技術(ICT)等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要である。」とし、「このような循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえる。」と掲げました。

上伊那広域連合では、令和元年度より上伊那クリーンセンターが供用開始され、分別方法や排出方法が大きく変わりました。上伊那全体では、人口減少傾向にあることから、上伊那クリーンセンターの処理量は供用開始前の上伊那全市町村から排出される処理量以下としていましたが、当初の計画と異なり、処理量は増加傾向にあり、本村でも一層のごみの分別と減量化が必要となってきています。

本村では、村全体の基本計画となる「南箕輪村第5次総合計画後期基本計画」を令和

3年3月に策定し、その他にも「南箕輪村景観計画」(平成27年7月)や「南箕輪村第3次地球温暖化対策実行計画」(令和3年3月)などの環境に関連する種々の計画の策定や見直しが行われ、様々な施策を推進しています。また南箕輪村第5次総合計画後期基本計画策定のための小中高校生アンケートにおいて、村の魅力や将来像について調査した結果、村の魅力について「自然環境が豊かである」といった回答がもっとも多く、村の将来像について「医療・救急・防犯体制が整った安心できる村」、「自然環境・歴史的資源を生かした個性ある村」といった回答が上位にあり、本村の次代を担う若者においても「自然共生」や「安全」への意識が高まっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、私たち一人ひとり、健全で安全、かつ快適な生活を確保する中で本村の豊かな環境を再認識し、その豊かな自然の恩恵を享受するとともに、将来の世代に引き継いでいくために、村の環境の保全と創造を総合的かつ計画的に進め、自然と人が共生できる社会を作り上げていくための新しい環境の指針として、本計画を策定することとしました。

本計画の内容は、平成19年に策定した南箕輪村環境基本計画を引き継ぐものです。

2 計画の目的となる基本的な考え方

本村では、将来にわたり村民の健全で安全、かつ快適な生活の確保に寄与するために「南箕輪村環境基本条例」(以下「村環境基本条例」という。)を平成13年に制定しました。このなかで、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために本計画を策定することとし、環境に対する基本的な考えとなる「基本理念」を定めています。そこで、この基本理念の実現を本計画の目的とします。

南箕輪村環境基本条例基本理念

環境の保全と適切な維持

環境の保全は、村民が健全で豊かな環境の恩恵を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

適切な役割分担と自主積極的な取組

環境の保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行わなければならない。

事業活動と日常活動

環境の保全是、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

3 SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進

経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs(持続可能な開発目標)への取組が、始まっています。

SDGs達成に向け政府が定めた持続可能な開発目標指針(平成 28 年 12 月)においては、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することが奨励されました。

誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するため、令和 12 年までに「安全な水とトイレを世界中に」「気候変動に具体的な対策を」など 17 の目標を掲げたSDGsの理念は、南箕輪村環境基本条例基本理念と重なる部分が多く、SDGsを推進することが本計画達成に向けた取組を推進することに資するものと考えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



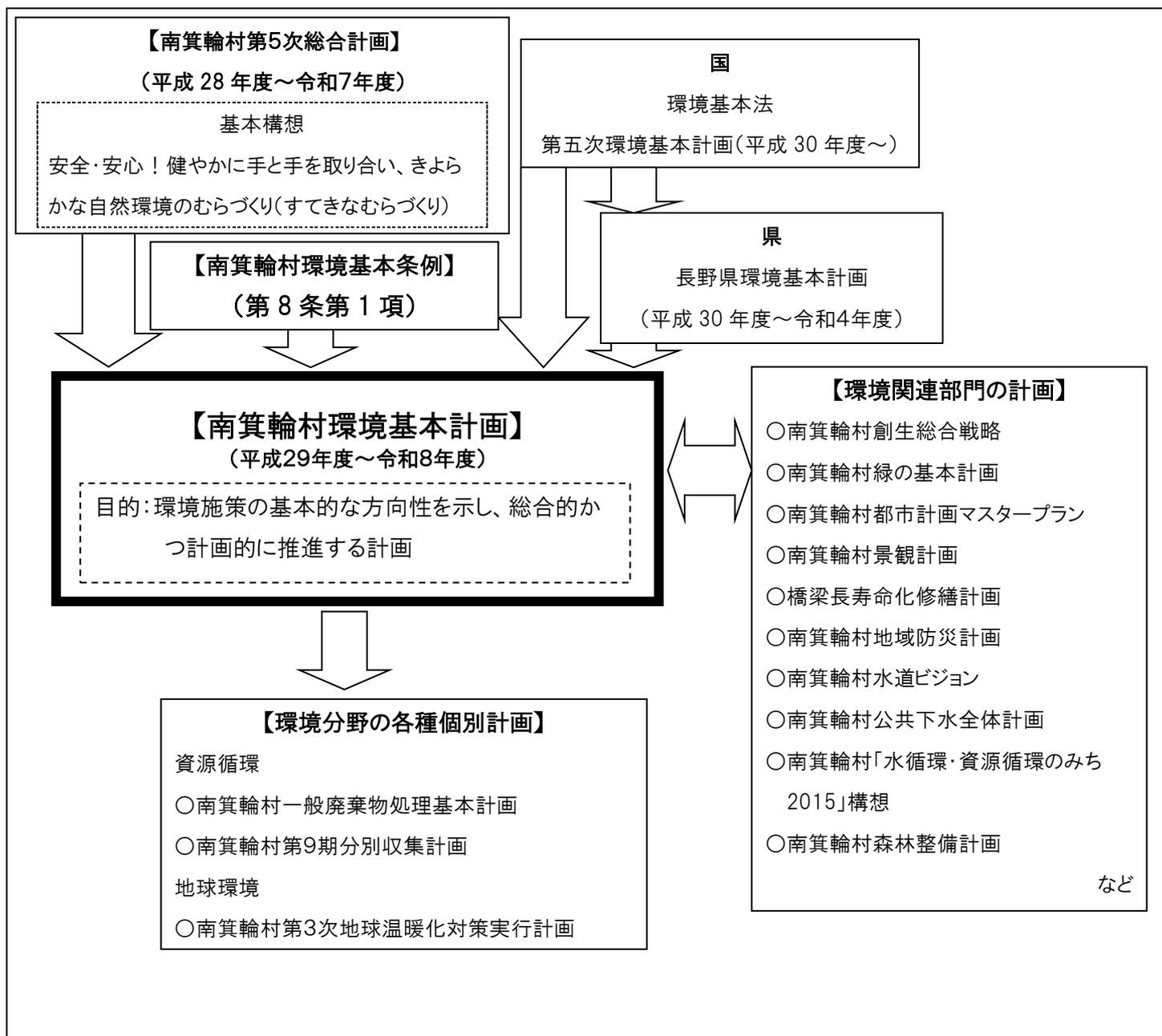
SDGsと17のゴール	
1. 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
2. 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3. すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4. 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5. ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
6. 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
8. 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10. 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11. 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12. つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
13. 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
14. 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15. 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16. 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17. パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

4 計画の位置づけ

本計画は、村環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に進めるために策定されます。また、村全体の基本計画となる「南箕輪村第5次総合計画」を環境面からサポートする役割を持っています。

本計画は、環境保全に関する村の基本となるため、地球温暖化防止計画など、環境に関する実施計画を策定する際は、本計画と整合を図る必要があります。

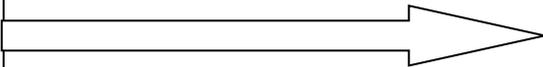
南箕輪村環境基本計画の位置図



5 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度(2017 年度)から令和8年度(2026 年度)の 10 年間とします。なお、施策の実施状況をチェックするため、環境施策実施状況の集約と村環境審議会への報告を毎年度実施します。また中間年次である令和3年度(2021 年度)に環境や社会的状況の変化に対応するために見直しを行いました。

計画のスケジュール

令和 3年度 (5年目)	令和 4年度 (6年目)	令和 5年度 (7年目)	令和 6年度 (8年目)	令和 7年度 (9年目)	令和 8年度 (10年 目)
計 画 の 改 定	社会情勢の変化や村の環境に大きな変化が生じた場合に、計画の見直しを行います。				目 標 年 度
					
毎年、環境施策実施状況の集約し、村環境審議会へ報告					

6 計画の範囲

本計画では、環境にかかわる事柄を総合的に捉え、次のような項目を対象とします。環境問題は、現代社会において日々変化し続けており、将来的に新しい分野での取り組みが必要になった場合において対象とする計画の範囲を見直していく必要があります。

自然環境…私たち人間を含め、全ての生態系が存続していくための基盤。大気・水・森林・動植物などです。

生活環境…人間が健康に生活していくための基盤。水質や、騒音・振動・悪臭や化学物質・廃棄物に関することです。

快適環境…景観や、人と自然のふれあいなど私たちが生活していくうえでプラスアルファとなるようなことです。

地球環境…地球規模で考える必要がある、地球温暖化の防止やエネルギーの定期性利用に関することです。

第2章 計画のめざすもの

1. めざすべき環境像

「めざすべき環境像」とは、村・村民・事業者が協働でめざす村のあるべき姿を示すものです。「南箕輪村第5次総合計画」の基本理念および村の将来像、基本目標並びに村環境基本条例第7条で定める施策の基本方針を踏まえ、次のとおりに設定します。

南箕輪村第5次総合計画

基本理念

「安全・安心！ 健やかに、手と手を取り合い、きよらかな自然環境のむらづくり(すてきなむらづくり)」

村の将来像

いつまでも あふれる緑 笑い声

～みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村 南箕輪

～

基本目標

- ①健やかに生きいき暮らせる村
- ②次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村
- ③安全・安心に暮らせる村
- ④産業と観光の振興で活気を生む村
- ⑤住みやすい環境づくりを進める村
- ⑥自然と共生する魅力あふれる村
- ⑦協働と満足度の高い行政経営を進める村

南箕輪村環境基本条例

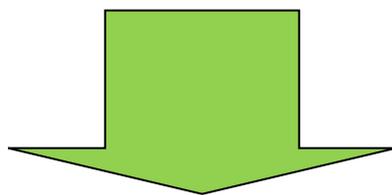
第7条で定める施策の基本方針

条例第7条第1号「公害がなく、人の健康を保護し、村民が安心して居住できる生活環境を保全すること」

条例第7条第2号「水、緑等が豊かである自然環境を保全し、かつ、水、大気、土壌等を良好な状態に保持し、自然の持つ自浄作用を確保するとともに、資源の有効利用等を促進することにより、環境への負荷を低減させること」

条例第7条第3号「生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつ、潤いと安らぎのある自然と人との共生を確保すること」

条例第7条第4号「自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした快適な生活環境を創ること」



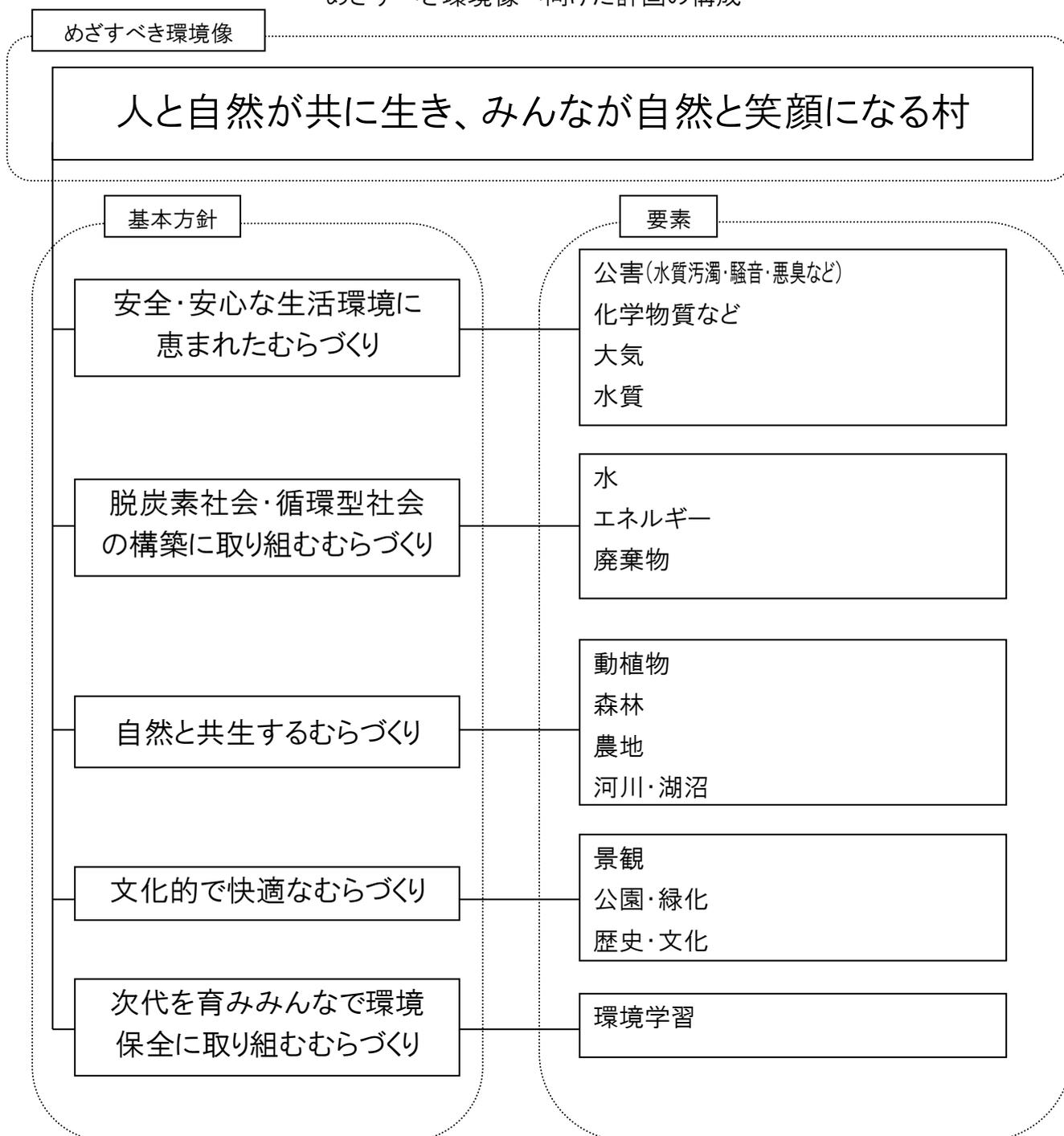
めざすべき環境像

人と自然が共に生き、みんなが自然と笑顔になる村

2. 基本方針

めざすべき環境像を実現するため、国の「第五次基本計画」および県の「第四次長野県環境基本計画」で示されている取組項目を参考にするとともに、本村が「第5次総合計画」で示している自然環境・生活環境・快適環境などの保全・整備に関する施策と村環境基本条例第7条で定める施策の基本方針に沿った5つの基本方針を設定しました。

めざすべき環境像への計画の構成



第3章 施策の内容

本計画では、めざすべき環境像を実現するために、「5つの基本方針」の下に施策を展開します。「5つの基本方針」を構成する「要素」を抽出し、さらに、それに対しての環境指標と具体的な施策を示していきます。また環境指標の数値目標については、社会情勢等による数値目標が不確実であることに加え、個別計画や各課による進行管理上の数値目標が定められていないため、本計画では、「環境指標」と「めざす指標の方向」を示し、指標と施策状況の把握及び検証を行うことで、それぞれの取組み方針の進捗管理を行います。

1. 安全・安心な生活環境に恵まれたむらづくり

-公害・化学物質・大気・水質-

公害(水質汚濁・騒音・悪臭など)



現状と課題

公害とは、環境基本法において、1. 大気汚染 2. 水質汚濁 3. 土壌汚染 4. 騒音 5. 振動 6. 地盤の沈下 7. 悪臭と規定されており、一般に「典型7公害」と言われています。村ではこのうち水質汚染、騒音、悪臭についての苦情が毎年寄せられます。特に騒音や悪臭の苦情は、感覚公害とも呼ばれ、人により感じ方が異なり、人口の増加をしている本村では多いものとなっています。

大気汚染・土壌汚染・振動・地盤沈下に関する苦情は現在寄せられていませんが、多くの事業所などがあり、発生する可能性はあるため、今後も現状を把握し、発生の抑制をしていく必要があります。

○施策の基本的な考え方

公害のない村を目指し、公害の発生を防ぐ

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
河川水質調査のBOD ^{※1} 最高値 (年2回・23箇所)	5.7 mg/ℓ		○

○施策内容

(1) 公害発生の抑制

発生源対策により、公害の発生の抑制をめざします。

- ▼ 生活に伴う騒音や野焼き^{※2}による悪臭など、近隣公害^{※3}になるような行為に対する指導を徹底します。 【住民環境課】
- ▼ 南箕輪村環境保全に関する条例(以下「村環境保全に関する条例」という。)などの基準値や適用方法、手続などを見直し、関係法令や各種基準、村の状況変化があった場合、対応したものとなるようにします。 【住民環境課】
- ▼ 水質汚濁防止法、騒音規正法、悪臭防止法、振動規正法、村環境保全に関する条例等に基づく工場・事業者等に対する指導と、法適用外の小規模事業者に対する指導を徹底します。 【住民環境課】
- ▼ 村環境の保全に関する条例に基づく地下水採取施設(井戸)の台帳の整備をします。 【住民環境課】
 - ⇒P18 『良好な水環境の保全』に同じものがあります。
- ▼ 必要に応じて実態調査を行い、公害の発生抑制に努めます。 【住民環境課】
- ▼ 公害による健康被害など、地域住民の不安に対する相談窓口の整備を図り、関係機関と連携して対応できる体制を整えます。 【住民環境課】
- ▼ 通報時の即時対応と指導力向上のために、職員研修の充実を推進します。 【住民環境課】
- ▼ 野焼きや農地の堆肥処理など、住民意識の相違から来る苦情を減らすよう、法令規定の周知とマナーの向上を図ります。 【住民環境課】
- ▼ 不要農薬や農業用廃ビニールなどの処理について、連携し適切な処理体制整備に努めます。 【産業課・住民環境課】
- ▼ 家畜糞尿の適切な処理を支援・促進します。 【産業課】
- ▼ 犬の散歩時の係留やフンの持ち帰り、野良猫等の飼育者不明の動物に無責任な餌やりをしないなどのペットの適正飼育の周知・啓発を行います。 【住民環境課】

(関連する施策)

〈化学物質など〉 化学物質による汚染の発生の抑制 ……P12

〈廃棄物〉 適切なごみ出しの推進 ……P24

(用語の解説)

※1 BOD

水の有機物汚濁の指標で、生物化学的酸素量(Biochemical Oxygen Demand)の略称です。微生物は、水中の有機物を分解してエネルギーを得ていますが、その際に酸素を消費するので、水中に有機物が多いほどたくさんの酸素を消費します。つまり、水の汚れが大きいほど、BOD の値が高くなります。一般にコイやフナなどの魚が住める水質の BOD 値は5mg/リットルとされています。生活環境の保全に関する項目の環境基準については、村内に流れる河川は天竜川に流入するため、村内の天竜川に指定されている河川の水質類型(B 類型)を適応しており、BOD の環境基準値は、3mg/ℓ以下となっています。

※2 野焼き

屋外で廃棄物を焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、 1. 廃棄物処理基準に従って適合焼却施設で行う場合 2. 法令に基づいて行う場合 3. 公益上、社会通念上やむを得ない場合を除いて禁止されています。このうち、公益上、社会通念上やむを得ない場合としては、次のような場合が特例として屋外で焼却していい場合として例示されています。

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例) どんど焼き・まんど等
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例) 土手焼き・もみがらくんたん等
- ※ ビニールハウス被覆やマルチなど資材・廃プラスチックの焼却は禁止
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例) たき火・キャンプファイヤー 等

※3 近隣公害

工場や建設現場などに属さない作業場、飲食店、商店、一般家庭に起因する公害を指します。村の公害に関する苦情相談は圧倒的に近隣公害が多くなっています。近隣公害は日常生活に伴って発生するため、ちょっとした注意や配慮により解決することが多く、日頃から近隣関係を良好に保つことにより、問題が起きるのを未然に防ぐことができます。

化学物質など



現状と課題

化学物質は便利で快適な現代の社会を維持する上で欠かせないものになっていますが、ダイオキシンなどの環境ホルモン※¹に代表されるように、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるものもあります。また、アスベストや室内空気汚染(シックハウス)を引き起こすもののように公に使用が認められていた物質によって深刻な健康被害を及ぼす問題も発生しています。福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散による大気・土壌汚染も深刻な問題として挙げられます。村ではこれらの物質による被害は報告されていませんが、今後も監視が必要と考えられます。

○施策の基本的な考え方

現状を把握し、健康の被害を防ぐ

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
地下水の有機塩素系溶剤調査(3項目) 基準超過項目	0項目	現状を維持します	

○施策内容

(1) 現状の把握

現状を把握し、情報を収集することにより、正しい知識の普及に努めます。

- ▼ ダイオキシンなどの環境ホルモンや建材などに使用されていたアスベスト対策などの公害に対して、速やかな情報収集と情報の提供を行います。 【住民環境課】
- ▼ ダイオキシン類の調査を継続して実施します。 【住民環境課】
- ▼ 定期的に空間放射線量の測定を実施します。 【住民環境課】

(2) 化学物質による汚染の発生の抑制

化学物質を適正に扱うことにより汚染の発生の抑制をめざします。

- ▼ 法律で認められた焼却施設以外で焼却は行わないように啓発します。【住民環境課】
- ▼ ゴルフ場や農地への農薬・化学肥料の使用を可能な限り抑制するよう働きかけます。【産業課・住民環境課】
- ▼ 屋外焼却など化学物質の発生を引き起こす行為に対する指導を徹底します。【住民環境課】
- ▼ 化学物質等の適正な知識の普及に努めます。【住民環境課】
- ▼ 公共施設の建設・改修時には健康被害のある物質を使用しません。【全課】
- ▼ 新たな物質による問題が発生した場合は、関係機関と連携し、速やかに対応をします。【住民環境課】
- ▼ 農薬の適正な使用・管理を指導します。【産業課】
- ▼ 農薬や化学肥料への依存を減らし、有機農法など環境にやさしい農法を進めます。【産業課】

(関連する施策)

- 〈大気〉 固定発生源への対策……………P14
- 〈廃棄物〉 適切なおみ出しの推進……………P24

(用語の解説)

※1 環境ホルモン

正しくは、内分泌かく乱化学物質といい、環境中に存在してホルモン様の作用を示すものという意味です。環境省の定義では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とされ、日本では、ダイオキシン類やPCB(ポリ塩化ビフェニル)、など67の物質が疑わしいとされています。

大気



現状と課題

南箕輪村の大気状況は、村内では観測を行っていませんが、近隣では伊那市の県伊那合同庁舎において県による一般環境大気の観測が行われています。その内容を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント、微小粒子状物質のいずれも環境基準内にあります。道路周辺大気については、二酸化窒素について村内 30 箇所を国道、県道伊那箕輪線(通称 春日街道)、中央自動車道、広域農道およびその他のグループに分け年1度測定しています。また、福島第一原子力発電所の事故以来、放射線量の調査を行っています。

○施策の基本的な考え方

良好な大気環境の維持

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
NO ₂ 濃度基準超過箇所(村内道路沿線 30 箇所)	0 箇所	現状を維持します	

○ 施策内容

(1) 移動発生源への対策

自動車による大気汚染への対策をします。

▼ 公用車の購入時には電気自動車や低燃費車等の環境への負荷の少ない車の導入に努めます。 【総務課・財務課】

▼ 電気自動車や低燃費車等の普及を促進・啓発します。 【住民環境課】

(2) 固定発生源への対策

工場や、事業所の固定発生源による大気汚染への対策をするとともに、家庭の生活ごみの野焼きを行わないように啓発をします。

- ▼ ごみの屋外焼却の禁止に関する広報活動・指導を行います。 【住民環境課】
- ▼ 大気汚染に係る特定施設の把握に努めます。 【住民環境課】
- ▼ 大気汚染防止法、村環境保全に関する条例等に基づく工場・事業者等に対する指導と、法適用外の小規模事業者に対する指導を徹底します。 【住民環境課】

(3) 大気汚染状況の把握

大気の汚染状況を把握し、このことについて村民の意識啓発を図ります。

- ▼ 近隣の大気環境の状況把握のため、県環境測定データの収集・整理を行います。 【住民環境課】
- ▼ 現在実施している道路周辺大気調査を継続し、一般にわかりやすく提供することにより、地域への意識啓発を図ります。 【住民環境課】
- ▼ 定期的に空間放射線量の測定を行い、県の測定データも参考にしながら村内の放射線量の情報を把握し、速やかに広報します。 【住民環境課】

(関連する施策)

- 〈化学物質など〉 化学物質による汚染の発生の抑制 ……P12
- 〈エネルギー〉 省エネルギーの推進 ……P21
- 〈エネルギー〉 地球温暖化を防止するために ……P21
- 〈廃棄物〉 適切なごみ出しの推進 ……P24

水質



現状と課題

村では、村内 13 河川・水路の 23 地点において環境基準に定める生活環境項目について測定していますが、特に大腸菌群数^{*1}・全窒素^{*2}については、環境基準を大幅に超えているところが多い状況です。また令和4年度から検査項目が一部変更となり、新たな項目についても注視していく必要があります。下水道については、面整備もほぼ完了しており、村の水洗化率は 93.2%(令和2年度末)となっています。今後は施設の維持管理を中心に、長寿命化対策を図りながら、下水道への接続等を促進して、公共用水域の水質改善や自然環境保全に役立てるとともに、生活環境の改善に努めます。

○施策の基本的な考え方

良好な水質を保ち、後世に残す

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
水洗化率	93.2 %	○	

○施策内容

(1) 水質の現状把握

現状を認識し、対策を講じるために、公共用水域の水質を把握します。

- ▼ 河川・水路・地下水の水質調査を行います。【住民環境課】
- ▼ 調査結果を定期的に分かりやすく公表します。【住民環境課】
- ▼ 法律が遵守されているかどうか監視し、違反等に対して指導します。【住民環境課】

(2) 水質の改善

水は生命の源です。限りある資源である水を後世に遺すことのできるように、水を汚さないように水質の改善に努めます。

- ▼ 灯油流失等水質汚染事故の防止と発生時の対策を進めます。 【住民環境課】
- ▼ 公共下水道の面整備はほぼ完了しているので、引き続き公共下水道への接続を促進するとともに、浄化センターの長寿命化工事を進めます。 【建設水道課】
- ▼ 下水道等集合処理区域外においては、合併処理浄化槽^{※3}の設置を促進します。 【建設水道課】
- ▼ 下水道への接続を促進するため、排水設備工事の利子補助金制度や住宅リフォーム補助金制度を周知します。 【産業課・建設水道課】

(関連する施策)

- 〈水〉 良好な水環境の保全 ……………P18
- 〈農地〉 環境保全型農業の推進 ……………P33
- 〈河川〉 水辺の生物多様性の保全 ……………P36

(用語の解説)

※1 大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として用いられています。大腸菌群数は、検水1ml中の個数(正確には培養後のコロニー数)または検水100ml中の最確数(MPN)で表します。

最確数とは、菌の数を確率論的に推計する方法で、細菌を液体培地などで培養し、培養でできたコロニーの数を確率として統計的に表したもののことです。

※2 全窒素

水中の窒素分には有機態窒素と無機態窒素があり、その合計が全窒素(T-N)です。有機態窒素はたんぱく質・アミノ酸・尿素などに含まれており、生体内や環境中で無機態窒素に分解します。無機態窒素には有機態窒素の分解に由来するものと、化学肥料などに由来するものがあり、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素に区分されます。窒素・リンなどは生物の栄養源ですが、水中濃度が高くなる(富栄養化)とプランクトンが大量発生して赤潮・アオコを引き起こしたり、稲の生育障害を起こしたりします。水中の窒素・リンの起源は、生活排水・農畜産排水・工場排水などが主体ですが、自然由来のものや大気汚染によるものもあります。

※3 合併処理浄化槽

トイレ排水と生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。『合併処理浄化槽』ならば、放流される汚れは『単独処理浄化槽』を設置している家庭の約1/8に減らすことができます。

2. 脱炭素社会・循環型社会の構築に取り組むむらづくり

-水・エネルギー・廃棄物-

水



現状と課題

大泉川扇状地の扇端部である久保から神子柴にかけての中段には湧水が多く、神子柴では簡易水道に、田畑などではわさびの栽培に使われてきました。また経ヶ岳の豊かな森林で蓄えられた水は、大泉川や大清水川を流れ、水道水や農業用水などとして利用されています。

村内の生活用水は村営水道のほか、神子柴簡易水道と伊那市営水道によってまかなわれており、普及率は 99.9%です。村営水道では給水量の約 85%を上伊那水道用水企業団から受水しており、水質、水量の確保、安定化が図られています。

○施策の基本的な考え方

安全で良質な水資源サイクルの確保

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
管路耐震率	25.0 %	○	

○施策内容

(1) 良好な水環境の保全

水資源を大切に使うことにより、水資源サイクルを確保します。

- ▼ 漏水を防止し、水を有効に利用するため、関係機関の各種工事を念頭に連携を図りながら「資産運用計画」に沿って老朽管の更新を進めます。 【建設水道課】
- ▼ 水源の保全とかん養のため、関係機関や住民と連携しながら、源流地帯の森林の保全・育成を図ります。 【産業課】
- ▼ 湧水も含めた水源の汚染を防止するため、定期的な水質検査を行うとともに、監視・保護体制の整備・強化・村民への公表に努めます。 【建設水道課】

- ▼ 住民や工場・事業所などに対し、節水や雨水の利用・風呂水などの再利用について啓発を行います。 【住民環境課・建設水道課】
 - ▼ 広域農業用水である天竜川水系の用水確保を促進するとともに、大泉川などの村内水源の確保に努めます。 【産業課】
 - ▼ 西天竜水系等農業用水施設の維持管理を促進するとともに、計画的な整備・充実を図ります。 【産業課】
 - ▼ 村環境の保全に関する条例に基づく地下水採取施設(井戸)の台帳の整備をします。 【住民環境課】
- ⇒P10 『公害発生の抑制』に同じものがあります。

(関連する施策)

- 〈公害〉 公害発生の抑制P10
- 〈水質〉 水質の改善P16

エネルギー



現状と課題

本村では、太陽光や木質バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー施設の設置を推進してきました。こういった中、世界各地で地球温暖化が原因と思われる異常気象が頻発しており、本村は、令和2年6月に気候非常事態宣言をし、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すとしました。そのために再生可能エネルギーへのさらなる転換が求められています。

※(資料編)新エネルギー施設の補助等実績を掲載しています。

○施策の基本的な考え方

新エネルギーの普及と省エネルギー対策の普及

環境指標	令和元年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
村の公共施設の温室効果ガス排出量	1,558 t		○

○施策内容

(1) 新エネルギー※1の普及

クリーンなエネルギーを見直し、新エネルギーの利用をすすめます。

- ▼ 「南箕輪村再生可能エネルギー利用施設建設等に関するガイドライン」の規定に基づく再生可能エネルギー利用施設の台帳の整備に努めます。 【住民環境課】
- ▼ 太陽光発電等の自然と調和したエネルギーの普及啓発に努めます。 【住民環境課】
- ▼ 木質バイオマス等の再生可能エネルギー施設設置に対する補助を行います。 【住民環境課】
- ▼ 再生可能エネルギー施設の導入を推進しながら、関連しておこりうる新たな環境問題を研究し、対策に取り組みます。 【住民環境課】

(2) 省エネルギーの推進

エネルギー需要が逼迫している現状を見直し、エネルギーの効率的な利用に努めます。

- ▼ 県と連携し、電力需要最大時のピークカットをするなど、電気やガスの使用量の節約に努めます。 【総務課・住民環境課】
- ▼ 家電製品を買う際は、省エネルギー型の製品の購入に努めます。 【総務課】
- ▼ クールビズ/ウォームビズを推進します。 【総務課・住民環境課】
- ▼ 住宅や業務用建築物の高断熱・高気密化及び照明のLED化の普及啓発に努めます。

【住民環境課】

(3) 地球温暖化を防止するために

地球温暖化の温室効果ガス^{※2}を削減するために、温室効果ガスを削減した生活を指します。

- ▼ 温室効果ガスを削減するためには、住民、事業者、村などすべての個人・団体が地球温暖化対策の取組内容を理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。そのための情報提供等を行い、地球温暖化対策に取り組みます。 【住民環境課】
- ▼ 公用車の購入時には電気自動車や低燃費車等の導入に努めるとともに、これらの普及について検討します。 【総務課・財務課・住民環境課】
- ▼ 第3次南箕輪村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)^{※3}に基づき、村事業の温室効果ガスの排出量を把握し、公表するとともに抑制に努めます。 【住民環境課】
- ▼ エコドライブ^{※4}を推進します。 【住民環境課】
- ▼ 公共施設については、太陽エネルギー等の新エネルギー設備、LED照明器具等の省エネルギー設備の導入の検討を行い、CO₂排出の削減に努めます。 【全課】

(関連する施策)

〈大気〉 移動発生源への対策 ……………P14

〈用語の解説〉

※1 新エネルギー

新エネルギーは、「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態」の二つに分類されます。さらに「再生可能エネルギー」は、「自然エネルギー」と「リサイクル・エネルギー」に分けられます。

各エネルギーにはそれぞれ次のようなものがあります。

- ・自然エネルギー・・・太陽光・太陽熱・水力・雪氷熱・水力・地熱・バイオマス 等
- ・リサイクル・エネルギー・・・廃棄物熱利用・廃棄物発電・廃棄物燃料・温度差エネルギー 等
- ・従来型エネルギーの新利用形態・・・クリーンエネルギー自動車・天然ガスコージェネレーション・燃料電池 等

※ エコキュートは、大気熱を利用し、お湯を沸かす「ヒートポンプ式」の給湯器です。このヒートポンプの仕組み自体は冷房・給湯に使われてきましたが、従来は大気熱を集めてコンプレッサに送る冷媒に人工的に作られたフロンが使われていましたが、エコキュートは元々自然界にあり冷媒としての働きをもつ自然冷媒(CO₂)を利用しており、環境にやさしいと言われています。なお、このエコキュートという名称は商品名ではなく、電力会社や給湯機メーカーが「自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯機」を総称する愛称です。

- ※ 天然ガスコージェネレーションとは、ガスエンジンやガスタービンを使い、天然ガスを燃やして発電し、その際同時に発生する排気ガスや冷却水で回収される熱を、温水や蒸気形で利用するもの。
- ※ 燃料電池とは、酸素と水素を化学的に反応させ直接電気を発生させる発電装置です。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して製造するのが一般的。発電効率は40～50%ですが同時発生する排熱を利用すると80%になると言われています。1839年にイギリスのグローブ卿によって発明され、宇宙船の電源として開発されてきました。

※2 温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、フロンなどが温室効果ガスと言われています。

地球の平均気温は約15度ですが、もしも地球上に温室効果ガスがなければ、平均気温はマイナス18度となり、生命の存在できない極寒の星となります。しかし、地表の気温は、「太陽から届く日射が大気を素通りして地表で吸収され、加熱された地表から赤外線の形で熱が放射され、温室効果ガスがこの熱を吸収し、その一部を再び下向きに放射し地表や下層大気を加熱する」という仕組みにより生物の生存に適した気温に保たれています。

ところが近年、産業の発展や森林の開拓などの人間活動の活発化に伴って温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模での気温上昇が進行しています。これが地球温暖化です。

※3 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの6%削減を決めた平成8年の京都議定書を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されました。この法律の第21条において地方自治体は、地方自治体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定するものと規定されています。

※4 エコドライブ

環境にやさしい車の乗り方、エコドライブは、車の燃費を把握する、不要なアイドリングをしない、急発進、急加速をしない、タイヤの空気圧を適正にする、荷物の積み込みすぎをしない、余裕をもった車間距離を保つなどが考えられます。例えば不要なアイドリングを10分間しないと燃料消費は0.1～0.2リットル、CO₂排出は70～100gの節約となります。

廃棄物



現状と課題

平成 15 年度から上伊那広域連合で取り組んでいるごみ処理有料化制度実施に伴い、ごみ全体の排出量は減少しています。また、最近では、古紙類の資源化ルートが確立されたことにより、民間事業者が独自に店頭にて古紙回収を開始しており、村民は排出しやすい事業者の店頭を持ち込んでいることも排出量減少の一因となっています。しかし、可燃ごみに含まれる紙類の資源化、生ごみのリサイクル化(堆肥化)への取り組みによるごみの減量化が課題として残っています。

また、村内には不法投棄が依然として見受けられ、村民のモラル向上のための継続した啓発・広報活動が必要です。

○施策の基本的な考え方

ごみの排出を抑制する

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
住民 1 人 1 日あたりのごみの排出量	424 g		○
生ごみ処理器設置補助申請件数	27 件	○	

○施策内容

(1) 現状の把握

現状を認識し、対策を講じるために、ごみの排出の実態について把握します。

- ▼ ごみの排出を抑制し、資源化率を向上させるため、ごみの組成調査を行い、ごみの実態を把握します。 【住民環境課】

(2) 4R の推進

ごみの発生回避(リフューズ)・排出抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)をそのアルファベットの頭文字をとって“4R”^{※1}といいますが、この4Rの循環サイクルにより、ごみを出さない社会をめざします。

- ▼ 公共施設からの廃棄物を抑制します。【全課】
- ▼ グリーン購入^{※2}を推進します。【総務課・住民環境課】
- ▼ 家庭ごみの減量を図るため、継続して生ごみ処理器設置に対する補助を行います。【住民環境課】
- ▼ 公共施設から出る生ごみの削減に取り組みます。【住民環境課・子育て支援課・教育委員会】
- ▼ 資源化率の向上のため、住民主体のフリーマーケットの開催など、住民のリサイクル活動を促進します。【住民環境課】
- ▼ 分別収集に関する情報を分かりやすく公開します。【住民環境課】
- ▼ 村民の日常生活における4Rの指導に努めます。【住民環境課】
- ▼ 各種リサイクル法^{※3}の指導に努めます。【住民環境課】
- ▼ リターナブルびん^{※4}等の容器に入った商品の購入を推奨する等の再使用の啓発を積極的に行います。【住民環境課】
- ▼ 県と連携してレジ袋削減のためのマイバック持参の呼びかけを行います。【住民環境課】
- ▼ 30・10運動の推進など食品ロス削減の啓発を行います。【住民環境課】

(3) 適切なおみ出しの推進

ごみステーションに出されるごみは、リサイクルできるものであっても、可燃・不燃のごみに入っているものがまだあり、可燃・不燃ごみの処理量増加につながっています。

不法投棄されるごみについては、ごみ処理量だけでなく自然環境にも悪影響を与え、生態系への影響も心配されます。このことから、不法投棄を防止し、適切なおみ出しの推進を行います。

- ▼ 不法投棄パトロールを実施し、モラル向上に向けて啓発活動を行います。早期発見、迅速な対応に努めるとともに、悪質なケースにおいては、県や警察署と連携して対応します。【住民環境課】
- ▼ ポイ捨てに罰則規定を盛りこんだ「村環境の保全に関する条例」を住民に広く啓発・広報し、モラルの向上を図ります。【住民環境課】

- ▼ 全村一斉の美化運動を展開するとともに、各区や各団体など、住民の自主的な美化活動を促進します。 【住民環境課】
- ▼ 分別の徹底などを図るため、広報活動の充実、村民向けの出前講座の充実、学校教育での環境学習の推進、循環型社会形成に向けた意識の啓発に努めます。 【住民環境課・教育委員会】
- ▼ 地区ごみ収集における区・組未加入世帯やアパート世帯の参画などのごみ収集のあり方と方法について地域と連携しながら取り組みます。 【住民環境課】
- ▼ 無許可の不用品・廃品回収業者に対して監視パトロールや立入検査等、県と連携して必要な処置を講じます。 【住民環境課】
- ▼ ごみ出しや分別が困難な高齢者等に対しては、地域包括支援センター等によるマネジメントを通じて、地域の支援者や南箕輪村まっくん生活支え愛事業等につなげることで、ごみ出しやごみの分別の支援をします。 【健康福祉課】
- ▼ 上伊那クリーンセンターで搬入検査を行い、事業者の適切なごみ出しを図ります。 【住民環境課】
- ▼ ごみ分別アプリの普及を促進し、正しいごみ出しの徹底を図ります。 【住民環境課】

（関連する施策）

〈化学物質など〉 化学物質による汚染の発生の抑制 ……P12

〈用語の解説〉

※1 4R

一つめのR(リフューズ)とは、ごみになるものを受け取らないことです。

例：必要ない物は買わない、もらわない 買い物にはマイバッグを持参する

二つめのR(リデュース)とは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。

例：詰め替え用の製品を選ぶ 生ごみをたい肥化する

三つめのR(リユース)とは、使える物は、繰り返し使うことです。

例：修理などをして繰り返し使う いらなくなった物を譲り合う

四つめのR(リサイクル)とは、ごみを資源として再び利用することです。

例：ごみを正しく分別する ごみを再生して作られた製品を利用する

※2 グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指します。

日本では、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク(GPN)が設立され、また、2001年には国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されています。

※3 各種リサイクル法

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法があります。

※4 リターナブルびん

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんを指します。小売店

を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄されて、中味を詰めて再び商品として販売されます。ビールびんは平均で 20 回以上、一升びんは 6～7 回程度、再使用されます。

動植物



現状と課題

本村が位置する伊那谷は、良好な自然環境に恵まれ、多くの動植物が生息・生育しています。平成 20・21 年度に自然環境調査を行った際には、蝶類 69 種類、トンボ 17 種類、鳥類 89 種などが確認され、豊かな環境であることが裏付けられました。

長野県全体を見た場合、長野県レッドデータブック(2015 版)によれば、『長野県では、その地形、植生、水系の多様性に応じて多様な脊椎動物が生息しており、哺乳類 50 種(日本に生息する海産ほ乳類を除く種数の約 45%)、鳥類 330 種(同約 52%)、爬虫類 12 種(同約 12%)、両生類 19 種(同約 29%)、淡水魚類 36 種(約 13%)、が県内で確認されています。一方、無脊椎動物は、長野県に3万種以上の種が生息すると推測されています。全般的に南方系から北方系まで幅広い系統のものが生息し、全国でも有数の多様な種の生息域を擁します。分類群の全体像が最もよく知られているチョウ類では、149 種の生息が確認されています。この数は全都道府県の中で最も多く、日本に生息するとされる 233 種の約 64%を占める。』とされ、長野県全体が貴重な野生種の宝庫といっても過言ではありません。

しかし、前述の調査の結果、本村でも希少種の生息は少なく、絶滅の危機に瀕している動植物も少なくない反面、天然記念物として保護されてきたハクビシンによる農業被害や、帰化植物の繁茂により固有種の存在が脅かされるなど、対策が必要となっています。また、身近な問題として、ノラ猫のフンや臭いの苦情、カラスやハトによる農作物被害などがあります。

○施策の基本的な考え方

在来生物を守り、後世へ引き継ぐ環境を作る

環境指標	令和元年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
特定外来生物に対する情報の提供・啓発	1回	○	

○施策内容

(1) 特定外来生物対策

在来種を存亡の危機に追いやる特定外来生物(侵略的外来生物)^{※1}への対策をします。

- ▼ 特定外来生物に対する情報の提供・啓発を行います。 【住民環境課】
- ▼ 国・県と連携し、アレチウリを全村から駆除することを目的とした対策を立案することとします。 【住民環境課】
- ▼ 特定外来生物の分布状況の調査を行います。 【住民環境課】

(2) 生物の生育・生息環境の保全

多様な動物や植物が野生動物本来の習性で生育、生息できる環境の保全を行います。

- ▼ 村独自の環境アセスメント基準について研究します。 【住民環境課】
- ▼ 在来生物保護育成活動の育成支援を行います。 【住民環境課】
⇒P36 『水辺の生物多様性の保全』に同じものがあります。
- ▼ 野生動物の交通事故発生状況調査を行い、事故防止に向けた啓発に努めます。 【産業課】

(関連する施策)

- 〈水〉 良好な水環境の保全P18
- 〈森林〉 計画的な森林の整備P31
- 〈農地〉 農地の保全P34
- 〈河川・湖沼〉 水辺の生物多様性の保全P36

〈環境学習〉 学習機会の拡大 ……………P44

〈用語の解説〉

※1 特定外来生物(侵略的外来生物)

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを外来生物といいます。この外来生物の中で、定着している・いないに関わらず、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすものを、特に侵略的外来生物といいます。侵略的外来生物といっても本来の生息地ではごく普通の生き物として生活していたものですので、その生き物自体が恐ろしいとか悪いというわけではありません。日本生態学会では日本の侵略的外来生物ワースト100を選定しており、アライグマやアメリカシロヒトリ、アレチウリなどが選ばれています。また、外来生物法では、海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・屋外へ放つことなどを罰則を設けて禁止しています。平成28年10月現在、1科13属91種(110種類)が指定されています。(資料編に対象生物の一覧表あり)

森林



現状と課題

本村は飛び地として山岳地帯を持ち、その面積は村のほぼ半分にあたります。飛び地にある大泉所山・北沢山村有林においては森林整備事業を実施し、その他の飛び地においては、県の治山事業により森林整備は促進されました。しかし、木材価格の低迷などによって木の価値が下がっていることや担い手不足により、間伐期を迎えながら手が入らない国有・民有人工林も広く見られます。

平地部にはかつて里山として親しまれてきた平地林、段丘の斜面緑地が残されていますが、宅地化が進む中で、民有平地林や段丘林が徐々に減ってきています。また里山においても、間伐期を迎えながら手が入らない部分が見られ、松くい虫被害量も増大しており、今後も被害の拡大が懸念されます。一方で、大芝公園の中にはみんなの森があり、森林セラピーロードとして親しまれています。森林は水源涵養機能や災害防止機能をはじめ、二酸化炭素の吸収や美しい景観の一部であること等の環境への公益的な機能を有しており、その機能の重要性を周知し、保全していく必要があります。

平成 23 年度には、「南みのわ美森倶楽部」が発足され、村内で行われる間伐などの森林整備事業で出される不要材を、会員が薪として利用することで木材資源の有効活用を図っています。同時に、森林の景観整備を行い、里山を生き返らせる取組が行われています。

平成 24 年度から企業と村が連携して、森づくりを行う森林(もり)の里親促進事業がはじまり、その後経ヶ岳友の会も加わりながら、経ヶ岳登山道付近の村有林で下草刈りや枝打ち、伐採作業などを行い、樹木管理をしながら里山を生き返らせる取組が行われています。

県でも林業の採算性の悪化等により、間伐期にもかかわらず、適正な整備・保全が進みがたい状況となっていたため、平成 20 年に長野県森林づくり県民税を導入しました。村では大芝高原の間伐や地域材を使った木工製品の製作、危険木の伐採などに活用しており、県民全員で森林整備事業を支えている形となっています。

また、国では温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保できるように、平成 31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立、「森林環境税」(令和6(2024)年度から課税)及び「森林環境譲与税」(令和元(2019)年度から譲与)が創設されました。

この税によって、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、適切な森林の整備、所有者や境界が分からない森林への対応、林業・森林管理等の担い手不足

の解消など、森林の公益的機能の向上が期待されています。

○施策の基本的な考え方

森林を保全し、その公益的機能を維持する

環境指標	令和元年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
大芝整備活動参加人数 (育樹祭・学校による整備活動等)	750人	○	

○施策内容

(1) 計画的な森林の整備

計画的に森林を整備するとともに、森林の多面的な機能の創出に努めます。

- ▼ 「南箕輪村森林整備計画」に基づき、森林所有者からの要望や整備が必要な森林については積極的な事業導入を図ります。 【産業課】
- ▼ 貴重な水資源と森林資源を抱える飛び地の保全と適正な維持管理を図ります。 【産業課】
- ▼ 大芝村有林については次世代に向けて、伐採・植林を計画的に進めます。 【産業課】
- ▼ 私有林の整備を促進するため、森林経営管理制度等を活用し、村は、国や県の補助金に該当する事業を利用しながら、森林整備の促進を支援します。 【産業課】
- ▼ 平地林、段丘林の保全を図るため、保全すべき山林を選定するとともに、森林整備等に関する相談体制の充実を図ります。 【産業課】
- ▼ 森林の多面的な機能の発揮に向けて、「水土保持林^{※1}」「森林と人との共生林^{※2}」「資源の循環利用林^{※3}」の区分を図り、それぞれの区分の特性に応じて森林の保全と活用を図ります。 【産業課】
- ▼ 国土の保全、水源かん養、環境保全、野生生物の生息環境の保護など、森林の公益的機能の維持・増進を目指す制限林^{※4}の保全を図るとともに、森林所有者への森林整備の説明を行い、制限林(「水土保持林」「森林と人との共生林」)への指定を促進します。 【産業課】
- ▼ 村木であるアカマツを大切に守りつつ、樹種転換等の新たな森林づくりを進めます。 【産業課】
- ▼ 森林は水源涵養機能や災害防止機能をはじめ、二酸化炭素の吸収や美しい景観

の一部である等の環境への公益的な機能の重要性や必要性を周知します。

【産業課】

- ▼ 地域間伐材を有効利用するため、薪、木質ペレット、木炭等のバイオマスエネルギーの活用や木工製品への活用等について、情報提供を図ります。

【産業課・住民環境課】

(関連する施策)

〈水〉 良好な水環境の保全 ……………P18

〈用語の解説〉

- ※1 水土保持林
水土保持林土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視した森林のこと。
- ※2 森林と人との共生林
原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を重視した森林のこと。
- ※3 資源の循環利用林
国民生活に必要であり、環境に対する負荷の少ない素材である木材等林産物の計画的・安定的生産を重視した森林のこと。
- ※4 制限林
法律(森林法等)によって立木の伐採等の制限をされている森林のこと。

農地



現状と課題

村内の農地は西天竜用水路を境に下段では水稻及び転作田を活用した麦・そばやその他野菜の作付けが行われており、西天竜用水路から上段では、畜産経営に伴う飼料作物やスイートコーン・アスパラなどの畑作物が作付けされ、その他村内全域にわたって果樹園や施設園芸ハウスが点在しています。農地は農作物の栽培だけでなく環境保全や景観保全機能も併せ持っていますが、近年、農畜産物の価格の低迷や、労働力不足による遊休荒廃農地が目につきます。

○施策の基本的な考え方

農地を保全し、その多面的機能を維持・継承する

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
耕作放棄地の面積	8.4 ha		○

○施策内容

(1) 環境保全型農業の推進

農業や畜産のふん尿、化学肥料による環境への負荷は、河川の水質検査においても影響が現れていると考えられます。また、「食の安心・安全」について消費者のニーズが高まっていることから、環境にやさしい農業を推進し、環境への負荷の抑制と、消費者が求める安心安全な農産物を提供する必要があります。

- ▼ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、経営の安定化に配慮しながら、家畜排せつ物の資源化、環境汚染防止を図ります。

【産業課】

- ▼ 消費者団体やグループ、流通業者などと提携を図り、有機栽培・特別栽培^{※1}農産物の生産加工等、環境保全型農業の促進を図るとともに自然環境の改善と健康で安全・安心な食生活の実現を目指し、地産地消を進めます。

【産業課】

- ▼ 「健康、安全、安心」な「南箕輪ブランド」の特産品の開発・生産・情報発信・販売を促進します。 【産業課】

(2) 農地の保全

農畜産物の価格の低迷や農業者の高齢化による労働力不足は、遊休荒廃農地を作り出し、景観へも悪影響を及ぼすとともに、農業の多面的機能にも影響があります。このことから、農地を保全するための活動が必要となります。

- ▼ 農地及び農業用水が水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能を有することへの理解を深められるよう啓発していきます。 【産業課】
- ▼ 南箕輪村農業振興地域整備計画に基づき、都市的土地利用との調整を図りながら、優良農地の保全を図ります。 【産業課】
- ▼ 生産性の高い優良農地のほ場基盤整備の促進を図ります。西天竜ほ場整備については、地域要望の中で地権者の同意が得られた地域において実施します。また、各土地改良区において実施する水路改修に対して補助を行います。 【産業課】
- ▼ 総合的な営農支援対策による作付けの促進、市民農園としての活用など、農地の荒廃防止と有効活用、地域環境の保全に努めます。 【産業課】
- ▼ 生産性の高い、若者に魅力ある農業経営の実現を図りながら、後継者や新規就農者に対する研修機会や各種団体との交流の機会を設けるなど、新たな農業の担い手の育成・支援に努めます。 【産業課】
- ▼ 本村農業を支える認定農業者の育成・支援を図るため、農業委員会や村営農センターの指導のもと、農事組合法人「まっくんファーム」や「まっくん野菜家」の組織育成と合わせ、農地の集積や農作業の受委託業務を推進し、積極的なコスト削減と担い手意識の醸成を図ります。 【産業課】
- ▼ 高齢者や定年退職者、女性などが農業に魅力を持てるよう、農林畜産物加工品の研究・開発と生産、直売所での販売などを促進します。 【産業課】
- ▼ スプロール化を抑止し、農業地域の景観を維持します。 【産業課】
- ▼ 生産から消費までの食の安全性や食べ物と健康などについて学ぶ食育・食農^{※2}の推進を図ります。 【産業課・健康福祉課・教育委員会】
- ▼ できる限り地場農産物の利用に努め、安全、安心な給食を提供するとともに、園児・児童・生徒のふれあいを図るなど、給食内容の充実に努めます。 【子育て支援課・産業課・教育委員会】

(関連する施策)

〈水質〉 水質の改善P16
〈景観〉 景観を活かしたまちなみづくりP38

〈用語の解説〉

※1 特別栽培

特別栽培は、農薬と化学肥料の両方について、その地域の通常の栽培法(慣行)より50%以上削減してつくる栽培方法です。2004年4月までは農林水産省省令で、農薬か肥料かのどちらかが「おおむね50%」削減なら、「特別栽培」と表示できるとしていましたが、改正で「おおむね」を削除し枠を狭めて、それぞれの地域の慣行農業より農薬および化学肥料について50%以上削減した農産物について、特別栽培農産物として都道府県が認証することとしています。

なお、有機栽培は、日本農林規格(JAS)により、化学合成農薬、化学肥料、化学合成土壌改良材を使わないで、3年以上を経過し、堆肥など(有機質肥料)による土づくりを行ったほ場において栽培し、収穫し、第三者認証機関により認証された農産物を「有機農産物」として表示することができます。また、3年未満6ヶ月以上の場合を、「転換期間中有機農産物」といいます

※2 食農

食育が栄養のバランスや食材の安全性、食事のマナー、(地域に根ざした)食文化を学ぶことで、人間として成長するための教育であるのに対し、食農は生きていく上で欠くことのできない食べ物について、土作りや種まき、収穫など栽培を通じて生き物や自然にふれあうことによって、食べ物の大切さ、農業の重要性、環境を守る意義、苦しみや喜び、命の大切さなどについて体得していくことをいいます。

河川・湖沼



現状と課題

村内の河川は主として、大泉川や大清水川など大泉所山や蔵鹿山を源流とする河川グループ、小中井沢川や車沢川など段丘崖を源流とし、わさび栽培などに使われ、西天水田地帯に影響される河川グループ、諏訪湖から流れる天竜川に分けることができますが、近年は天竜川を中心にアレチウリの繁茂による生態系の影響が懸念されています。また、村内には天然の湖沼はありませんが、人造湖として大泉所ダム湖・大芝湖があり、それぞれキャンプ地や家族連れの親水池として親しまれています。

河川や湖沼は多くの生物が生息する場所ですが、村内の河川はほとんどがコンクリート護岸で、水生生物の生息環境として単調なものとなっており、生態系を考える上で環境の保全が課題となっています。最近では、地区による河川清掃や、住民の有志グループによる河川愛護活動も行われています。

○施策の基本的な考え方

水辺の生態系を保全する

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
河川愛護活動参加人数	762 人	○	

○施策内容

(1) 水辺の生物多様性の保全

水辺の生態系を改善するために、良好な水辺の保全・創出をします。

- ▼ 国・県と連携しアレチウリ対策を行います。 【住民環境課】
- ▼ 河川愛護活動、水辺環境保護活動の支援を行います。 【住民環境課・建設水道課】
- ▼ 在来生物保護育成活動の育成支援を行います。 【住民環境課】

⇒P28 『生物の生育・生息環境の保全』に同じものがあります。

- ▼ 河川の改修にあたっては、多自然型工法^{※1}の採用など、自然環境・景観に配慮し、潤いのある親水空間の整備を促進します。 【建設水道課】
- ▼ ごみの放置をしないよう、水辺利用者に対してマナーの向上を働きかけます。 【建設水道課・産業課・住民環境課】
- ▼ 河川の管理について、地域住民と協働して適正な管理を図るとともに、村民の河川愛護の取組を支援・促進します。 【建設水道課】
- ▼ 村民グループの先進的な取組と努力で維持されている「田畑半沢ほたるの里」、「不死清水(しんずらしみず)」等村民の自主的な取組みを支援・促進します。 【建設水道課・産業課・住民環境課】
- ▼ 水質の汚濁防止の取組を促進するとともに、水辺の自然環境・景観の保全・創造、遊歩道や親水公園の整備など、親水空間の整備・活用を促進します。 【建設水道課・住民環境課】

(2) 良好な水環境の保全

→ 「水」の良好な水環境の保全と同じです。

(関連する施策)

〈水質〉 水質の改善	P16
〈廃棄物〉 適切なおみ出しの推進	P24
〈動植物〉 特定外来生物対策	P28

〈用語の解説〉

※1 多自然型工法

近自然工法ともいい、工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出をめざした工法のことをいいます。国土交通省が推進する、多自然型川づくりやエコロード事業がこれに含まれるとされています。

多自然型川づくりは、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、あるいは改変せざるを得ない場合においても最低限の改変にとどめるとともに、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指した川づくりです。また、良好な河川環境が人為的な影響を受けて大きく改変されてしまっている場所においては、もともとあった良好な河川環境にできるだけ近づくよう努めることが重要とされています。

エコロード事業は、動物の生息地を分断しないように橋梁やトンネルを多く採用したり、動物用の横断構造物を設置して動物の移動を助けたり等、設計の段階からさまざまな工夫を施した道路をいいます。

4. 文化的で快適なむらづくり- 景観・公園・緑化・歴史・文化 -

景観



現状と課題

西天竜用水路から東の田園地帯と西部の酪農・畑作地帯が広がる南箕輪村は、自然に囲まれ、南アルプス仙丈ヶ岳をのぞむ景観はすばらしいものがあります。令和元年度に行われた南箕輪村第5次総合計画策定のための小中高生アンケートにおいても村の魅力について「自然環境が豊かである」という回答が最も多く、景観の保全が重要であると考えられます。村内では、南原地区が景観形成住民協定を締結し、建築物や土地の基準を定めるなど、美しいまちづくりへの取組が始まっています。平成27年4月には、本村は景観行政団体^{※1}に移行し、同年7月からは景観条例と景観計画を全面施行しました。

○施策の基本的な考え方

美しい景観づくりの推進

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
景観計画区内における届け出内容の適合率	100 %	現状を維持します	

○施策内容

(1) 景観を活かしたまちなみづくり

自然景観を大切にし、景観と調和したまちなみづくりをめざします。

- ▼ 集落周辺の平地林など自然環境の保全を図るとともに、生活道路の整備、花いっぱい運動など、快適で魅力のある農村環境づくりを促進します。

【地域づくり推進課・産業課】

- ▼ 新たに開発が見込まれる地域などを中心に、景観形成住民協定などによる自主的

な景観保全・整備の取組みを促進します。 【建設水道課】

▼ 各区で景観づくりのテーマを決め、各区の特色を生かしながら自然や歴史と調和した景観づくりを促進します。 【建設水道課】

▼ 景観に配慮した屋外広告物などの設置と整理を促進するとともに、統一的なデザイン・色彩に配慮した看板づくりを促進します。 【建設水道課】

▼ 公共施設の建設・建替え、道路や橋梁などの整備、河川の改修などにあたっては、周囲の景観に調和した統一的なデザインや色彩を採り入れるなど、民間に先立つ景観形成の取組を推進します。 【建設水道課】

▼ 花と緑の景観づくりに向け、住民の花いっぱい活動を促進するとともに、取組みの拡大を図ります。 【地域づくり推進課】

▼ 学校教育や社会教育において景観学習の推進を図り、看板や建築、街並みデザインに対する住民の関心、意識を高めます。 【教育委員会】

▼ 空き家等に関する対策を実施するための計画を策定し、空き家等の適正な管理を促進します。 【地域づくり推進課】

▼ 大型の太陽光発電施設設置による近隣住民とのトラブルを防ぐために、着工前の住民説明会開催を促し、また太陽光発電施設が景観を害さない配置や望観できる場合は植栽もしくはルーバーを設置する等、周囲からの見え方に配慮することを推進します。 【住民環境課・建設水道課】

▼ 多面的機能支払交付金を活用して、各地区で取り組まれている農村環境保全活動を支援します。 【産業課】

(関連する施策)

〈農地〉 農地の保全P34
〈河川・湖沼〉 水辺の生物多様性の保全P36
〈公園・緑化〉 緑化の推進P41

〈用語の解説〉

※1 景観行政団体

景観法(2004年6月制定、12月施行)に基づく諸施策を実施する行政団体。

地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わつて景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制の他、景観協議会を設立・運営、景観形成に取組む NPO 法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行う。

公園・緑化



現状と課題

都市公園である大芝公園は、各種スポーツ施設やキャンプ場、遊具や遊歩道、大芝の湯などが整備され、多くの人たちの憩いや癒しの場となっています。また、隣接するみんなの森は生活環境保全林として整備され、森林セラピーロードの認定を受けました。

一方で、各地区にも公園が整備されていますが、さらに身近な子どもの遊び場を求める声が多くなっています。

○施策の基本的な考え方

公園の機能の拡充

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
都市公園の施設整備	16箇所	○	

○施策内容

(1) 公園の充実

身近に利用できる公園や広場を整備することにより快適な環境を目指します。

- ▼ 地域住民の要望をもとに、身近に利用できる公園や広場、子どもの遊び場としての小規模の公園の整備計画を各区・地域住民などと協議しながら検討します。

【建設水道課】

- ▼ 老朽化していく公園施設の維持・管理・更新は、各区・地域住民と協議しながら整備していきます。

【建設水道課】

- ▼ 子どもや高齢者や障がい者が安心して利用できるよう、公園の安全な環境づくりとユニバーサルデザイン※¹化を進めます。

【建設水道課】

- ▼ 大芝公園施設については、指定管理者と協議しながら適正な維持管理に努めます。

【建設水道課】

- ▼ 癒しの森として大芝高原を活用できるよう、メニューづくりや森林を案内できるスタッフの育成を図ります。 【産業課・健康福祉課】
- ▼ ボランティアの育成を図り、大芝公園の自然とふれあう機会を拡充するため、各種観察会や自然体験会、野遊び講座などを住民と協働で開催します。 【産業課・住民環境課・教育委員会】

(2) 緑化の推進

身近に緑を増やし、安らぎのある快適な環境を目指します。

- ▼ 各区などでの緑化協定締結の促進や道路や堤防、公共公益施設などの緑化を進めるとともに、景観計画に沿った工場・作業所・住宅などの緑化を促進します。 【建設水道課】
- ▼ みどりの少年団や地域緑化活動などを推進するため、森林ボランティアなどの活動に対し、支援を行います。 【産業課】
- ▼ 花と緑の景観づくりに向け、住民の花いっぱい活動を促進するとともに、取組みの拡大を図ります。 【地域づくり推進課】

(関連する施策)

〈景観〉 景観を活かしたまちなみづくり……………P38

〈用語の解説〉

※1 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化や言語のちがひ、年齢、障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。バリアフリーという言葉が広く使われていますが、バリアフリーが障害者や高齢者など一部の人を限定しているのに対し、全ての人を対象にしているのがユニバーサルデザインです。例えば、トイレのマークや非常口の絵文字(ピクトグラム)も障害者・健常者・外国人を問わず誰にでも分かりやすいユニバーサルデザインのひとつです。

歴史・文化



現状と課題

本村では、出土品が国の重要文化財となっている神子柴遺跡や、高根遺跡、天伯遺跡など古くから村が生活の場となってきた歴史を見ることができます。また、近世では、新四国霊場や大宗館文庫、自然物では北殿のエドヒガンザクラや恩徳寺大銀杏など村の指定文化財として指定されています。

伝統行事・無形文化としては、田畑の「盆正月」、大泉の無形文化財「鹿祭り(ししまつり)」、「民謡『御嶽山(おんたけやま)』」があります。いずれもその有効的活用と保存が課題とされています。

○施策の基本的な考え方

現代に引き継がれてきた文化・歴史を後世へ引き継ぐ環境を整備する

環境指標	令和2年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
文化財歴史講座等参加人数	45人	○	

○施策内容

(1) 遺跡・史跡等の保全と活用

村内に残る遺跡や史跡を周辺環境とともに保全し、将来へ引き継ぎます。

- ▼ 文化財に関する学習会の開催や郷土館の活用等によって、文化財保護意識の高揚を図ります。 【教育委員会】
- ▼ 村内に数多く点在している史跡・遺跡について、学術団体等の協力を得ながら開発行為を機会に遺跡の発掘調査を行い、記録・保存を行います。 【教育委員会】
- ▼ 文化財の調査研究を推進するとともに、文化保護団体の育成による保護体制を確立します。 【教育委員会】

- ▼ 学校教育や文化講座などによる文化財・伝統文化研究を促進します。【教育委員会】
- ▼ 発掘された遺物や収集された資料の適正な管理・保存のため、電子データ化を進めるとともに、村ウェブサイトで公開するなど、住民が利用しやすい環境の整備に努めます。【教育委員会】
- ▼ 本村に受け継がれている歴史資料や生活文化資料を保存し、それらの資料を活用した学習・研究活動を推進するため、郷土館の充実を図ります。【教育委員会】

(2) 伝統文化の継承

村内に残る遺跡や史跡を周辺環境とともに保全し、将来へ引き継ぎます。

- ▼ 伝統的な風俗習慣、伝統行事などの伝統文化の保存を図るため、地域の祭りや行事の映像・画像などによる保存を図ります。【教育委員会】
- ▼ 伝統文化の継承を図るため、保存団体の育成や後継者の確保・育成を促進します。【教育委員会】
- ▼ 住民が主体となって、地域の食文化や伝統技術など生活・産業文化を調査・研究する「地域の宝探し」活動などを促進し、民俗資料等の収集・保存とむらづくりへの活用を図ります。【教育委員会】
- ▼ 本村に受け継がれている歴史資料や生活文化資料を整備・保存し、それらの資料を活用した郷土学習・研究活動を推進します。また村誌は、発刊から年数が経過しているため、補遺を行い村誌の補遺編の発刊に向け調査・研究します。【教育委員会】

5. 次代を育みみんなで環境保全に取り組むむらづくり

-環境学習-

環境学習



現状と課題

令和元年度に行われた第5次総合計画策定のための小中高生アンケート調査によると、村の魅力として、「自然環境が豊かである」と回答した割合が最も多くなっています。また、村の将来像について、高校生の回答は「自然豊かな歴史を活かした村」が上位を占めており、これからの村のことについて、小・中学校生の回答は「自然を守ってほしい」が最も多くなっています。この村のイメージや将来像がはぐくまれるような環境学習に取り組んでいく必要があります。

○施策の基本的な考え方

自然に対する興味をもてるような教育

環境指標	令和元年度	方向性	
		高いまたは 大きい数値 をめざします	低いまたは 小さい数値 をめざします
子ども未来塾参加人数	57人	○	

○施策内容

(1) 学習機会の拡大

環境に関する学習機会を拡大し、自然や環境の重要性を啓発します。

- ▼ 親子や住民が、より自然環境に親しめるよう、県、自然愛好家や信州大学などの協力を得て、「自然ふれあいマップ」の作成や自然体験学習会の開催などに取り組みます。【産業課・住民環境課・教育委員会】
- ▼ 国から「生物多様性保全上重要な里地里山」の指定を受けた田畑・大芝地区を中心として、村民の協力による自然観察、自然体験や環境教育等を通して村民の自然環境保全意識を高めます。【産業課・住民環境課・教育委員会】
- ▼ 学校教育・社会教育などを通じた環境教育・自然体験学習を推進し、住民の自然

環境保全意識の高揚を図ります。

【教育委員会】

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、「計画を策定し(Plan)」、「計画を実行(Do)」、「見直し(Check)」、「見直す(Action)」というPDCA サイクルを実行できるようにすることが重要です。計画を立てるだけでなく、実行し、実施状況を振り返り、それを翌年度以降の計画に確実に反映させることにより、目標に向かって着実に前進していくことが可能です。そこで、この計画の実施にあたっては、計画の実施状況について点検と見直しを適切に行うことにより、継続的な改善を図るものとし、これらが行われるような体制をめざします。

本計画が対象とする分野は幅広いため、計画の推進にあたっては次の体制の整備を行うものとします。

(1) 村民・事業者との連携による推進体制の整備

本計画を運用し、環境の保全を図るために、行動計画の実践が必要ですが、それには、村の取り組みだけでなく村民や事業者の積極的な取り組みも必要です。

村民・事業者の積極的な参加と協力を促進するため、環境学習や啓発、その他村民や事業者の取組に対する支援等が必要になってきます。

そのため、計画の推進にあたっては、村総合計画との関連性が強いことから、その推進体制・進行管理を活用していくものとします。

(2) 庁内体制の整備

この計画の推進にあたっては全庁的な取り組みが必要となってきます。そのため、村総合計画推進委員会において、施策の実施にあたっての調整等を必要に応じて行います。

(3) 国や県、関係機関、関係自治体との協力体制の明確化

環境の保全を図る上で国や県、関係機関に対し要請や協力を求めなくてはならない事項、河川流域での課題など隣接する自治体と協力して取り組まなければならない事項に対しては、それぞれの機関との連携・協力体制を明確にしておき、対処するものとします。

2. 計画の進行管理

計画を確実に実行し、より効果のあるものとするため、計画の進捗状況を点検・評価し、

必要に応じた見直しを行います。また、取り組み状況等を公表し、村民や事業者と情報の共有を図ります。なお、村総合計画との関連性も多いことから、計画を進行する上で総合計画の進め方と重複をする場合は、連携をさせるものとしします。

(1) 点検・評価

計画の進捗状況を毎年点検・評価します。

点検・評価は、計画の進捗状況を定量的に把握可能な水質やリサイクル率など実際に実施した施策の内容とその定性的な評価によるものとしします。

(2) 点検・評価結果の報告と環境情報の提供

計画の進捗状況は環境審議会に報告するとともに、村民・事業者に公表し、意見を受けるものとしします。

(3) 計画の見直し

この計画は、点検・評価の結果や社会情勢の変化や村の環境に大きな変化が生じた場合に、計画の見直しを行います。

資料編

1 南箕輪村第5次総合計画 基本構想・ 後期基本計画(抜粋).....	49
2 南箕輪村環境基本条例	… 74
3 南箕輪村環境の保全に関する条例	… 78
4 「住みよいむらづくりをめざして」 アンケート調査結果(抜粋)	… 90
5 公害苦情件数の推移	…111
6 河川水質調査の結果	…112
7 二酸化窒素の大気濃度変化(簡易測定)	…116
8 新エネルギー施設設置補助金等実績	…117
9 廃棄物量の推移	…119
10 日本の侵略的外来種ワースト100と 特定外来生物	…123
11 南箕輪村森林整備変更計画	…130

南箕輪村第5次総合計画

基本構想・後期基本計画

基 本 構 想

（抜粋）

4. 将来像実現のための目標

将来像を実現するために、次のとおり4つの重点目標と7つの基本目標を定め、本村の誇りである豊かな自然と人のつながりの中で、いつまでも住み続けたいと思えるむらづくりを村民と行政がともに力を合わせて進めていきます。

(1) 重点目標

① 子どもを安心して産み育てることができる環境の整備

子どもを安心して産み育てられるよう、多世代が関わり合いながら社会全体で子育てをサポートする環境づくりを進め、「子どもを産み育てやすい村」を目指します。

② 生涯元気で暮らせる地域づくり

これからさらに進む高齢化に備えて、村民一人ひとりが心身ともに健康であり、楽しみや生きがいを持つことや社会が明るく活力のある状態であること等、生活の質の向上を目指して村民が自らの健康を維持・増進できるように支援していきます。

③ 地域の創意を生かした自立・協働によるむらづくりの推進

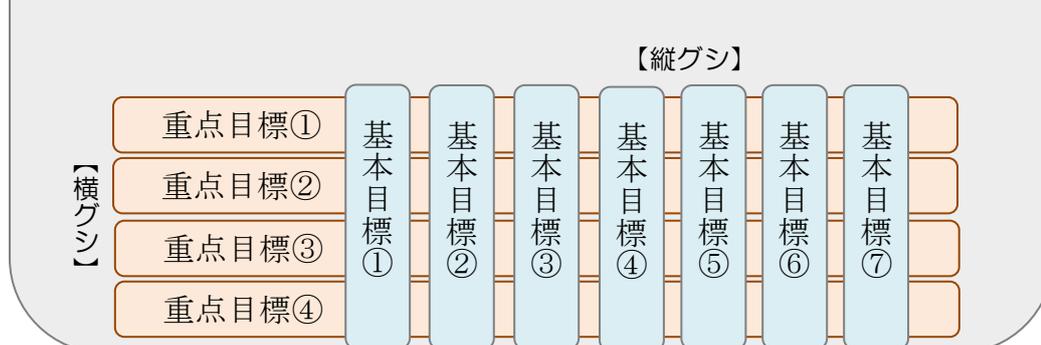
「自助・共助・公助」の考え方のもと、村民と行政が「ともにむらづくりを担う」という意識を持って、協働による公共サービスの提供に取り組み、村民の力が地域に生きる、より暮らしやすい自立・協働のむらづくりを目指します。

④ 自然環境や歴史的資源を生かした個性あるむらづくりの推進

豊かな自然環境を守り、村に受け継がれている歴史的・文化的遺産を活用して個性豊かなむらづくりを目指します。

重点目標と基本目標の関係

基本目標は、施策ごとの展開である縦グシであるのに対し、重点目標は全ての基本目標を貫く横グシとなります。従って、重点目標を進めていくにあたっては、基本目標①～⑦の相互の連携・協力が重要となります。



(2) 基本目標（施策の大綱）

① 健やかに生きいき暮らせる村

自らの健康は自らで守ることを基本とし、全ての村民が元気で健康に暮らすための健康づくり事業を推進します。

超高齢社会にあって、高齢者が健康で生きがいを感じて暮らすことができるよう努めます。

障がいがある人の社会参加を促進するため、良質な福祉サービスの提供に努め、全ての人が地域とともに生活できる「共生の社会」に向けた取組みを推進します。

② 次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村

少子化社会と多様化する保育ニーズに対応するため、子育てしやすい環境づくりを推進します。

学校においては、基礎的な学力や自ら学び考える力等の確かな学力、他者や郷土を思いやる豊かな心、たくましく生きるための健康や体力等の育成を推進します。

全ての村民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組みを推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。

村民が生涯にわたり、それぞれのライフステージ^{※1}に応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動機会の提供と紹介や施設の適切な運営に努めます。

豊かな自然に包まれた村の歴史・文化を学び、郷土としての誇りを育む施策を推進します。

③ 安全・安心に暮らせる村

生活を災害から守るため、消防団活動の活性化、自主防災組織の充実、防災対策を推進します。

村民が安心して生活できるよう交通安全、防犯に関する啓発、見守り活動、組織の育成、消費者被害の防止等地域でのお互いの助け合いに取り組みます。

④ 産業と観光の振興で活気を生む村

中小企業の基盤強化等を支援し、商工業・サービス業の振興を図るとともに、コミュニティビジネス^{※2}等新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の確保に努めます。

農業の担い手の育成や経営の効率化の推進を図るとともに、農地や森林の持つ多面的な機能にも着目し、その保全に努めます。

豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした観光の振興に努めます。

⑤ 住みやすい環境づくりを進める村

道路については、歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、生活道路の交通安全施設等の設置に努め、ボランティア活動等による美化と維持管理を促進します。また、幹線道路との道路ネットワーク^{※3}を構築し、利便性の向上を図ります。

公共交通については、利用者ニーズを生かした利便性の高い誰にも使いやすいきめ細やかな公共交通網の構築を促進します。

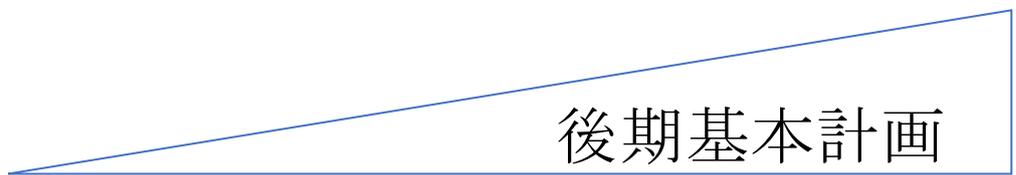
住宅については、村営住宅の適切な維持管理に努め、民間による優良住宅の整備を促進します。

公園・緑地については、子どもの遊び場の確保とともに、憩いと交流の場

※1 ライフステージ：人間の一生において 節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。

※2 コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。

※3 道路ネットワーク：道路間の接続等道路網のこと。



(抜粋)

施策2-6 文化・芸術活動の推進



【現状と課題】

本村では、村民の自主的な文化・芸術活動が活発に行われており、そのまとめ役の文化団体連絡協議会の組織的な活動が展開されています。

また、日ごろの活動の発表の場として、例年11月上旬の2日間、村民文化祭を開催しています。

平成29年度（2017年度）に村の土器4点が県宝指定を受け、また、平成30年度（2018年度）に「南箕輪の史跡」の改訂版となる「南箕輪の史跡の話」が刊行されるなど、村文化財保護と継承に努めるとともに、文化財施設の整備充実を図っています。

文化・芸術は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種文化・芸術団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、文化・芸術の鑑賞機会や発表機会の充実等に努め、文化・芸術を身近に感じることができるようむらづくりを進めていく必要があります。

【施策の方向】

村民主体の文化・芸術活動を支援するとともに、文化財の保存と活用、地域特有の民俗文化の伝承に努めます。

【施策の体系】

2-6 文化・芸術活動の
推進

- (1) 文化活動の充実
- (2) 文化行事の充実
- (3) 文化施設の充実・活用
- (4) 文化財、伝統文化の保護・伝承

【施 策】

(1) 文化活動の充実

① 文化講座の充実

村民に文化的な活動や経験を提案し、ともに考え、活動、経験していく中で、新しい発見や感動などを通して、村民が積極的な活動を自主的に行っていくよう支援します。

② 文化団体連絡協議会の強化促進

文化団体連絡協議会の組織強化を図るなど、自主運営ができるよう支援します。

③ 指導者の確保・育成

各種講座等の開催などを通して、文化活動団体の指導者を確保・育成します。

④ 文化活動団体の育成

講座などの人が集い、繋がる場から、地域を支える文化団体を発掘、育成します。また、文化団体が地域における日常的な文化活動を行えるよう支援します。

(2) 文化行事の充実

① 村民文化祭の充実

村民の文化的な生活、伝統、活動を広く共有し、また、成果を発表する場として村民文化祭の充実を図るため、芸術美術の制作者や文化活動の参加者の発掘に努めます。

② 芸術文化イベントの開催

村民が多様な文化に接する機会を拡充するため、各種団体等と連携し、芸術文化イベントを開催します。

③ 子ども・若者への文化・芸術活動普及

子どもや若者が文化・芸術活動に積極的に参加できるよう、各種団体等と連携し、講座やイベントを開催します。

(3) 文化施設の充実・活用

① 村公民館の整備

文化・芸術活動の拠点となる村公民館を整備し、適切な維持管理と設備の充実を図るとともに、活用の利便性向上に努めます。

② 地区公民館等の充実

地域における文化・芸術活動の拠点となる地区公民館等の適切な維持管理と設備の充実を促進します。

③ 村民センターの充実

文化的な催しや各種の学習活動、会議等に利用できる村民センターの積極的な活用を促進するとともに、施設の適切な維持管理と設備の充実を図ります。

(4) 文化財、伝統文化の保護・伝承

① 文化財保護意識の高揚

文化財に関する学習会の開催や郷土館の活用等によって、文化財保護意識の高揚を図り、地域での文化財保護・伝承につなげていきます。

② 文化財保護活動の推進

a 村内に数多く点在している史跡・遺跡について、保護措置を推進し、記録・保存を行います。

b 文化財の調査研究を推進するとともに、文化保護団体の育成による保護体制を確立します。

c 発掘された遺物や収集された資料の適正な管理・保存のため、電子データ化を進めるとともに、村ウェブサイトで公開するなど、村民が利用しやすい環境を整備します。

③ 伝統文化の保存・伝承

a 伝統的な風俗習慣、伝統行事等の伝統文化の保存を図るため、映像・画像等による保存を進めます。

b 伝統文化の継承を図るため、保存団体育成や後継者確保を支援します。

c 村民が主体となって、地域の食文化や伝統技術等生活・産業文化を調査・研究する活動等を促進し、民俗資料等の収集・保存等、村の歴史を活かしたむらづくりを進めます。

d 本村に受け継がれている歴史資料や生活文化資料を整備・保存し、それらの資料を活用した郷土学習・研究活動を推進します。

村誌は、発刊から年数が経過しているため、補遺を行い村誌の補遺編の発刊に向け調査・研究を行います。

【目指す指標】

達成度を測るための指標		当初 (平成 25 年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和 7 年度)
成果 指標	文化施設が充実し、文化的環境が整っている	17.3%	16.0%	18.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動 指標	村の文化や歴史に触れた件数	—	2,020 件/年	2,200 件/年
		※年間の郷土館利用者数、文化財刊行物頒布数及び貸出数、村ウェブサイト閲覧数の合計		
文化 団体 数	文化団体連絡協議会登録団体数	36 団体	29 団体	33 団体
		※団体数		

施策5-2 住宅・公園・緑地の整備



【現状と課題】

村の公営住宅については、「南箕輪村営住宅等長寿命化計画」に沿って維持管理を行っていますが、少子高齢化、核家族化により、急増する個人所有の空き家対策も課題となりつつあります。

都市公園である大芝公園については、各種スポーツ施設やキャンプ場、遊具や遊歩道、大芝荘、大芝の湯、大芝高原味工房等を整備し、多くの人たちの憩いの場となっています。また、信州大芝高原みんなの森は森林セラピーロードとして認定されており、スポーツ施設や大芝高原味工房に併設した森の交流施設や足湯等とともに健康づくりの場となっています。

近年、公園施設の老朽化が進んでおり、大芝公園等の都市公園は「南箕輪村公園施設長寿命化計画」に沿って維持管理を行っています。今後は、公営住宅の適正管理、民間優良住宅の建設、身近な公園・緑地の整備促進を考えていく必要があります。

墓地、火葬場については、生活環境との関係で開設には配慮が求められる一方、村民にとってどうしても必要な施設です。また、墓地経営することはその性質上、持続性、非営利性が求められておりますので、法律によって自治体若しくは宗教法人に限られています。

最近では少子化、核家族化が進み、家制度の意識も希薄化しており、墓地の無縁化も懸念されつつあります。現状でも永代使用ができないという理由により、年間10件ほどの返還事例があり、その経営管理は容易ではなく、新たな墓地公園の整備は慎重に検討しなければならなくなっています。

【施策の方向】

潤いのある生活環境と安全で良好な住環境の実現に向けて、住宅地の整備、高齢化に対応した住宅の整備、身近な公園・広場・緑地の整備と活用等を促進します。

現在の墓地公園の適切な経営維持を基本として、それを大幅に超える需要が見込まれる場合は、墓地の無縁化を防ぐため、合葬式墓地^{※4}等の新しい利用形態の導入も含め、墓地公園整備に取り組みます。

【施策の体系】

5-2 住宅・公園・緑地
の整備

- (1) 住宅・宅地対策
- (2) 村民の憩いの場の創出
- (3) 緑の環境保護と創出
- (4) 墓地公園の適正配置と適切な維持管理

【施策】

(1) 住宅・宅地対策

① 村営住宅の適切な維持管理の推進

村営住宅の安心安全な入居環境づくりを進めるとともに、「南箕輪村営住宅等長寿命化計画」に沿った適切な維持管理を推進します。

② 安全で快適な住宅・住環境の整備

生活道路や公園の整備、下水道の適正な維持管理整備、家並み景観の向上、公開空地（オープンスペース）の確保、「南箕輪村景観計画」に従った快適で安全な居住環境づくりを進めます。また、民間事業者との調整、協議等により、適正な住宅地開発を促すことで、効率的に社会基盤を整備します。

③ 住宅のバリアフリー化の促進

保健・医療・福祉部門と建築家・工務店・住宅メーカー等が連携し、誰もが安全に日常生活を送ることのできるバリアフリーの住まいづくりを促進します。

^{※4} 合葬式墓地：個々に墓石を建立せず、遺骨を共同で埋葬する形式の墓地のこと。

④ 空き家対策

空き家バンクへの登録を推進し、村内の空き家等の有効活用などへの支援を行い、空き家等の適切な管理、利活用を促進していきます。

(2) 村民の憩いの場の創出

① 公園の充実

- a 地域住民の要望をもとに、身近に利用できる公園や広場、子どもの遊び場としての小規模の公園の整備を、地域住民と協働しながら検討します。
- b 公園管理については、主に地元区等、地域住民で行っていますが、さらに村民の自主的な管理を促進します。
- c 老朽化していく公園施設の維持・管理・更新について、地域住民と協議しながら整備していきます。
- d 誰もが安心して利用できるよう、遊具の安全対策等安全・安心な公園環境づくりとユニバーサルデザイン化を進めます。

② 市民農園の整備

村民の余暇活動の充実、癒しやふれあいのある農業体験を推進するため、現在のふれあい農園の充実、また、耕作放棄地化した農地の活用など、ニーズに応じて市民農園の拡大を図ります。

③ 経ヶ岳と権兵衛峠の整備と魅力創出

登山者が気持ちよく登山できるよう、登山道の環境整備や誘客の促進、情報発信に努めます。

(3) 緑の環境保護と創出

① 大芝高原の維持管理と活用の推進

- a 大芝高原内の施設については、指定管理者と協議しながらニーズに合った適正な維持管理に努めます。
- b 癒しの森として大芝高原を活用できるよう、関係部署が連携し、活動メニューづくりや森林を案内できるスタッフの育成を図ります。
- c 「大芝村有林森林整備基本計画」の見直しを図り、松枯れの間伐や大芝森林材の利用拡大の仕組みづくりを検討していきます。
- d ボランティアの育成を図り、大芝高原の自然とふれあう機会を拡充するため、各種観察会や自然体験会、野遊び講座等を村民と協働で開催します。

② 信州大芝高原みんなの森の充実

森林協議会や各種団体、県と連携して信州大芝高原みんなの森をさらに魅力あるものにします。

③ 緑化推進活動

- a 道路や堤防、公共公益施設等の緑化を進めるとともに、工場・作業所・住宅等の緑化を促進します。

- b みどりの少年団や地域緑化活動を推進するため、森林ボランティア等の活動や人材育成支援を行います。

(4) 墓地公園の適正配置と適切な維持管理

- ① 墓地公園の維持管理と新規造成の検討
 - a 墓地公園について利用者負担を求め、適切な維持管理に努めます。
 - b 住民要望等ニーズを把握した上で、墓地公園の新設を含めて検討を行います。
- ② 火葬場の利用

火葬については、引き続き伊那市、駒ヶ根市等の火葬場を利用します。
- ③ 適正な墓地経営の許可

墓地経営の申請が提出された場合は、環境、状況等十分に検討し、適正に許可、不許可の判断をします。

【目指す指標】

達成度を測るための指標		当初 (平成 25 年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和 7 年度)
成果指標	ゆったりと過ごせる公園等がある	36.7%	39.6%	41.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	松くい虫被害枯損木処理本数	—	145 本/年	250 本/年
		※年間の枯損木処理本数		
	市民農園面積【戦略】	0.2ha	0.3ha	0.3ha
		※ふれあい農園の面積		
経ヶ岳・権兵衛峠を活用したイベントにおける登山者数【戦略】【再掲】	—	1,600 人/年	2,000 人/年	
	※年間の経ヶ岳・権兵衛峠を活用したイベント登山者数			

施策5-3 水循環・水環境の整備



【現状と課題】

水は基本的に『降水⇒土壌水⇒地下水⇒地表水（河川・湖沼）⇒海洋（→蒸発→降水）』という循環系を形成しています。

水環境は水質・水量・水生生物・水辺地といった水に関わる重要な環境要素によって構成され、良好な保全・整備が求められています。

本村の生活用水は村営水道のほか、神子柴簡易水道と伊那市営水道によってまかなわれており、普及率は99.9%です。村営水道では給水量の約87%を長野県上伊那広域水道用水企業団から受水しており、水質、水量の確保、安定化が図られています。

引き続き各種水道施設等の更新、水質管理体制の強化を図り、ライフラインとして村民の生命・都市機能の維持と安定供給に努めます。

また下水道については、農業集落排水が公共下水道に統合され、面整備もほぼ完了しています。今後は施設の維持管理を中心に、「公共下水道ストックマネジメント^{※5}修繕・改築計画」に沿った長寿命化対策を図りながら、下水道への接続等を促進して、公共用水域の水質改善や自然環境の保全に役立てるとともに、生活環境の改善に努めます。

河川においては、未改修部分や老朽化等により傷みの激しい箇所がみられます。効率的な治水利水のためにはしっかりとした水環境の整備が必要です。

【施策の方向】

安全で良質な水の安定供給と快適な居住環境を確保するため、各種計画をもとに水資源の確保や水質の保全、上下水道事業の推進や水循環・水環境の整備等を図ります。

※5 公共下水道ストックマネジメント：下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

【施策の体系】

5-3 水循環・水環境の
整備

- (1) 水資源の利用と保全
- (2) 上下水道の整備充実
- (3) 河川・水路の整備と活用
- (4) 治山・治水

【施策】

(1) 水資源の利用と保全

① 水源の保全

- a 水源の保全とかん養のため、広域的に関係機関や村民と連携しながら、源流地帯の森林の保全・育成を図ります。
- b 水源の汚染を防止するため、定期的な水質検査を行うとともに、監視・保護体制の整備・強化・村民への公表に努めます。

② 水質汚濁防止の推進

- a 下水道への接続や合併浄化槽の設置等を促進します。
- b 河川への環境負荷を低減するため、家庭で手軽にできる生活排水対策、下水道の適正な使用方法についての普及を図ります。
- c 水質汚濁防止法、村条例等に基づく工場・事業者等に対する指導と、法適用外の小規模事業者に対する指導を徹底します。
- d ゴルフ場や農地への農薬・化学肥料の使用を可能な限り抑制するよう働きかけます。

③ 水資源の有効活用の促進

水道施設の効率化と節水意識の高揚を図ります。

(2) 上下水道の整備充実

① 安全で豊富な水の供給

- a 漏水を防止し、水を有効に利用するため、関係機関の各種工事を念頭に連携を図りながら「経営戦略」に沿って老朽管の更新を進めます。
- b 地震災害等に備え、水道施設の耐震化、非常用水源の確保、施設の管理図面や台帳等の二重保存・データ化、給水車・給水タンク・応急復旧用資機材の整備、近隣市町村との応援体制の強化を進めます。

- c 事務・事業の一層の効率化を図るとともに、必要に応じて適正に料金等を見直し、経営の健全化を図ります。

② 下水道事業の推進

- a 公共下水道の面整備はほぼ完了しているので、引き続き公共下水道への接続を促進するとともに、ストックマネジメント計画に沿った下水道管渠及び浄化センターの修繕改築工事を進めます。
- b 下水道等集合処理区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- c 下水道事業の「経営戦略」及び「ストックマネジメント計画」に沿って、経営の健全化と効率化を進めます。

(3) 河川・水路の整備と活用

① 未改修河川の整備

- a 一級河川の未改修部分について、引き続き県に整備を要望します。
- b 準用河川の適切な維持管理を図るとともに、計画的な改修整備を検討します。
- c 河川の改修にあたっては、多自然型工法の採用等、自然環境・景観に配慮し、潤いのある親水空間の整備を推進します。

② 用悪水路の改修整備及び維持管理

必要に応じて用悪水路の改修を進め、適切な維持管理体制の整備を図ります。

③ 親水空間の充実

- a 河川管理について、地域住民と協働して適正な管理を図るとともに、村民の河川愛護の取組みを支援・促進します。
- b 水質の汚濁防止の取組みを促進するとともに、水辺の自然環境・景観の保全・創造、遊歩道や親水公園の整備等、親水空間の整備・活用を促進します。
- c 村民グループの先進的な取組みと努力で維持されている「田畑半沢ホテルの里」、「不死清水（しんずらしみず）」等の、村民の自主的な取組みを支援・促進します。

(4) 治山・治水

山林の保全に努めるとともに、急傾斜地の崩壊や土石流等の危険箇所における防災対策事業の促進と村内2箇所の霞堤への逆流時における対策について検討を進めるなど、治山・治水対策の充実を図ります。

【目指す指標】

達成度を測るための指標		当初 (平成 25 年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和 7 年度)
成果指標	水道の整備が進んでいる	56.3%	51.7%	57.0%
		※令和元年 7 月の村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	管路耐震率	8.3% (平成 28 年度)	9.5%	10.6%
		※「上水道事業経営戦略」の耐震管更新工事計画による		

達成度を測るための指標		当初 (平成 25 年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和 7 年度)
成果指標	下水道の整備が進んでいる	57.1%	53.3%	58.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	下水道普及率【戦略】	99.80%	99.84%	99.90%
		※生活排水処理状況調査		
	水洗化率【戦略】	84.5%	92.6%	95.5%
		※水洗化率実績調査		

達成度を測るための指標		当初 (平成 25 年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和 7 年度)
成果指標	自然が豊かで潤いがある	76.8%	78.0%	80.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	河川愛護活動の実施回数 【戦略】	11 回/年	12 回/年	12 回/年
		※年間の河川愛護活動の実施回数		

基本目標6 自然と共生する魅力あふれる村

施策6-1 循環型社会の形成



【現状と課題】

平成 15 年度から上伊那広域連合で取り組んでいるごみ処理有料化制度実施に伴い、ごみ全体の排出量は減少しています。

最近では、古紙類の資源化ルートが確立されたことにより、民間事業者が独自に店頭にて古紙回収を開始しており、村民は排出しやすい事業者の店頭に持ち込んでいることも排出量減少の一因となっています。

しかしながら、可燃ごみに含まれる紙類の資源化、生ごみのリサイクル化(堆肥化)への取組みによるごみの減量化が課題として残っています。

また、新ごみ中間処理施設(上伊那クリーンセンター)の開始に伴い分別方法が一部変わり、資源プラスチックが燃やせるごみとして排出される傾向がみられます。

村内には不法投棄が依然として見受けられ、村民のモラル向上のための継続した啓発・広報活動が必要です。

【施策の方向】

循環型社会のさらなる推進に向け、ごみの排出量抑制や資源化率の向上、し尿の適正処理、環境美化等を推進します。

【施策の体系】

6-1 循環型社会の形成

(1) ごみ処理対策
(2) し尿処理対策

【施策】

(1) ごみ処理対策

- ① ごみの排出量の抑制と資源化率の向上の推進
 - a ごみの排出を抑制し、資源化率を向上させるため、4Rの広報促進やごみの組成調査を行い、ごみの実態を把握します。
 - b 分別を徹底するため、広報等啓発活動や村民向けの出前講座の充実、学校教育での環境学習の推進など循環型社会形成に向けた意識の啓発に努めます。なお、ごみの分別、搬出等の際は、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に配慮するよう広報します。
 - c 家庭ごみを減量するため、広報等による生ごみの削減啓発や継続的な生ごみ処理機設置に対する補助を行います。
- ② ごみ処理広域化における分別・排出方法の研究
ごみの分別ルール遵守が後退することのないよう、上伊那全市町村とともにごみの排出量抑制や資源化率の向上の研究をします。
- ③ 不法投棄の防止
村内パトロールを実施し、モラル向上に向けて看板設置、広報紙による広報、メール配信等による啓発活動を行います。早期発見、迅速な対応に努めるとともに、悪質なケースにおいては、県や警察署と連携して対応します。
- ④ 産業廃棄物処理対策
産業廃棄物の適正な処理が行われるように、県等と連携して必要な処置を講じます。

(2) し尿処理対策

ストックマネジメント計画に沿った公共下水道施設等の長寿命化を図るため、適正な維持管理を行います。また、し尿等を処理している伊那中央衛生センター（伊那中央行政組合）が老朽化しているため更新を行い、衛生的なし尿処理体制の維持・管理に努めます。

【目指す指標】

達成度を測るための指標		当初 (平成 25 年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和 7 年度)
成果 指標	ごみの収集や資源の回収 が進められている	55.7%	58.1%	59.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活 動 指 標	ごみ 1 人 1 日排出量 (家 庭系)	454g/人/日	417g/人/日	400g/人/日
		※ごみ 1 人 1 日排出量		
	生ごみ処理機設置世帯数 (補助金交付件数)	476 戸	623 戸	713 戸
		※設置世帯数 (累計)		
ごみの資源化率(家庭系)	21.9%	15.2%	18.8%	
	※上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画による			

施策6-2 自然環境の保全・活用



【現状と課題】

近年、地球温暖化の影響と思われる地球規模の異常気象が頻発しており、多くの被害が発生しています。村では地球温暖化対策を推進するため令和2年（2020年）6月5日に気候非常事態宣言を行いました。

この地球温暖化をはじめとする環境問題から、公共用水域の汚濁等の身近な環境汚染まで、様々な環境問題に取り組んでいくためには、住民意識の向上を図りながら、村と村民一人ひとりとが協働のもとに、一緒に取り組んでいくことが必要です。

また、自然環境の保全・二酸化炭素排出削減のためには、省エネルギー政策の推進と積極的な再生可能エネルギーの利活用が重要な役割を担っています。

里山においては、間伐期を迎えながら手が入らない部分が見られます。また、松くい虫被害量が増大しており、今後も被害の拡大が懸念されます。飛地においては、県の治山事業により間伐、山腹工事が実施され、また、村では森林の里親促進事業等による森林整備が進められていますが、なお間伐期を迎えながら未整備の部分も多く残っています。

【施策の方向】

自然とともに、安心して快適に暮らせる村を目指し、環境行政の推進に努めます。また、令和32年（2050年）、二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指し、有効な施策を検討します。

【施策の体系】

6-2 自然環境の保全・活用

- (1) 環境行政の推進
- (2) 緑の保全と活用

【施 策】

(1) 環境行政の推進

① 「環境基本計画」の推進

「環境基本計画」に基づき、村民・事業者・行政が協働して取組みを進めます。

② 地球温暖化対策の推進

a 村が行う事務・事業に伴って排出される温室効果ガスを削減するために、「南箕輪村地球温暖化対策実行計画」に基づいた取組みを推進します。

b 脱炭素社会の実現のために、県や他市町村とも協力し村民・事業所への啓発活動など村が率先して地球温暖化対策に取り組みます。

③ 環境の保全に関する条例に即した施策の推進

a 環境の保全に関する条例や関連条例等に基づき、自然環境の保全、生活環境の保全、水環境の保全あるいは公害の防止に向けて、時代に即した施策を推進します。

b 野焼きや農地のたい肥処理等、住民意識の相違からくる苦情がなくなるよう村民の相互理解を深めます。

c 定期的な水質検査、大気調査を行い、監視・保護体制の整備・強化を図ります。

d 工場・事業所等に対して水質汚濁防止法、村条例等に基づく指導と法適用外の小規模事業者に対する指導を徹底します。

e 住民グループの先進的な取組みと努力で維持されている「田畑半沢ホタルの里」、「不死清水」等における、村民の自主的な取組みを支援します。

④ 新エネルギー導入の推進と研究

「地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギー施設の導入を推進しながら、関連しておこりうる新たな環境問題を研究し、対策に取り組みます。

(2) 緑の保全と活用

① 森林整備・保全の充実

a 貴重な水資源と森林資源を抱える飛地については、国・県の治山事業を活用しながら適正な保全と維持管理を図ります。

b 「大芝村有林森林整備基本計画」の見直しを図り、松枯れの間伐や大芝森林材の利用拡大の仕組みづくりを検討していきます。

- c 私有林は、国や県の補助金に該当する事業や森林環境譲与税、森林づくり県民税を利用しながら、森林整備の促進を支援します。
- d 経ヶ岳等の飛地は、信州大学との共同研究を進めながら森林整備の促進と資源の活用を図ります。
- e 森林の保全に向けて、間伐材の片づけを行う森林ボランティアの育成を図ります。

② 里山の保全と活用

かつては里山として親しまれてきた各地域の平地林、段丘林を保全し、有効活用するために、森林整備計画に基づく整備を促進するとともに、森林整備等に関する相談体制の充実を図ります。また、村木であるアカマツを大切に守り育てるため、松くい虫被害対策を進めるとともに、赤松材の活用拡大を図ります。

③ 自然学習の推進

学校教育・社会教育等を通じた環境教育・自然体験学習を推進し、村民の自然環境保全意識の高揚を図ります。

④ 自然保護

国から「生物多様性保全上重要な里地里山」の指定を受けた田畑・大芝地区を中心として、村民の協力による自然観察、自然体験や環境教育等を通して村民の自然環境保全意識を高め、生物多様な地域の保全を図ります。

また、保全活動について、村民に広報していきます。

【目指す指標】

達成度を測るための指標		当初 (平成 25 年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和 7 年度)
成果 指標	騒音・振動・悪臭・大気汚染等の公害問題が少ない	55.0%	53.0%	56.0%
	※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率			
活動 指標	温室効果ガス排出量	1,009t-CO2/年	1,053t-CO2/年 (平成 30 年度)	1,002t-CO2/年
	※年間の村の公共施設（指定管理施設除く）の温室効果ガス排出量			
活動 指標	公害苦情処理件数	59 件/年	41 件/年	40 件/年
	※年間の処理件数			

施策6-3 景観の整備・形成



【現状と課題】

美しい景観は、本村の貴重な資源であり、自然環境の保全と合わせて豊かな暮らしに欠くことのできない財産です。近年では、地域を挙げて景観形成に取り組む地方自治体も増えてきています。

本村は平成27年4月に景観行政団体へ移行し、景観計画の全面施行により景観の保全に努めています。また、南原区では景観形成住民協定が締結され、無秩序な開発を防いでいます。

今後は、村民の理解と協力のもと、自然景観や街並み景観の保全に努め、美しい景観を形成していく必要があります。

【施策の方向】

快適で美しい村の景観形成を図るとともに、村民の合意に基づき、本村特有の自然景観や田園・山並み等の景観と共生する街並みの保全と計画的な景観づくりを進めていきます。

【施策の体系】

6-3 景観の整備・形成

- (1) 景観の保全 (面の景観)
- (2) 景観の保全 (軸の景観)
- (3) 景観の創生

【施 策】

(1) 景観の保全（面の景観）

本村特有の自然景観や田園・山並み等と共存する街並みは貴重な景観資源となっているため、村民や関係機関と連携をとりながら、「南箕輪村景観計画」の地域区分である「山地・森林地域」、「田園地域」、「住宅地域」、「商工業地域」等地域の特性を活かした景観の保全・形成に努めます。

(2) 景観の保全（軸の景観）

村には、「河川」、「段丘」、「沿道」といった「軸」の景観があり、様々な「面」の景観を通して連なり、特色ある景観を作り出しています。景観の保全・育成が必要な地域がさらに魅力あるものとなるよう、景観形成に努めます。

(3) 景観の創生

景観形成村民団体や三風の会^{※6}等と連携して、後世に残したい景観の創生に努めます。

【目指す指標】

達成度を測るための指標		当初 (平成 25 年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和 7 年度)
成果指標	田園風景等の景観がよい	64.1%	63.1%	65.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	景観計画区域内における届出内容の適合率	—	100%	100%
		※届出のあった行為のうち、景観形成基準に適合している率		
指標	啓発活動回数	0 回/年	2 回/年	2 回/年
		※景観講演会、まちなみウォッチング、広報活動等		

※6 三風の会：伊那谷の生きた遺産として「風土・風景・風格」を継承するため、産官学、住民がチームとなって「三風の会」を発足。現在、伊那西部広域農道をモデルライン「伊那谷風土記街道」に設定し、必要な看板については、三風モデルのデザインマニュアルに沿ったものへの統一を目指している。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたり村民が健全で安全、かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境保全上の支障原因となるおそれのあるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭等によって人の健康が損なわれ、快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 環境基準 人の健康を保持し、環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、村民が健全で豊かな環境の恩恵を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

(村の責務)

第4条 村長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行なうに当たっては、公害の防止対策及び自然環境を保全するために必要な措置を講ずるとともに、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにしなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄される段階において、廃棄物の減量等環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源又は環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策等

(施策の基本方針)

第7条 村は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 公害がなく、人の健康を保護し、村民が安心して居住できる生活環境を保全すること。
- (2) 水、緑等が豊かである自然環境を保全し、かつ、水、大気、土壌等を良好な状態に保持し、自然の持つ自浄作用を確保するとともに、資源の有効利用等を促進することにより、環境への負荷を低減させること。
- (3) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつ、潤いと安らぎのある自然と人との共生を確保すること。
- (4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした快適な生活環境を創ること。

(環境基本計画)

第8条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び指針
 - (2) 環境の保全に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項
- 3 村長は、環境基本計画を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 村長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条 村は環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活等に係る環境配慮)

第10条 村は、事業者及び村民が自らその事業活動及び日常生活に係る環境への負荷の低減について配慮するよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第11条 村は、村民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、活動を行う意欲が増進されるよう、環境教育及び環境学習の推進に努めなければならない。

2 何人も、あらゆる機会を通じて環境の保全に関する正しい知識の習得に努めなければならない。

(情報の提供)

第12条 村は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(状況の把握)

第13条 村は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な調査等を行うよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する必要な事項を調査、審議するため南箕輪村環境審議会(以下この章において「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第15条 審議会は、この条例において審議会の意見を聴くこととされているもののほか、環境の保全に関する事項について村長の諮問に応じて調査、審議するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

(1) 村議会議員 2人以内

(2) 知識を有する者 6人以内

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第19条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 補則

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 南箕輪村環境の保全に関する条例

平成 22 年 12 月 17 日

条例第 19 号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、南箕輪村環境基本条例(平成 13 年条例第 20 号。以下「基本条例」という。)第3条に規定する基本理念にのっとり、村の環境の保全について他の法令に特別の定めがある場合を除くほか必要な事項を定めることにより、住民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 工場又は事業場において事業を行う者をいう。
- (2) 村民等 村内に住所を有する者及び村内に通勤し、在学し、若しくは滞在し、又は村内を通過する者をいう。
- (3) 開発行為 土地の区画及び形質の変更、山林の伐採又は建築物等を建設する行為(これらの行為を目的とした土地に関する権利を取得する行為を含む。)をいう。
- (4) 開発地区 開発行為をする土地の区域をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶、プラスチック容器、紙くず、たばこの吸殻その他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (6) ポイ捨て 空き缶等をみだりに定められた場所以外に捨てること又は放置することをいう。
- (7) 土地所有者等 村内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (8) 地下水 井戸により採取する地下水をいう。
- (9) 井戸 地下水を採取するための施設をいう。
- (10) 公害 事業活動その他の活動に伴って生ずる騒音、悪臭、水質汚濁、大気の汚染、振動、土壌の汚染等によって、人の健康又は生活環境(人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。
- (11) 騒音等 事業活動その他の活動に伴って生ずる騒音、悪臭、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、振動、土壌の汚染及び地盤沈下をいう。
- (12) 特定施設 事業所又は工場に設置させる施設又は作業所であって、公害の原因となるおそれのある物質を発生又は排出するもので規則に定めるものをいう。
- (13) 特定事業所 特定施設を設置する事業所及び工場をいう。

第2節 村の責務

(基本的責務)

第3条 村は、あらゆる施策を通じて良好な環境の保全を図ることに努め、村民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

(環境の保全)

第4条 村は、良好な環境の保全に努めるとともに、環境の保全に関する村民等の自主的活動の助長に努めなければならない。

(知識の普及)

第5条 村は、良好な環境の保全に関する知識の普及に努めなければならない。

(監視、測定等)

第6条 村は、良好な環境の保全のため、必要に応じ、監視、測定及び調査を実施しなければならない。

(結果の公表)

第7条 村は、前条の規定による監視、測定及び調査の結果を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第8条 村は、村民等から良好な環境の侵害に関する苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、適切に処理しなければならない。

(和解のあっせん)

第9条 村は、良好な環境の侵害に係る紛争が生じ、当事者から要請があった場合は、和解のあっせんをすることができる。

第3節 事業者等の責務

(基本的責務)

第10条 事業者等は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないように、自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、村が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(努力義務)

第10条の2 事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害を防止するための努力をするとともに、その事業活動による公害に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(自然環境の保全)

第11条 事業者等は、事業活動の実施に当たっては、自然の保護に努め、植生の回復その他の自然環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

(空き缶等のポイ捨て防止策)

第12条 事業者等は、事業活動に伴って生ずる空き缶等を散乱させないように当該事業活動を行う場所及びその周辺において清掃その他の措置を講ずるとともに、村の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 飲食料品、たばこ、チューインガムその他散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行う者は、消費者に対し空き缶等のポイ捨て防止の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4節 村民等の責務

(基本的責務)

第13条 村民等は、良好な環境の保全に関する意識を高め、健康で快適な生活を営む権利が侵害されないようその確保に努めるとともに、自然を侵害し、公害を発生させ、又はその他の行為によって地域の良好な環境を損なってはならない。

(監視及び協力義務)

第14条 村民等は、自然の侵害及び公害の発生を監視するとともに、村が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(自然環境の保全)

第15条 村民等は、緑に満ちた豊かな環境を作るため、野生動植物の保護に努め、又は自ら進んで樹木若しくは花を植栽し、及びこれらを保存することにより良好な自然環境の保全に努めなければならない。

(土地、建物等の清潔保持)

第16条 村民等は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(ポイ捨て等の禁止)

第17条 村民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより、空き缶等を散乱させないようにするとともに、犬のふんの放置を防止し、村の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する協定

(協定の締結)

第18条 村長は、良好な環境を保全するため、事業者等と協議し、特に必要があるときは、環境の保全に関する協定を締結することができる。

(協定内容の遵守)

第19条 事業者等は、環境の保全に関する協定を締結したときは、誠実にこれを遵守しなけれ

ばならない。

第3章 自然環境の保全

(自然環境保全地区)

第20条 村長は、自然環境の保全と開発利用の調和を図るために必要があると認めるときは、自然環境保全地域(以下「保全地区」という。)を指定することができる。

(保全地区の指定)

第21条 村長は、保全地区を指定しようとするときは、南箕輪村環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 村長は、保全地区を指定したときは、その概要を告示するとともに、関係図書を一般の縦覧に供さなければならない。

(保全地区の変更解除等)

第22条 村長は、指定した保全地区について必要があると認めるときは、その区域を変更し、又は指定を解除することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による保全地区の区域の変更又は指定の解除について準用する。

(保全地区の区域内における開発行為)

第23条 保全地区の区域内において開発行為の計画及び実施を行おうとする事業者は、別表による開発基準に従わなければならない。

2 前2条の規定は、開発基準の指定変更について準用する。

3 開発行為により影響のある道路、河川、防災施設等の改良又は補修に要する経費は、事業主の負担とする。

4 開発行為により設置される道路、排水路、水道施設、し尿ごみ処理施設、防災施設等公共施設について、村に移管するものについては、その条件を、事業主が直接管理するものについては、その管理体制をそれぞれ明確にしなければならない。

(開発行為の届出)

第24条 保全地区の区域内において5アール以上の土地について開発行為をしようとする事業者等は、当該開発行為に関する計画について、当該行為をしようとする日の前30日までに村長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に当たっては、次に掲げる事項を記載した事業計画を提出しなければならない。

- (1)事業者等の住所及び氏名
- (2)開発地区の位置及び面積
- (3)開発行為を行う土地の利用目的

- (4)開発行為の種類及び規模
- (5)道路、用水、排水、防災、公害防止、し尿処理等の計画
- (6)工事の着手及び完了の予定期日
- (7)工事施工者の住所及び氏名
- (8)その他規則で定める事項

(計画の変更の届出)

第25条 前条の届出を行った後において計画を変更しようとするときは、直ちに変更の内容を届け出なければならない。

(助言又は勧告)

第26条 村長は、前2条の規定による届出又は次条の規定による報告があった場合において、当該届出又は報告に係る開発行為が第23条に規定する開発基準に適合せず、又は当該地区に関する計画に支障があると認めるときは、事業者等に対して当該開発行為の変更又は一時停止、その他必要な措置を講ずべきことを助言又は勧告することができる。

(措置の報告)

第27条 事業者等は、前条の規定による助言又は勧告を受けた場合には、助言又は勧告に基づき必要な措置を講じ、速やかにその結果を村長に報告しなければならない。

(自然環境保全協定の締結)

第28条 第23条に定める開発行為又は自然の保護に影響を及ぼすおそれのある開発行為をしようとする者は、あらかじめ村長と自然破壊防止、植生の回復その他自然環境及び景観の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。ただし、村長が別に定める法人である場合はこの限りでない。

(中止命令等)

第29条 村長は、開発行為の届出をせず、若しくは開発行為の変更又は一時停止の勧告に従わないで工事を施工している事業者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、その他必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第4章 生活環境の保全

第1節 清潔の保持

(資材等の適正管理)

第30条 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材、土砂等を飛散、流出、脱落又は堆積させて、付近の住民の生活環境を侵害してはならない。

(ポイ捨て等の禁止)

第31条 何人も、公共の場所及び自己又は他人が所有する土地又は施設(以下「公共の場所等」という。)に空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

2 公共の場所等において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該配布場所及びその周辺において宣伝物等が散乱した場合は、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

(犬のふんの適正処理)

第32条 犬の飼い主は、みだりに自己が所有又は占有する犬のふんを放置することなく、適切に処理しなければならない。

(たばこの散乱防止)

第33条 喫煙をする者は、吸い殻等の散乱防止に努めなければならない。

2 喫煙をする者は、公共の場所及び公衆の集まる場所において、歩行中(自転車の運転中を含む。)の喫煙をしないように努めなければならない。

(土壌汚染の防止)

第34条 何人も、土壌汚染を防止するため、汚染原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。

(指導又は勧告)

第35条 村長は、第30条、第31条第2項及び第32条の規定に違反して、付近の住民の生活環境を著しく侵害していると認めるときは、当該行為者に対し、その違反行為を是正するため必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

(命令)

第36条 村長は、第31条第1項の規定に違反してポイ捨てをした者に対して、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない時は、違反した者に対して、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命じることができる。

第2節 空地等の管理

(空地等の適正管理)

第37条 空地(宅地化された状態の土地又はこれに準ずる形態の土地で、現にその所有者又は管理者が使用していないものをいう。以下同じ。)の土地所有者等は、その空地に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じて、付近の住民の生活環境を損なうことのないよう、空地を適正に管理しなければならない。

2 空地の土地所有者等は、空地を物置場若しくは駐車場として利用し、又は利用させているときは、当該場所に置かれた物によって付近の住民に危害を与え、又は著しい迷惑を及ぼさないよう、適正に管理しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第38条 村長は、前条の規定に違反して、その空地の付近住民の生活環境を著しく侵害していると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、雑草、枯草及び廃棄物の除去その他必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

2 村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、違反した者に対して、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命じることができる。

第3節 騒音の防止

(騒音の防止)

第39条 何人も、近隣の静穏を害するような騒音を発生させないよう努めなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第40条 村長は、前条の規定に違反して、近隣の静穏を害していると認めるときは、当該行為者に対し、その違反行為を是正するため必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

2 村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない時は、違反した者に対して、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命じることができる。

第4節 排水処理

(生活排水及び事業排水処理施設の設置等)

第41条 生活排水及び事業排水を排出しようとする者(村、伊那市及び箕輪町の設置する公共下水道並びに農業集落排水施設に排水を接続している者を除く)は、村長が認める浄化方式による排水処理施設又は排水中の有機物その他を沈殿浮上分離し、ろ過若しくは酸化分解のできる機能を有する3槽式と同等以上の性能を有する浄化槽(以下「排水処理施設等」という。)を設置し、排水処理をするように務めなければならない。

(排水処理施設等の維持管理等)

第42条 前条に定める排水処理施設等の所有者又は占有者は、その機能が良好な状態で保持し、付近住民の生活環境を侵害しないように維持管理しなければならない。

(指導又は勧告)

第43条 村長は、前条の規定に違反して、適切な管理ができていないと認められるときは、当該行為者に対し、その違反行為を是正するため必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

(地下水汚染の防止)

第44条 排水処理施設等の所有者又は占有者は、生活排水及び事業排水を地下へ浸透させる場合は、地下水を汚染させないようにしなければならない。

第5章 地下水の保全

(地下水採取の規制)

第45条 村は、過剰な地下水の採取による地盤沈下の防止及び地下水の水源の保全を図るため、地下水を採取しようとする者に対し、必要な規制を行うことができる。

(地下水採取の許可、届出)

第46条 村内で地下水を採取するための次の各号のいずれかに該当する井戸を設置しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸のストレーナーの位置を変更し、又はその井戸の吐出口の断面積を、許可を受けた断面積より大きくしようとする者も同様とする。

(1) 揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときはその断面積の合計)6平方センチメートルを超えるものを掘削する者

(2) 横井戸を掘削する者

2 前項の規定にかかわらず国又は県が、これに該当する行為をしようとするときは、この許可を要しない。この場合においては、規則の定めるところにより、あらかじめその旨を村長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

3 第1項各号の基準に該当しない井戸を設置しようとする者は、規則の定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(地下水採取変更の許可)

第47条 前条の規定により許可を受けた者が、許可を受けた内容を変更しようとするときは、規則の定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(地下水採取施設の廃止)

第48条 条例第46条第1項の規定による許可を受けた者が、許可を受けた井戸を廃止したときは、直ちに原状に回復し、規則の定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(地下水採取の許可の失効)

第49条 地下水採取がその許可施設につき、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、当該許可施設に係る許可は、その効力を失う。

(1) 許可施設を廃止したとき。

(2) 許可井戸の揚水機を動力によらないもの(横井戸を除く。)とし、又はその吐出口の断面積を6平方センチメートル以下としたとき。

(指示及び助言)

第50条 村長は、地下水を採取しようとする者が、井戸から地下水採取をしたことにより、周辺の井戸の水位の低下等を引き起こしたと認めるときは、当該採取者及び周辺の地下水採取者に対して、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明することについて指示

又は助言することができる。

(指導、勧告及び命令)

第51条 村長は、前条の規定による指示に従わない者に対し、期間を定めて改善の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、違反した者に対して、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命じることができる。

第6章 公害の防止

(規制基準の設定)

第52条 村長は、公害を防止するため、騒音等の排出許容量、濃度又は防止のための施設の構造その他必要な措置について、設置者が遵守すべき基準(以下「規制基準」という。)を規則で定めなければならない。

2 村長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(規制基準の遵守)

第53条 特定施設の設置者は、規制基準を遵守して事業活動を行わなければならない。

(特定施設の届出)

第54条 特定施設を設置しようとする者は、国の法令及び長野県条例に基づき届け出る場合を除き、工事開始30日前までに規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。特定施設の届出事項を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

2 村長は、第1項の規定による申請があったときは、その特定施設から発生し、又は飛散する排液等が当該規制基準に適合するものであることについて、当該申請のあった日から30日以内に確認を行うものとする。

(苦情及び紛争の処理)

第55条 村は、公害に関する苦情、紛争に関するあつせん、調停その他の措置の申立てがあったときは、状況を調査し、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 村長は、前項の規定による苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(指導)

第56条 村長は、現に公害が発生しているとき、若しくは発生のおそれがあるときは、その除去又は防止について適正な指導を行わなければならない。

(勧告)

第57条 村長は、この条例に定める規制基準に適合しないものについて、障害の除去若しくは発生防止に必要な措置が必要と認められるときは、施設の改善又は設備の構造及び処理方

法の改善等について期限を定めて必要な処置を行うよう勧告することができる。

(処置命令)

第58条 村長は、前条の規定により勧告を受けた者が当該勧告に係る処置をとらないときは、期限を定めて当該措置に従うべきことを命じることができる。

(処置の届出)

第59条 第57条に規定する勧告又は前条に規定する命令を受けたもので、当該勧告又は命令に基づき改善等の措置を完了したときは、直ちに村長に届け出てその確認を受けなければならない。

(一時停止命令及び弁明の機会)

第60条 村長は、第58条の規定により命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、障害の除去に必要な限度において、当該公害を発生させている施設又は発生させるおそれのある施設の使用又は作業若しくは工事の全部又は一部の一時停止を命令することができる。

2 村長は、第58条及び前項の規定による命令をするときは、審議会の意見を聴くとともに、当該命令を受ける者又はその代理人に弁明の機会を与えるものとする。

(公害防止協定等)

第61条 村長が公害防止のため必要があると認めるときは、関係者相互は、その防止に係る協定等を締結するよう努めるものとする。

第7章 雑則

(事実の公表)

第62条 村長は、第36条第2項又は第38条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その事実を公表することができる。この場合において、村長はあらかじめ当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入調査等)

第63条 村長は、良好な環境の保全のためこの条例の施行に必要な限度において、職員に土地所有者等の管理する土地又は建物その他必要な場所に立ち入らせ、必要な施設、書類等を調査し、又は関係人に指示若しくは質問することができる。

2 前項の規定により立ち入り調査等を行う職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告)

第64条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を侵害し、又は侵害するおそれがある者若しくはこれらの関係者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第65条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者
- (2) 第29条の規定による中止命令等に違反した者
- (3) 第58条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条第1項の規定による命令を拒み、又は忌避した者
- (2) 第54条第1項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第63条の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (4) 第64条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第67条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(南箕輪村自然環境保全条例の廃止)

2 南箕輪村自然環境保全条例(昭和50年条例第34条)は、廃止する。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に地下水を採取するため井戸を設置し、又は設置するためにこれに着手している者は、この条例の施行後90日以内に規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(南箕輪村公害防止条例の廃止)

3 南箕輪村公害防止条例(昭和51年条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、南箕輪村公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第23条関係)

保全地域における開発基準

- 1 現存する植生、地形等は極力残存し、自然環境の保全を図ること。
- 2 樹林又は植生を開発面積の30%以上とすること。
- 3 土地の形質の変更は、最小限に止め、多量の土の移動は避けるものとし、移動する場合には擁壁、水抜き施設、土砂の流出に万全を期すこと。
- 4 排水路は、上流の雨量、放流先の排水能力を考慮した構造及び規模とすること。また開発区域、その周辺の地域及び下流の地域において溢水による被害を防止するための処置を講ずること。
- 5 建築物の外部色彩は周囲の風致との調和および景観の保全を図ること。
- 6 へい、その他のしゃへい物は、できる限り設けないことにし、やむを得ず設けなければならない場合には、生垣としてその植物は当該地域に生育している樹木と同種類の植物を使用すること。
- 7 開発行為に伴う必要な用水は、下流の用水に支障のない方法で確保すること。
- 8 既存の水道等の水量及び水質の維持に支障がないよう水源周辺の保護を図ること。
- 9 し尿及び雑排水の処理は適切に処理するものとする。

4 「住みよいむらづくりをめざして」アンケート調査結果（抜粋）

高校生世代アンケート

1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、令和2（2020）年度の「南箕輪村第5次総合計画」前期基本計画期間終了を控え、後期基本計画（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする）の策定に向けて、本村にお住いの高校生世代の方を対象に、むらへの愛着度や定住意向、将来像等をお聞きし、南箕輪村を今よりもっと、住みやすい村にしていくために実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	南箕輪村にお住いの高校生世代
配布数	460
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和元年7月
調査地域	村内全域

(3) 回収結果

配布数	460		
回収数	182	回収率	39.6%

2 むらへの愛着度と定住意向などについて

(1) 愛着度

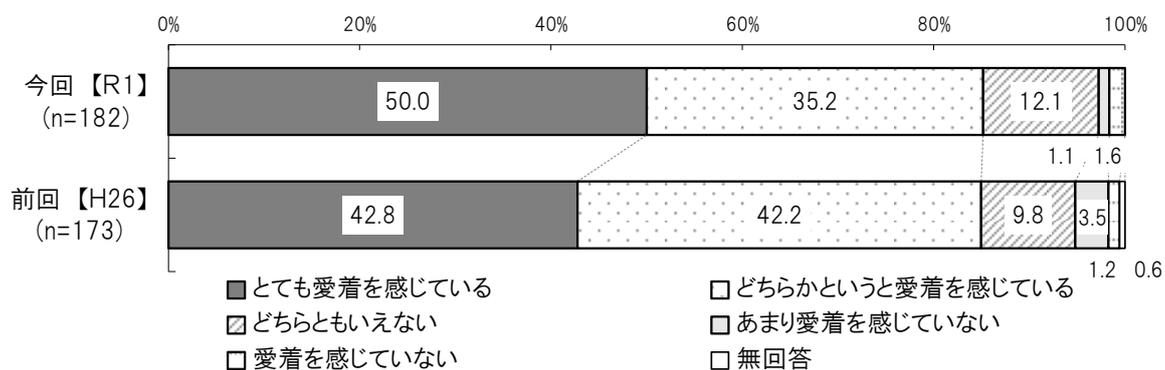
問2 あなたは、南箕輪村に対して「自分のむら」としての愛着をどの程度感じていますか。(1つに○印)

“愛着を感じている” が 85.2%、“愛着を感じていない” が 2.7%

「とても愛着を感じている」が 50.0%と最も多く、次いで「どちらかという愛着を感じている」(35.2%)となっており、これらをあわせた“愛着を感じている”という人は 85.2%となっています。これに対して、“愛着を感じていない”（「あまり愛着を感じていない」(1.1%)及び「愛着を感じていない」(1.6%)の合計）は 2.7%にとどまり、むらへの愛着度は高いといえます。なお、「どちらともいえない」は 12.1%でした。

[前回調査との比較]

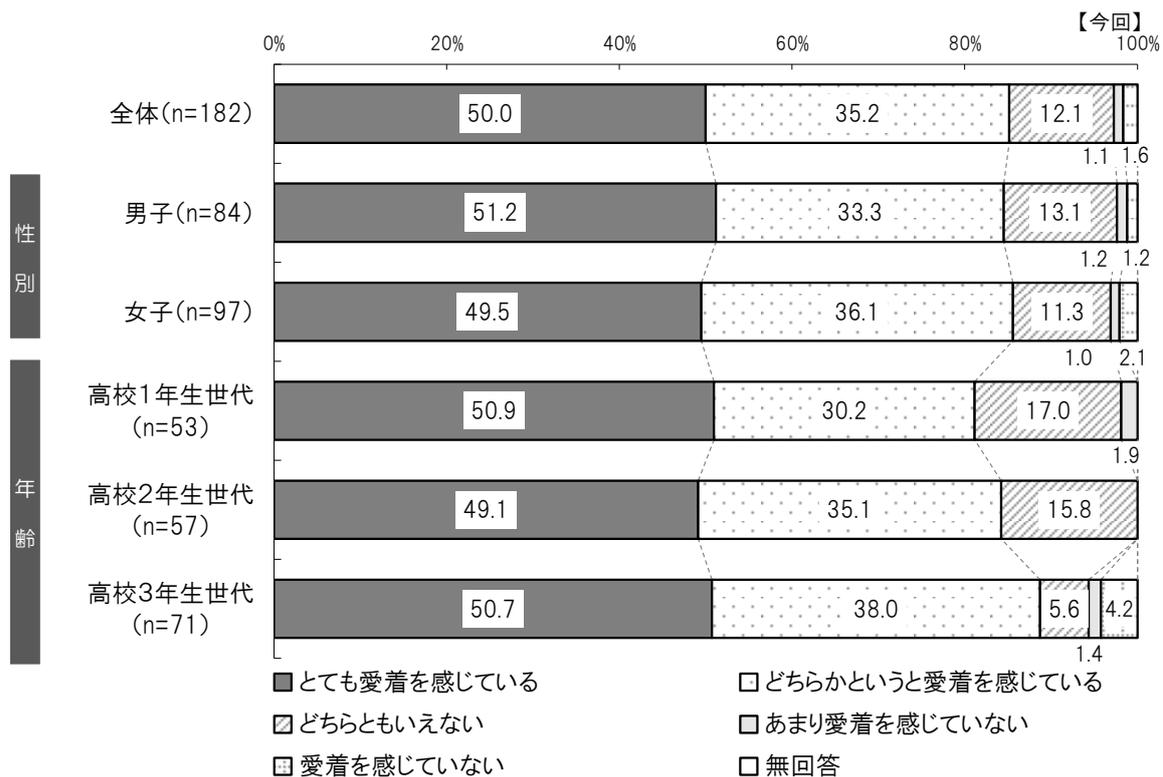
「とても愛着を感じている」が 7.2 ポイント増加し、「どちらかという好きだ」が 7.0 ポイント減少しています。



[回答者の属性別]

性別でみると、大きな違いはありません。

学年でみると、大きな違いはありませんが、「高校1年生世代」と「高校2年生世代」の「どちらともいえない」がやや高くなっています。



(2) 定住意向

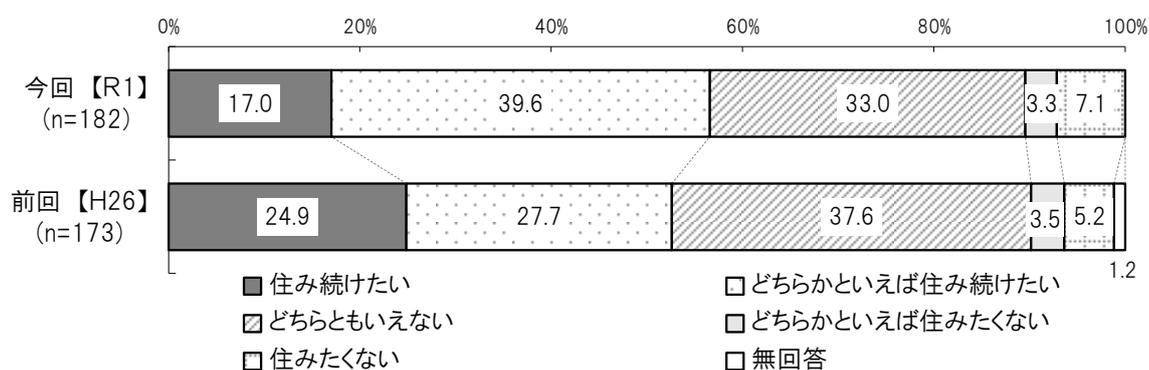
問3 あなたは、将来、南箕輪村に住み続けたいと思いますか。(1つに○印)

“住み続けたい” は 56.6%、“住みたくない” は 10.4%

「どちらかといえば住み続けたい」が 39.6%と最も多く、次いで「どちらともいえない」(33.0%) となっています。「住み続けたい」(17.0%) と「どちらかといえば住み続けたい」(39.6%) をあわせた“住み続けたい”という人は 56.6% となっています。これに対して、“住みたくない”（「どちらかといえば住みたくない」(3.3%) 及び「住みたくない」(7.1%) の合計）は 10.4% となっています。

[前回調査との比較]

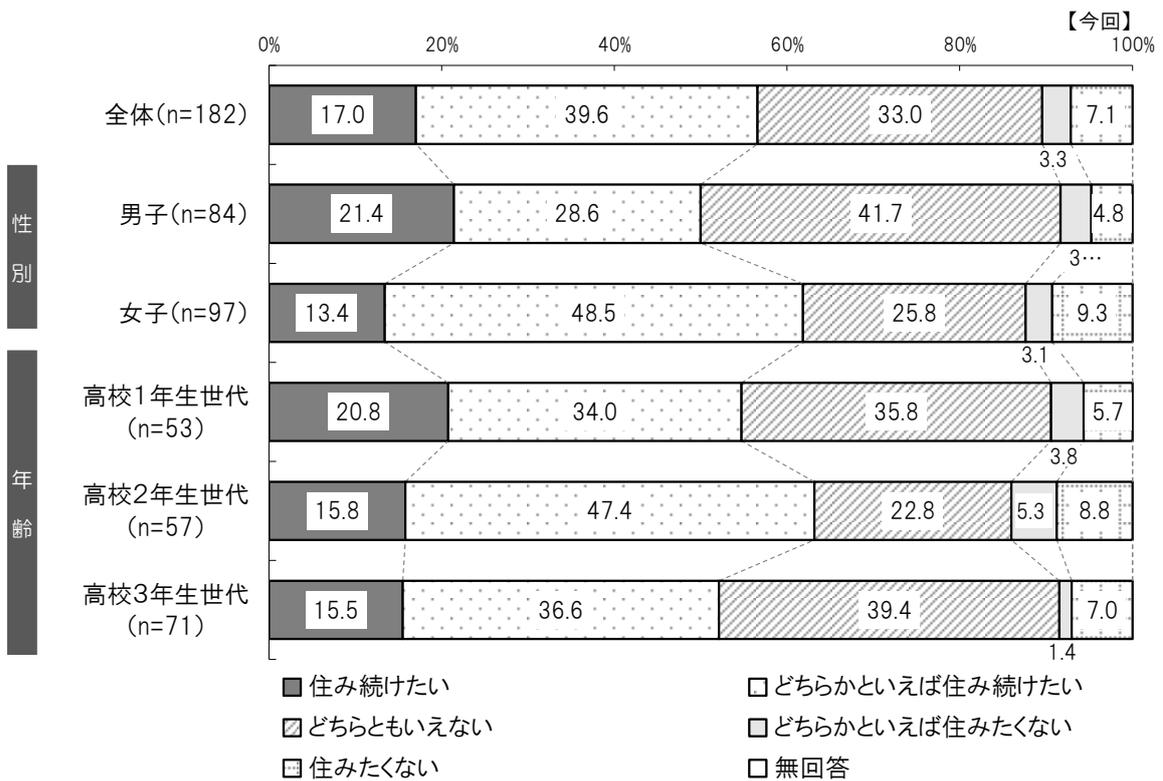
「どちらかというに住み続けたい」が 11.9 ポイント増加し、「住み続けたい」が 7.9 ポイント、「どちらともいえない」が 4.6 ポイント減少しています。“住み続けたい”では 4.0 ポイント増加しています。



[回答者の属性別]

性別でみると、「住み続けたい」では、男子（21.4%）の方が女子（13.4%）より高くなっていますが、「どちらかというに住み続けたい」では、男子（28.6%）より女子（48.5%）の方が約2割高くなっています。“住み続けたい”では、女子（61.9%）の方が男子（50.0%）より高くなっています。男子の「どちらともいえない」が41.7%とかなり高くなっています。

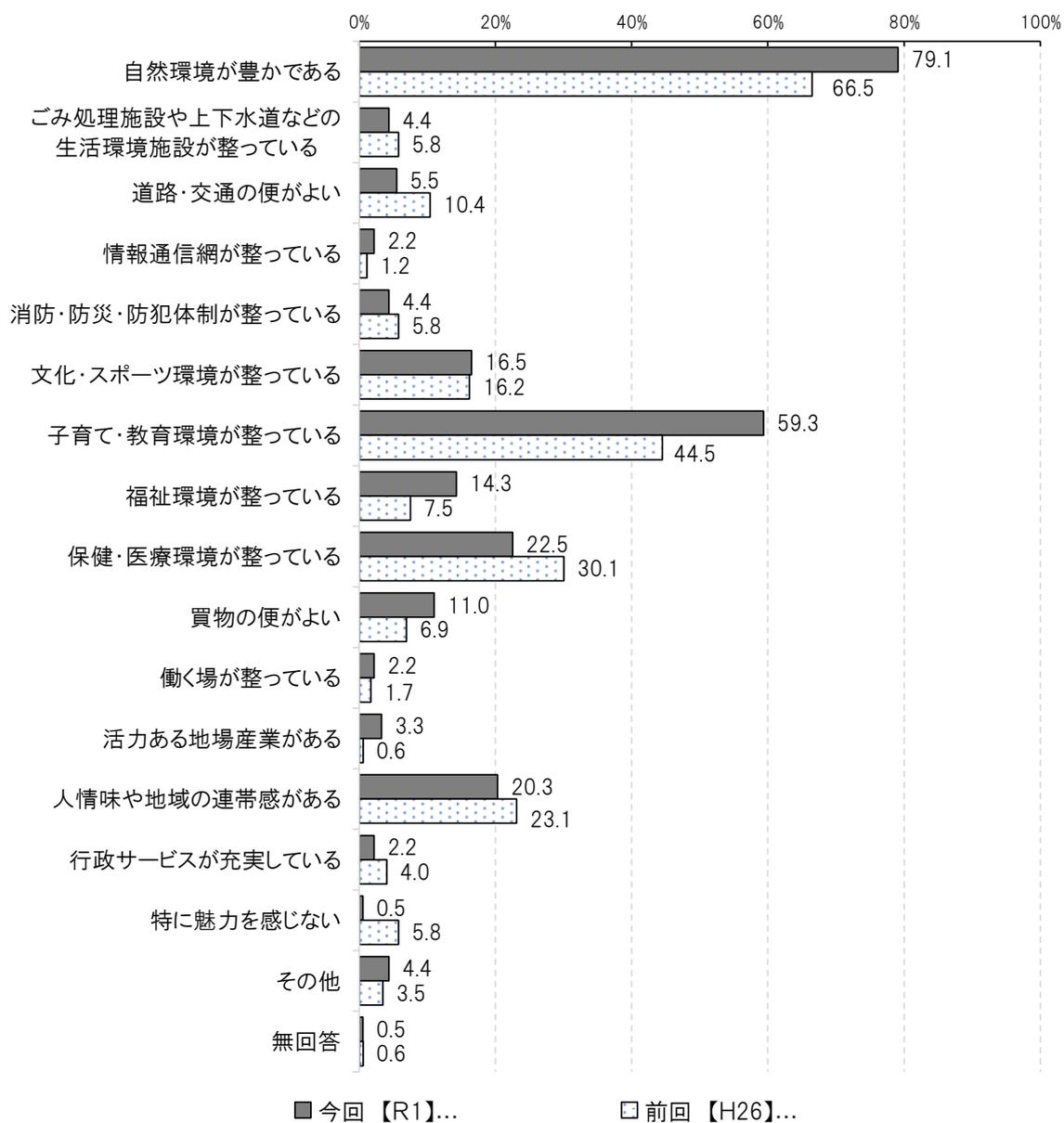
学年でみると、「住み続けたい」では、「高校1年生世代」が20.8%と高くなっています。「高校2年生世代」では「どちらかというに住み続けたい」が47.4%と高く、“住み続けたい”（63.2%）が高くなっており、「どちらともいえない」（22.8%）が低くなっています。



(3) むらの魅力

問4 あなたは、南箕輪村のどのようなところに魅力を感じていますか。
(3つまで○印)

「自然環境が豊かである」(79.1%) が他を大きく引き離して第1位にあげられ、次いで「子育て・教育環境が整っている」(59.3%)



南箕輪村において「魅力を感じているところ」については、「自然環境が豊かである」(79.1%) が他を大きく引き離して第1位にあげられ、次いで「子育て・教育環境が整っている」(59.3%)、「保健・医療環境が整っている」(22.5%)、「人情味や地域の連帯感がある」(20.3%)、「文化・スポーツ環境が整っている」(16.5%) などの順となっています。

3 今後の取組みについて

(1) 村の将来像（村の姿）について

問5 村の将来像（村の姿）についてお聴きします。あなたは南箕輪村がどんな村になればよいと思いますか。（3つまで〇印）

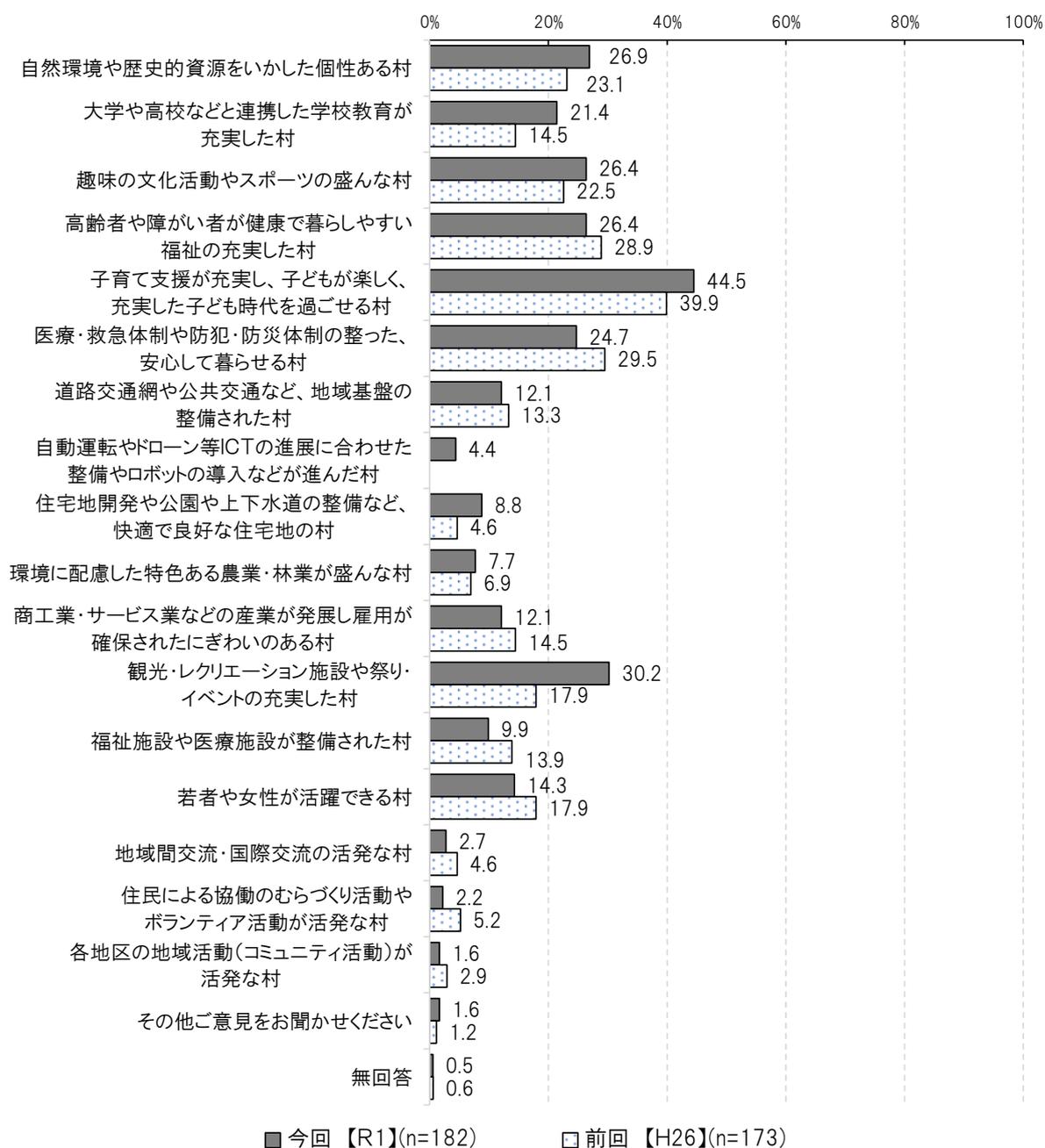
第1位が「子育て支援が充実し、子どもが楽しく、充実した子ども時代を過ごせる村」44.5%、次いで「観光・レクリエーション施設や祭り・イベントの充実した村」30.2%

南箕輪村の将来像（村の姿）については、第1位が「子育て支援が充実し、子どもが楽しく、充実した子ども時代を過ごせる村」44.5%、次いで「観光・レクリエーション施設や祭り・イベントの充実した村」（30.2%）、「自然環境や歴史的資源をいかした個性ある村」（26.9%）、「趣味の文化活動やスポーツの盛んな村」（26.4%）、「高齢者や障がい者が健康で暮らしやすい福祉の充実した村」（26.4%）などの順となっています。

[前回調査との比較]

前回より増加した項目は、「自然環境や歴史的資源をいかした個性ある村」（3.8ポイント）、「大学や高校などと連携した学校教育が充実した村」（6.9ポイント）、「趣味の文化活動やスポーツの盛んな村」（3.9ポイント）、「子育て支援が充実し、子どもが楽しく、充実した子ども時代を過ごせる村」（4.6ポイント）、「住宅地開発や公園や上下水道の整備など、快適で良好な住宅地の村」（4.2ポイント）、「観光・レクリエーション施設や祭り・イベントの充実した村」（12.3ポイント）となっています。

減少した項目は、「高齢者や障がい者が健康で暮らしやすい福祉の充実した村」（2.5ポイント）、「医療・救急体制や防犯・防災体制の整った、安心して暮らせる村」（4.8ポイント）、「福祉施設や医療施設が整備された村」（4.0ポイント）、「若者や女性が活躍できる村」（3.6ポイント）などとなっています。

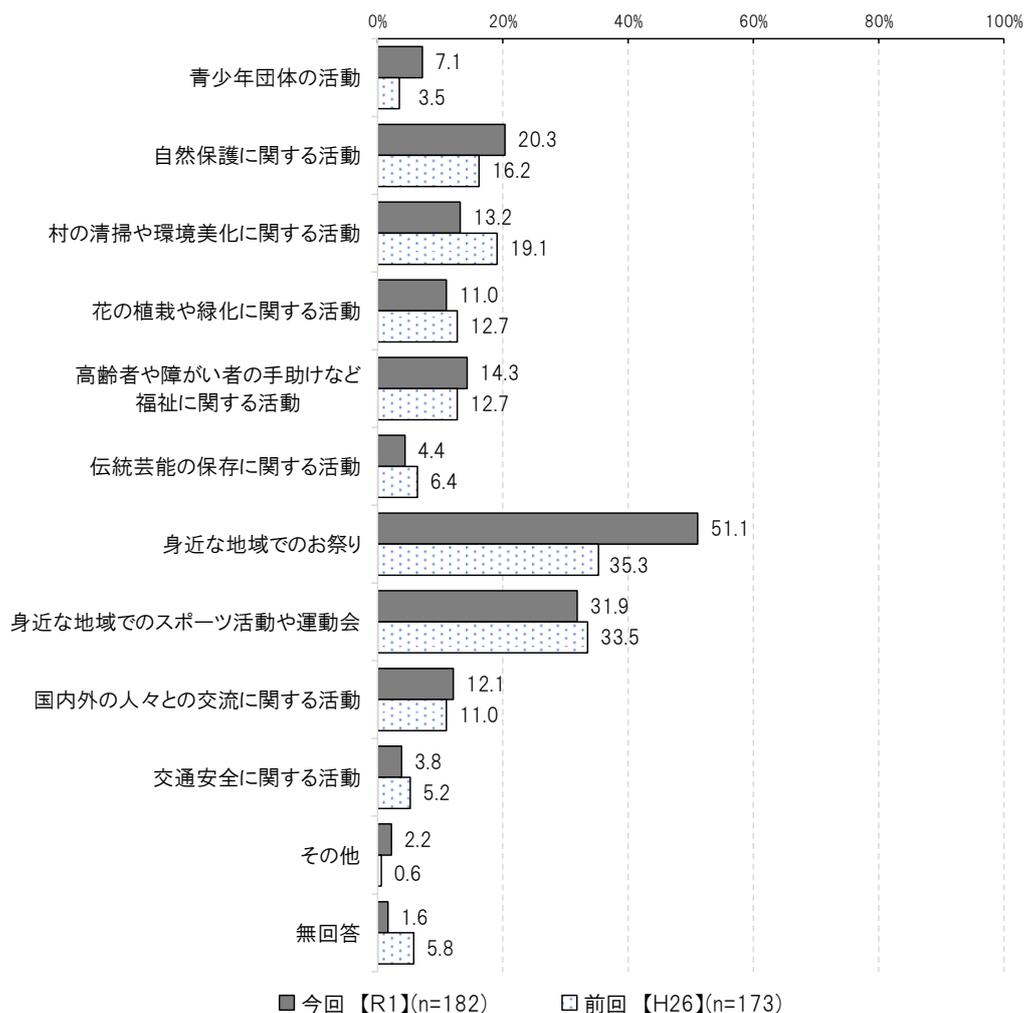


(2) 参加してみたい活動について

問6 あなたは、次の活動（地域活動・ボランティア活動）の中で、今後、どの活動に参加してみたいと思いますか。（2つまで〇印）

第1位が「身近な地域でのお祭り」(51.1%)、次いで「身近な地域でのスポーツ活動や運動会」(31.9%)

今後、活動に参加してみたいことを聞いたところ、第1位が「身近な地域でのお祭り」(51.1%)、次いで「身近な地域でのスポーツ活動や運動会」(31.9%)、「自然保護に関する活動」(20.3%)、「高齢者や障がい者の手助けなど福祉に関する活動」(14.3%)、「村の清掃や環境美化に関する活動」(13.2%)などの順となっています。



1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、令和2（2020）年度の「南箕輪村第5次総合計画」前期基本計画期間終了を控え、後期基本計画（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする）の策定に向けて、本村にお住いの小・中学生を対象に、日頃思っていることをお聞きし、南箕輪村を今よりもっと、住みやすい村にしていくために実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	南箕輪村にお住いの小・中学生
配布数	996
抽出法	全数（悉皆）調査
調査方法	学校による配布・回収
調査時期	令和元年7月
調査地域	村内小・中学校

(3) 回収結果

配布数	996		
回収数	921	回収率	92.5%

2 今の南箕輪村について

(1) 愛着度

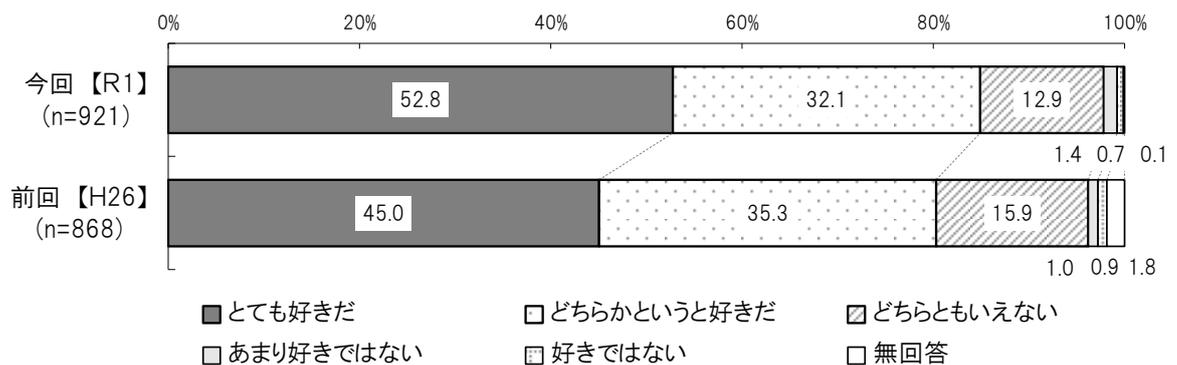
問2 あなたは、南箕輪村のことが好きですか。(1つに○印)

“好きだ” が 84.9%、一方、“好きではない” が 2.1%

「とても好きだ」と答えた人が52.8%と最も多く、「どちらかというが好きだ」と答えた人が32.1%となっており、これらをあわせた“好きだ”という人は84.9%となっています。これに対して、“好きではない”（「あまり好きではない」(1.4%) 及び「好きではない」(0.7%) の合計）は2.1%にとどまり、むらへの愛着度は高いといえます。なお、「どちらともいえない」は12.9%でした。

[前回調査との比較]

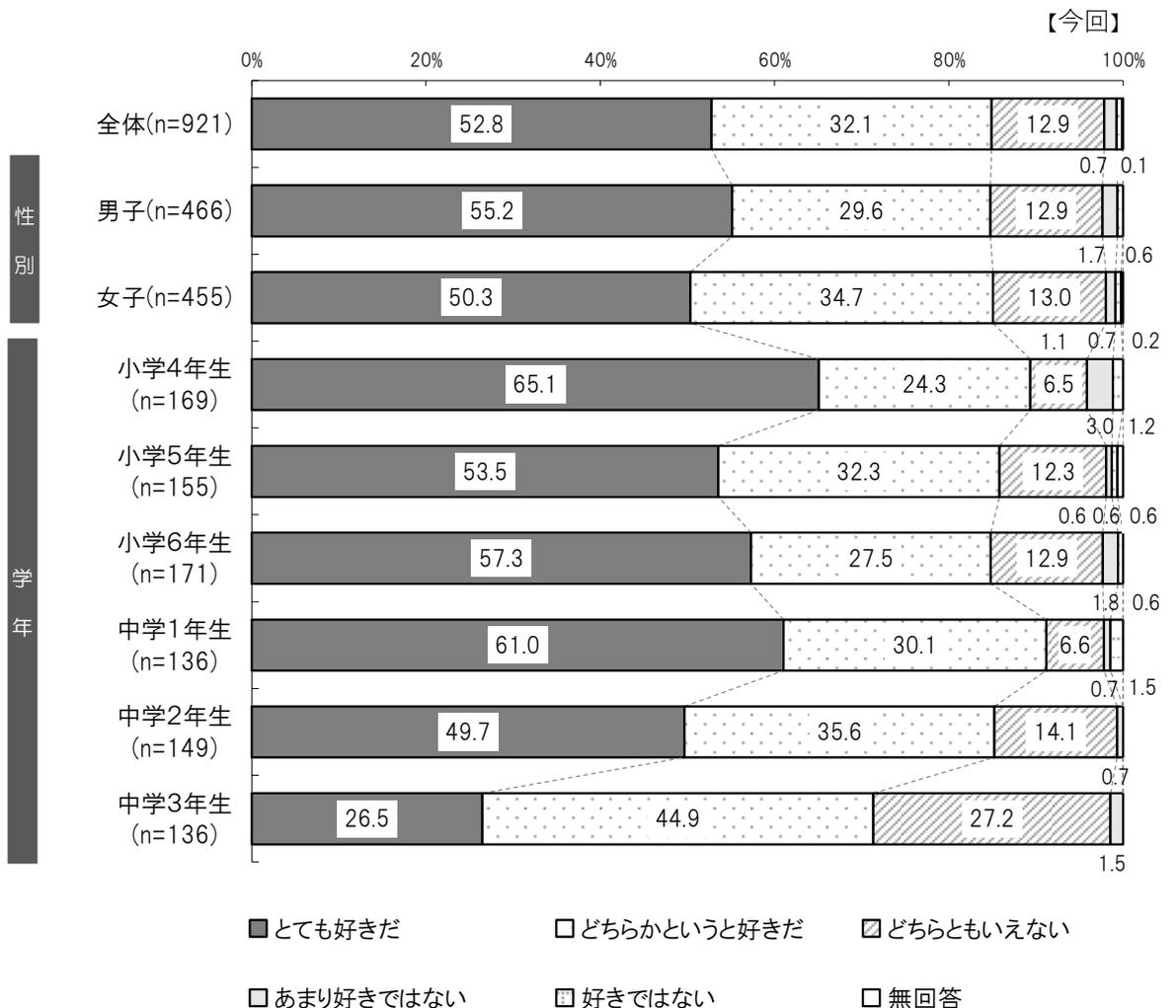
「とても好きだ」が7.8ポイント増加し、「どちらかというが好きだ」が3.2ポイント減少しており、“好きだ”という人は4.6%増加しています。



[回答者の属性別]

性別でみると、「とても好きだ」で男子（55.2%）が女子（50.3%）より高くなっています。

学年でみると、「とても好きだ」では「小学4年生」（65.1%）と「中学1年生」（61.0%）が高くなっており、「中学3年生」（26.5%）が最も低くなっています。「中学3年生」は「とても好きだ」は低いですが、「どちらかというが好きだ」は44.9%と最も高く、また、「どちらともいえない」（27.2%）も高くなっています。

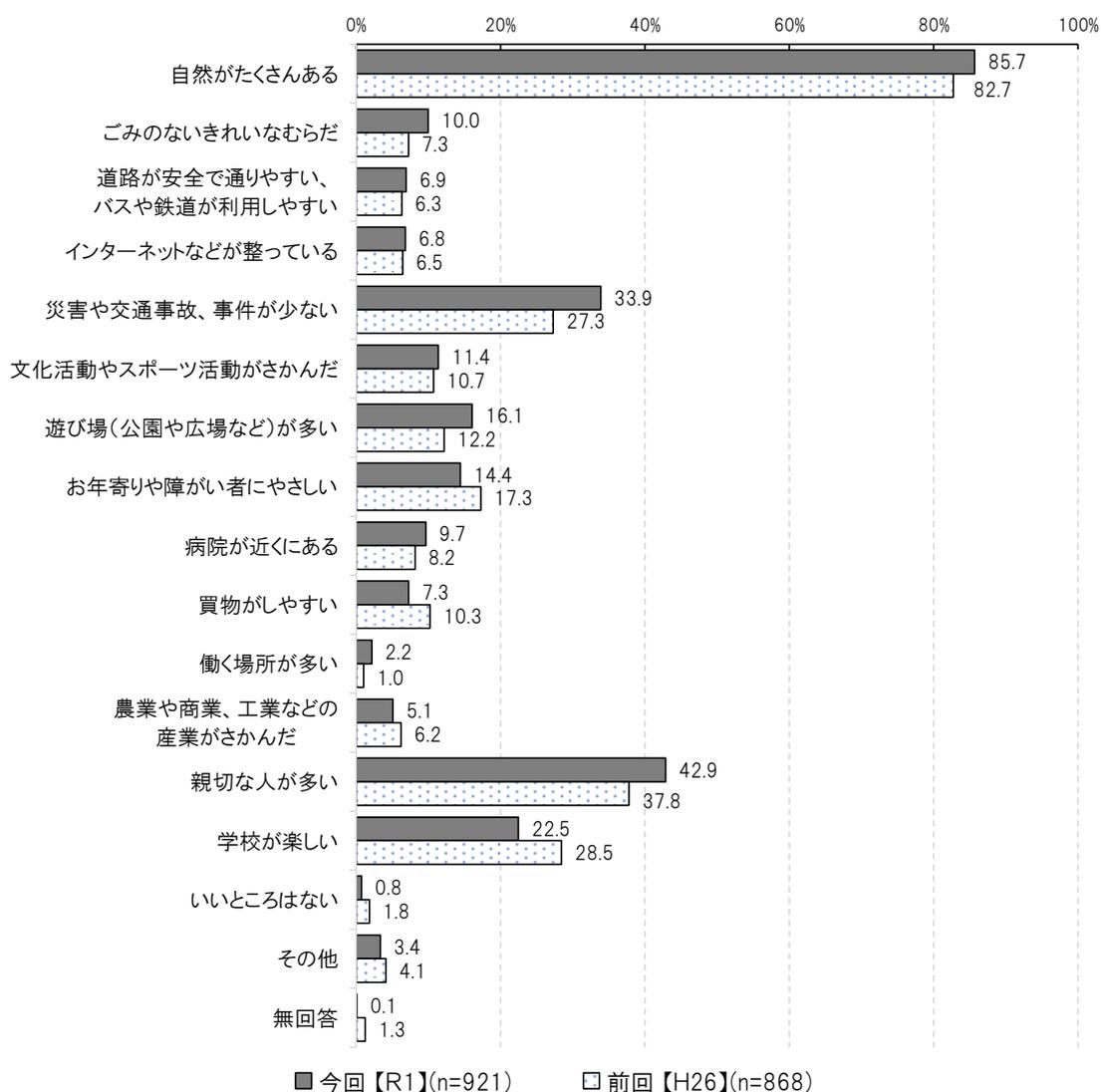


(2) むらのいいところ

問3 あなたは、南箕輪村のいいところはどんなところだと思いますか。
(3つまで〇印)

「自然がたくさんある」(85.7%) が他を大きく引き離して第1位にあげられ、
次いで「親切な人が多い」(42.9%)

南箕輪村のいいところについては、「自然がたくさんある」(85.7%) が他を大きく引き離して第1位にあげられ、次いで「親切な人が多い」(42.9%)、「災害や交通事故、事件が少ない」(33.9%)、「学校が楽しい」(22.5%)、「遊び場(公園や広場など)が多い」(16.1%)などの順となっています。



[前回調査との比較]

「親切な人が多い」が 5.1 ポイント、「災害や交通事故、事件が少ない」が 6.6 ポイント、「遊び場（公園や広場など）が多い」が 3.9 ポイント増加しています。一方、「お年寄りや障がい者にやさしい」が 2.9 ポイント、「買物がしやすい」が 3.0 ポイント、「学校が楽しい」が 6.0 ポイント減少しています。

(3) 定住意向

問4 あなたは、大人になっても南箕輪村に住みつづけたいと思いますか。
(1つに○印)

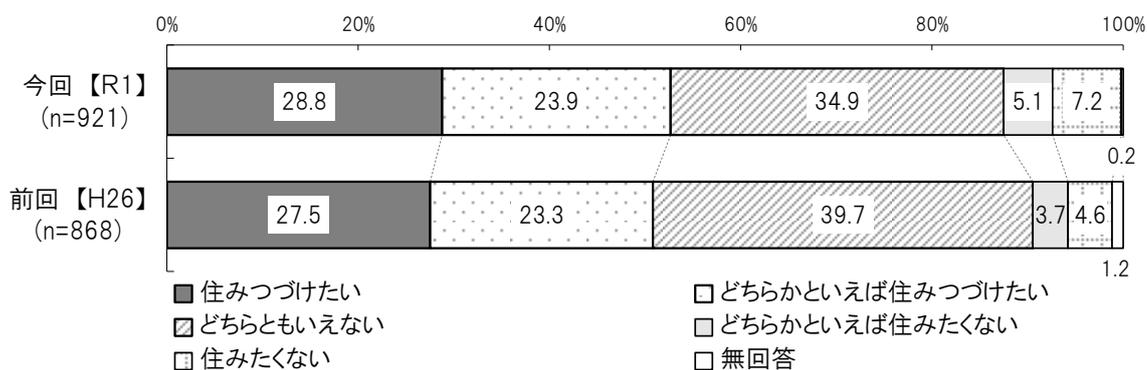
“住みつづけたい” が 52.7%、一方、“住みたくない” が 12.3%

「どちらともいえない」と答えた人が 34.9%と最も多く、次いで「住みつづけたい」(28.8%) となっています。「住みつづけたい」(28.8%) と「どちらかといえば住みつづけたい」(23.9%) をあわせた“住みつづけたい”という人は 52.7%となっています。これに対して、“住みたくない”(「どちらかといえば住みたくない」(5.1%) 及び「住みたくない」(7.2%) の合計) は 12.3%となっています。

[前回調査との比較]

「住みつづけたい」が 1.3 ポイント、「どちらかといえば住みつづけたい」が 0.6 ポイント増加し、「どちらともいえない」が 4.8 ポイント減少しています。

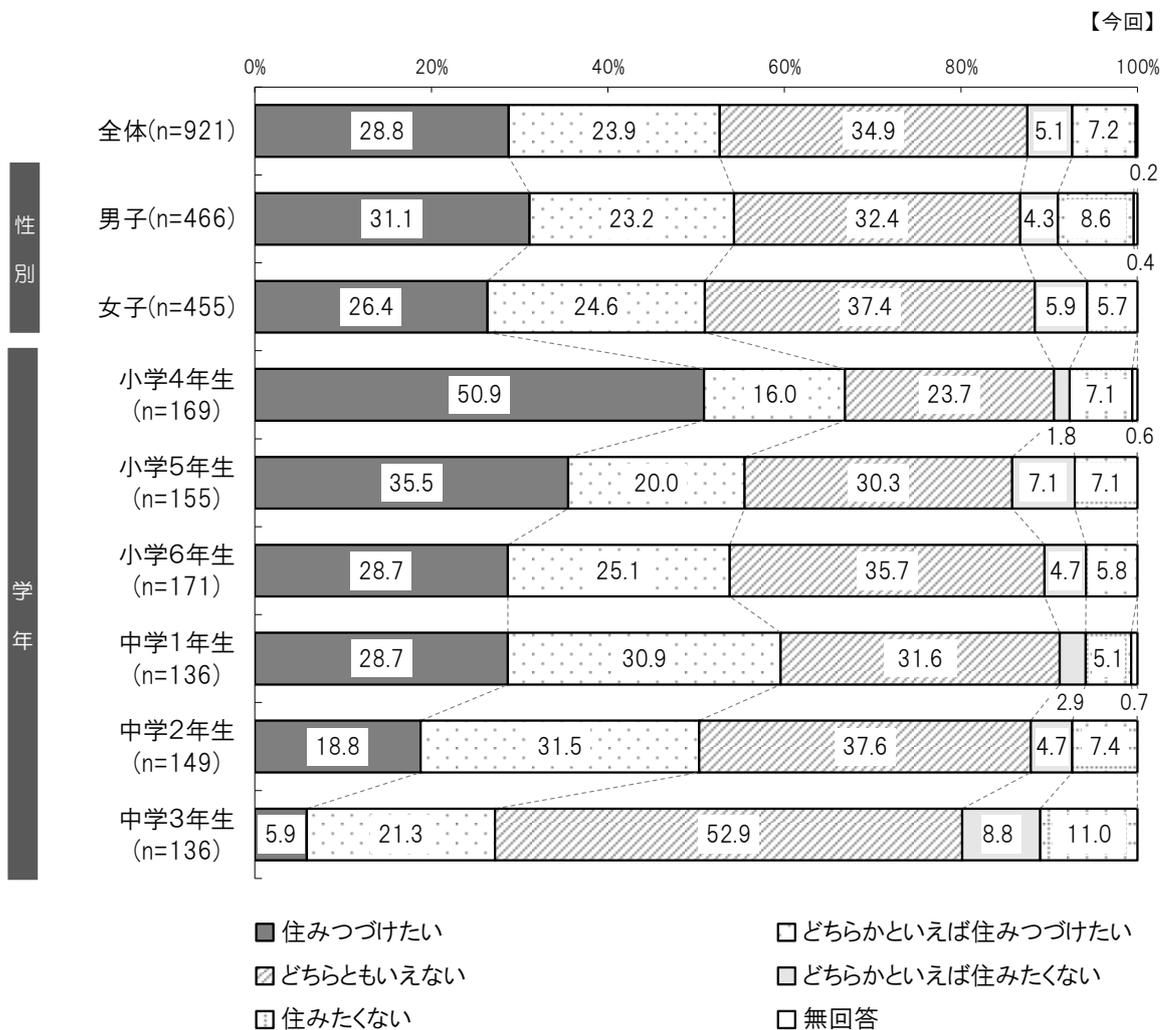
また、「どちらかといえば住みたくない」が 1.4 ポイント、「住みたくない」が 2.6 ポイント増加しています。



[回答者の属性別]

性別でみると、「住みつづけたい」で男子（31.1%）が女子（26.4%）より高くなっています。

学年でみると、「住みつづけたい」では「小学4年生」が50.9%と最も高く、学年が上がるとともに低くなり、「中学3年生」が5.9%と最も低くなっています。「中学3年生」は“住みつづけたい”が27.2%となり、「どちらともいえない」（52.9%）が高くなっています。



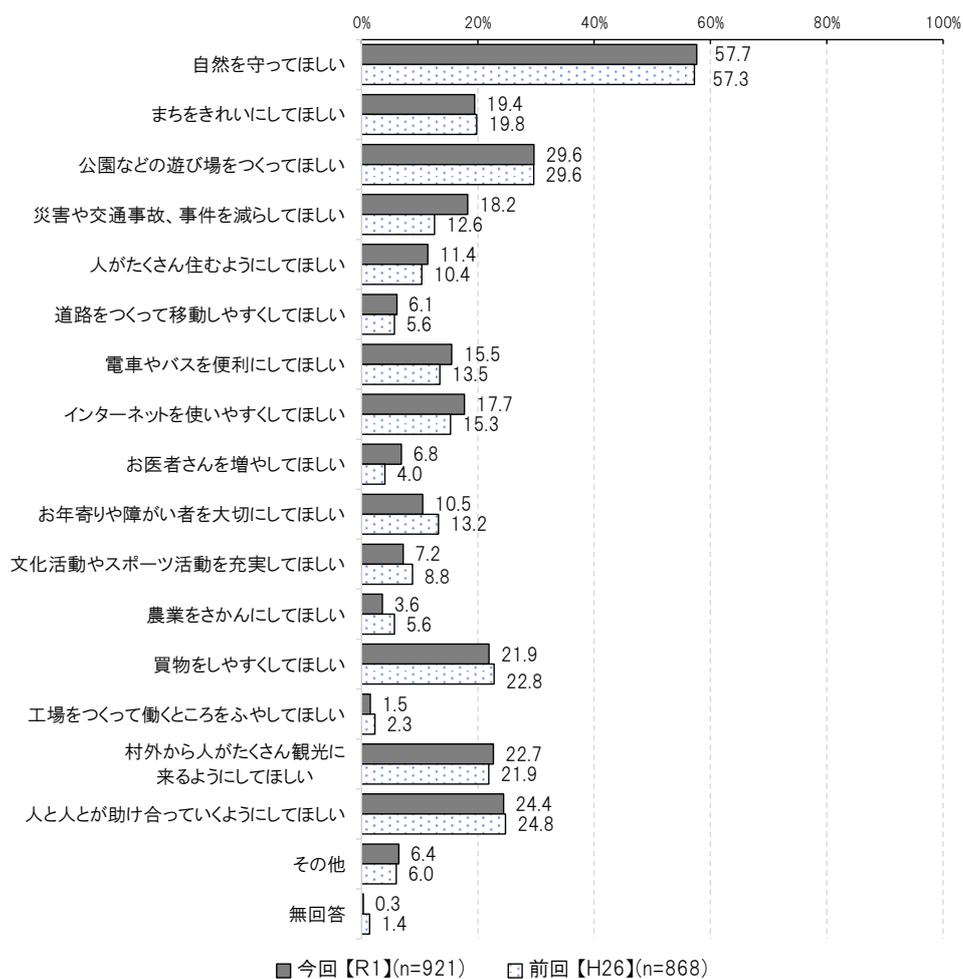
3 これからの南箕輪村のことについて

(1) むらにしてほしいこと

問5 あなたは、これからの南箕輪村に、どんなことをしてほしいですか。
(3つまで〇印)

第1位が「自然を守ってほしい」(57.7%)、次いで「公園などの遊び場をつくってほしい」(29.6%)、「人と人が助け合っていくようにしてほしい」(24.4%)

これからの南箕輪村にしてほしいことを聞いたところ、第1位が「自然を守ってほしい」(57.7%)、次いで「公園などの遊び場をつくってほしい」(29.6%)、「人と人が助け合っていくようにしてほしい」(24.4%)、「村外から人がたくさん観光に来るようにしてほしい」(22.7%)、「買物をしやすくしてほしい」(21.9%)などの順となっています。



[前回調査との比較]

前回より増加した項目は、「災害や交通事故、事件を減らしてほしい」(5.6ポイント)、「電車やバスを便利にしてほしい」(2.0ポイント)、「インターネットを使いやすくしてほしい」(2.4ポイント)、「お医者さんを増やしてほしい」(2.8ポイント)となっています。

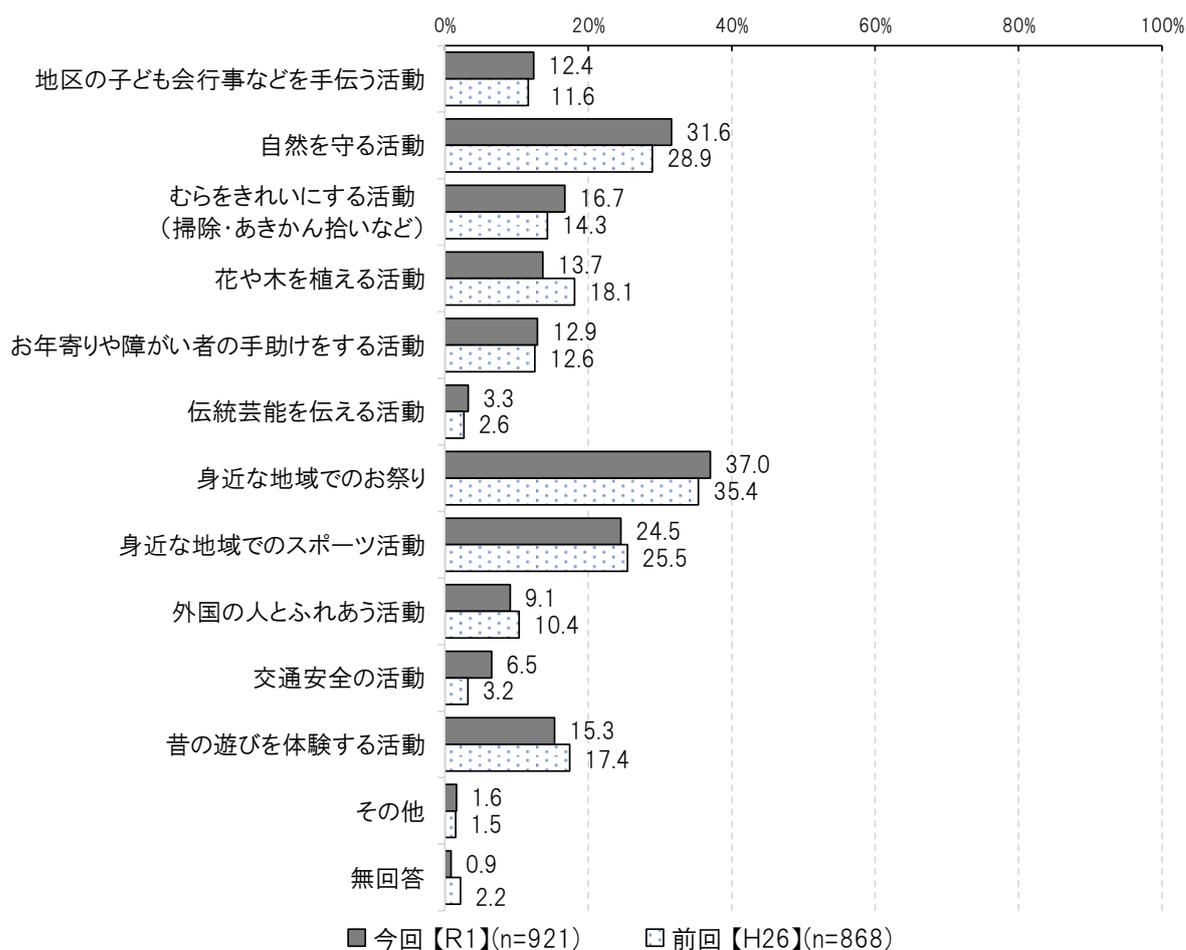
減少した項目は、「お年寄りや障がい者を大切にしてほしい」(2.7ポイント)、「農業をさかんにしてほしい」(2.0ポイント)などとなっています。

(2) 参加してみたい活動について

問6 あなたは、次の活動の中で、今後、どんな活動に参加してみたいと思いますか。(2つまで〇印)

第1位が「身近な地域でのお祭り」(37.0%)、次いで「自然を守る活動」(31.6%)、「身近な地域でのスポーツ活動」(24.5%)

今後、活動に参加してみたいことを聞いたところ、第1位が「身近な地域でのお祭り」(37.0%)、次いで「自然を守る活動」(31.6%)、「身近な地域でのスポーツ活動」(24.5%)、「むらをきれいにする活動(掃除・あきかん拾いなど)」(16.7%)、「花や木を植える活動」(13.7%)などの順となっています。



[前回調査との比較]

前回より増加した項目は、「自然を守る活動」(2.7ポイント)、「むらをきれいにする活動(掃除・あきかん拾いなど)」(2.4ポイント)、「身近な地域でのお祭り」(1.6ポイント)、「交通安全の活動」(3.3ポイント)となっています。

減少した項目は、「花や木を植える活動」(4.4ポイント)、「昔の遊びを体験する活動」(2.1ポイント)などとなっています。

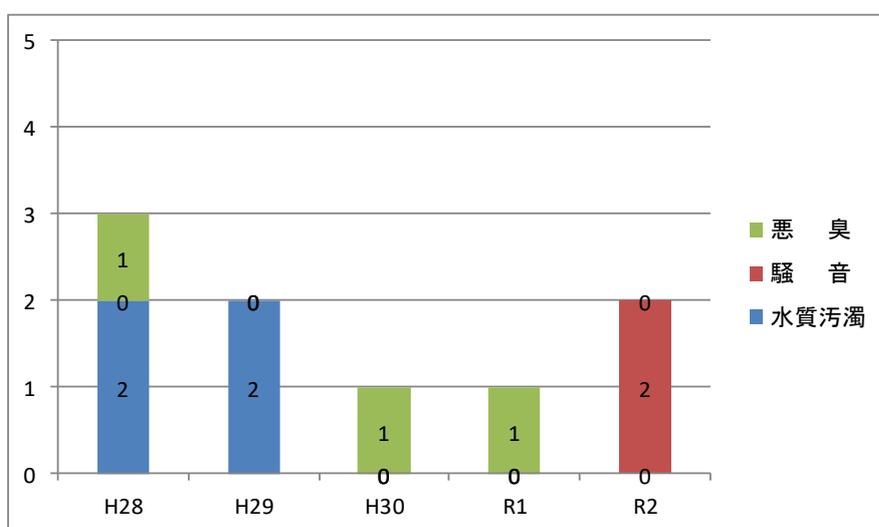
[回答者の属性別]

性別でみると、第1位では、男子は「自然を守る活動」(38.4%)、女子は「身近な地域でのお祭り」(40.9%)となり、第3位は、男子は「身近な地域でのスポーツ活動」(31.3%)、女子は「花や木を植える活動」(19.3%)となっています。

学年でみると、第1位では、小学生は「自然を守る活動」、中学生は「身近な地域でのお祭り」となっています。

5 公害苦情件数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
大気汚染	0	0	0	0	0
水質汚濁	2	2	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	0	0	0	0	2
振動	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	1	0	1	1	0
合計	3	2	1	1	2



6 河川水質調査の結果

測定項目別		測定項目		pH																
測定地点	単位	環境基準	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2			
			H25.7.22	H25.12.16	H26.7.29	H26.12.5	H27.7.27	H27.12.14	H28.7.25	H28.12.12	H29.7.24	H29.12.13	H30.7.23	H30.12.13	R1.7.25	R1.12.18	R2.8.4	R2.12.7		
①中井沢川上流	6.5~8.5		6.7	6.6	8.5	6.7	6.3	6.6	6.3	6.6	6.4	6.6	6.2	6.4	6.3	6.4	6.3	6.3	6.6	
②中井沢川下流			7.6	7.5	8.7	7.4	7.5	7.4	7.5	7.4	7.5	7.1	7.3	7.3	7.3	7.1	7.3	7.4	7.4	
③車沢川上流			7.4	7.3	7.6	7.7	7.3		7.5		7.4		7.1		7.4		7.4		7	
④車沢川下流			7.5	7.7	7.3	7.7	7.5	7.7	7.5	7.8	7.7	7.4	7.4	7.8	7.5	7.4	7.4	7.4	7.6	7.6
⑤南殿北水路上流			6.7	6.4	7.6	6.4	6.3	6.3	6.3	6.4	6.3	6.2	6.1	6.2	6.2	6.3	6.2	6.3	6.3	6.4
⑥南殿北水路下流			6.6	6.5	7.7	6.5	6.3	6.4	6.3	6.5	6.3	6.2	6.1	6.3	6.2	6.3	6.2	6.3	6.3	6.5
⑦小中井沢川上流			7	7.3	7.6	7.2	7	7.2	7	7.2	7.1	6.9	6.8	7	7.2	7	6.8	7.2	7.2	7.2
⑧小中井沢川下流			7.8	7.6	7.6	7.8	7.8	7.9	7.8	7.8	7.9	7.5	7.6	7.7	7.8	7.7	7.6	7.9	7.9	7.9
⑨大泉川上流			7.6	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.8	7.7	8.2	7.5	7.7	7.7	7.6	7.7	7.6	7.7	7.6	8
⑩大泉川下流			7.8	8.1	7.5	7.8	7.9	7.8	7.9	7.8	8	7.8	7.7	7.7	7.8	7.9	7.6	7.8	8.1	8.1
⑪大清水川上流			7	7.8	7.1	7.9	7.7	7.8	7.8	8.9	7.8	8.5	7.6	7.8	7.5	7.9	9.1	7.4	8	8
⑫大清水川下流			7.6	7.7	7.7	7.7	7.6	7.7	7.8	7.6	7.9	7.5	7.5	7.5	7.6	7.7	7.5	7.8	7.8	7.8
⑬鳥谷川上流															7.9	8.2	7.4	8.9	8.9	8.9
⑭鳥谷川下流			7.5	7.6	7.3	8	7.7	7.6	7.8	7.7	8.4	7.3	7.7	7.6	7.8	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
⑮黒川上流			7.4	7.6	6.4	7.6	7.1	7.5	7.1	7.5	7.2	7.1	7	7.3	7.1	7.4	6.9	7.5	7.5	7.5
⑯黒川下流			7.1	7.9	6.2	7.7	7.5	7.7	7.7	7.7	7.7	7.3	7.4	7.5	7.5	7.6	7.5	7.6	7.5	7.7
⑰大泉上井水路			7.8	7.8	6.3	8.7	7.9	7.9	7.9	7.8	8	7.5	7.8	7.7	7.8	7.9	7.9	7.9	8.2	8.2
⑱大芝公園水路			7.8	7.6	8	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.7	7.4	7.6	7.4	7.6	7.6	7.6	7.6	7.8	7.8
⑲田畑駅西水路上流			7.6	7.7	7.9	7.7	7.7	7.7	8	7.7	8	7.1	7.3	7.1	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	7.8
⑳田畑駅西水路下流			7.3	7.3	7.9	7.3	9.5	7.2	8.6	10.2	7.5	7.5	7.9	7.7	7.3	7.2	7.2	7.2	7.9	7.9
㉑西天童用水路			7.3	7.6	7.9	8.0	8.6	7.6	8.9	7.8	7.6	7.4	8.3	9.7	8.9	9.3	9.2	9.0	9.0	9.0
㉒天童川			7.9	7.8	7.8	7.6	7.4	7.5	7.5	7.7	7.6	7.5	7.7	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	7.2	7.2
㉓大芝湖水路			8.7	7.9	9.0	7.8	7.7	7.7	8.9	7.7	8.9	7.6	7.9	8.2	9.0	7.7	7.9	9.4	9.4	9.4
中央値(median)			7.50	7.60	7.60	7.70	7.60	7.70	7.70	7.70	7.40	7.55	7.50	7.60	7.60	7.50	7.80	7.80		
平均値(average)			7.44	7.50	7.60	7.57	7.53	7.11	7.60	7.25	7.57	6.88	7.36	7.14	7.52	7.23	7.37	7.41		

測定項目別		測定項目		BOD															
測定地点	単位	環境基準	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
			H25.7.22	H25.12.16	H26.7.29	H26.12.5	H27.7.27	H27.12.14	H28.7.25	H28.12.12	H29.7.24	H29.12.13	H30.7.23	H30.12.13	R1.7.25	R1.12.18	R2.8.4	R2.12.7	
①中井沢川上流	mg/l	3以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.5	0.7	0.5	
②中井沢川下流			0.5	1	0.5	1.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5	
③車沢川上流			1.1	3.2	0.9	2.7	1.5		5.1		0.9		0.8		1.3		1.2		1.2
④車沢川下流			1	1.7	0.5	1.7	1.3	0.5	2.9	0.8	0.9	0.6	0.9	0.9	1.1	1.2	1.4	0.5	0.5
⑤南殿北水路上流			0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
⑥南殿北水路下流			0.5	0.5	0.5	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
⑦小中井沢川上流			0.5	0.5	0.6	0.9	0.5	0.5	1.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.5
⑧小中井沢川下流			0.8	0.7	1	1.6	0.8	0.5	1.1	1	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8	1	1.1	0.5	0.5
⑨大泉川上流			1.4	1.1	1.2	2.2	0.5	0.5	0.6	0.9	0.6	0.9	0.6	0.5	3.2	1.1	0.7	0.8	0.8
⑩大泉川下流			0.5	0.7	0.7	2.5	0.5	0.7	0.9	0.7	0.7	0.8	1	0.5	0.5	0.9	0.9	0.9	0.9
⑪大清水川上流			1.5	0.8	1.7	2.6	0.9	0.5	3.4	0.5	1.1	0.9	0.9	1.3	0.8	1.4	1	1.1	1.1
⑫大清水川下流			1	0.7	0.9	1.3	0.7	0.5	1.2	0.6	0.5	0.9	0.5	0.6	0.6	0.9	0.9	0.6	0.6
⑬鳥谷川上流															1.1	1.6	1.1	1.4	1.4
⑭鳥谷川下流			2	1.2	1.5	5.7	1.5	1	4.8	0.8	1	1.2	0.7	0.8	0.9	2.2	1	0.8	0.8
⑮黒川上流			0.7	1	0.5	1.4	0.5	0.5	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.9	0.5
⑯黒川下流			7.2	1.1	0.6	1.6	0.9	0.8	1.4	0.8	0.8	1.1	0.6	0.9	0.7	1	1.1	0.6	0.6
⑰大泉上井水路			0.6	1.4	0.5	1.7	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	1.1	0.7	0.8	0.8
⑱大芝公園水路			0.5	0.8	0.5	2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.9	0.8	0.7	0.7
⑲田畑駅西水路上流			1.1	0.9	1.7	1.2	0.9	0.8	1.1	0.6	0.6	1.3	1.1	1.4	0.9	0.8	1.1	0.5	0.5
⑳田畑駅西水路下流			2.3	2.8	0.7	2.2	1.4	1.4	2	1.4	1.8	0.8	0.5	0.5	1.6	2.3	2.7	1.5	1.5
㉑西天童用水路			2.3	1.4	1.8	2.5	2.3	1.4	9.9	1.2	0.9	2.2	1.2	4.1	1.7	2.5	2.4	2.5	2.5
㉒天童川			1.4	0.9	1.1	2.4	0.8	1	2.4	0.8	0.8	0.9	0.5	1.2	1.1	1.7	1.6	1.2	1.2
㉓大芝湖水路			1.5	1.4	1	5.2	1.6	1.2	9.9	0.8	1.3	0.5	2.1	1.9	2	0.8	1.7	5.7	5.7
中央値(median)			1.00	0.95	0.70	1.70	0.75	0.50	7.70	7.70	7.40	0.55	0.65	0.80	0.90	1.00	0.60		
平均値(average)			1.34	1.13	0.88	2.02	0.89	0.68	2.00	0.67	7.57	6.88	0.73	0.90	0.97	1.07	1.10	1.00	
基準値内達成率			100%	95%	100%	95%	91%	91%	95%	80%	100%	100%	100%	95%	100%	95%	91%	91%	

測定項目別		測定項目		SS															
測定地点	単位	環境基準	※ 赤字は基準超過 ※ 空欄は欠測回																
			H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
			H25.7.22	H25.12.16	H26.7.29	H26.12.5	H27.7.27	H27.12.14	H28.7.25	H28.12.12	H29.7.24	H29.12.13	H30.7.23	H30.12.13	R1.7.25	R1.12.18	R2.8.4	R2.12.7	
①中井沢川上流	mg/l	25以下	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
②中井沢川下流			1	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1		
③重沢川上流			1	3	5	3	7	5	5	2	2	2	4	4	5	5	5	1	
④重沢川下流			1	2	7	1	7	3	7	1	4	1	7	1	6	6	5	1	
⑤南殿北水路上流			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑥南殿北水路下流			1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑦小中井沢川上流			3	3	4	1	4	3	4	1	2	1	2	2	2	1	3	1	
⑧小中井沢川下流			2	2	5	2	6	3	4	1	3	2	4	2	4	4	5	1	
⑨大泉川上流			1	1	3	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	
⑩大泉川下流			1	2	4	1	3	2	3	1	1	1	1	1	2	1	5	1	
⑪大清水川上流			1	2	6	2	6	4	4	1	3	1	2	240	3	1	5	1	
⑫大清水川下流			1	2	6	1	3	4	3	1	2	1	2	4	2	1	4	1	
⑬鳥谷川上流															3	1	7	1	
⑭鳥谷川下流			1	2	7	3	6	3	6	1	1	1	3	1	2	1	9	2	
⑮黒川上流			1	5	2	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑯黒川下流			1	3	2	1	6	3	3	1	2	2	3	1	3	2	6	1	
⑰大泉上井水路			1	2	2	1	3	2	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	
⑱大芝公園水路			38	3	2	21	7	35	1	1	4	3	2	5	1	1	1	3	
⑲田畑駅西水路上流			1	2	8	1	8	9	5	1	3	22	5	3	8	1	4	1	
⑳田畑駅西水路下流			1	3	14	3	7	4	7	9	5	1	4	2	4	9	5	1	
㉑西天童用水路			3	5	10	4	8	4	6	3	1	3	4	2	3	2	7	1	
㉒天童川			1	2	3	3	5	3	3	1	1	1	2	7	8	3	8	3	
㉓大芝湖水路			1	6	4	9	6	3	6	1	3	1	9	2	2	5	3	6	
中央値(median)			1.00	2.00	4.00	1.00	5.50	3.00	1.00	7.70	7.40	2.00	1.00	2.00	1.00	4.00	1.00		
平均値(average)			2.91	2.55	4.50	2.86	4.64	4.32	3.38	1.43	7.57	6.88	2.68	12.73	2.78	2.00	4.04	1.39	
基準値内達成率			100%	95%	100%	95%	100%	100%	95%	90%	95%	100%	100%	95%	100%	95%	100%	100%	

測定項目別		測定項目		大腸菌群															
測定地点	単位	環境基準	※ 赤字は基準超過 ※ 空欄は欠測回																
			H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
			H25.7.22	H25.12.16	H26.7.29	H26.12.5	H27.7.27	H27.12.14	H28.7.25	H28.12.12	H29.7.24	H29.12.13	H30.7.23	H30.12.13	R1.7.25	R1.12.18	R2.8.4	R2.12.7	
①中井沢川上流	MPN /100 ml	5000以下	2	300	400	3,400	500	100	100	200	400	100	23	2	8	280	130	49	
②中井沢川下流			7,000	2,700	3,500	5,400	3,100	600	4,000	2	2,800	940	130	79	920	540	110	2,400	
③重沢川上流			3,500	270,000	34,000	18,000	70,000		13,000		2		140		900		460		
④重沢川下流			28,000	1,200	28,000	9,400	48,000	1,200	8,000	1,600	12,000	1,100	23	2	2,200	940	3,500	12	
⑤南殿北水路上流			2	2	100	100	100	2	100	2	300	100	23	2	8	2	2	2	
⑥南殿北水路下流			100	2	700	2	400	2	300	2	100	100	23	2	8	2	2	2	
⑦小中井沢川上流			3,100	4,000	11,000	200	8,000	2,600	1,800	2,800	3,500	1,200	140	2	130	310	240	8	
⑧小中井沢川下流			16,000	2,600	17,000	2	20,000	2,200	13,000	3,100	17,000	940	920	540	1,100	920	24,000	130	
⑨大泉川上流			35,000	900	80,000	700	22,000	1,100	48,000	200	23,000	300	240	5	350	540	240	13	
⑩大泉川下流			11,000	1,300	9,400	2	8,000	400	16,000	900	7,000	1,600	540	350	170	460	430	39	
⑪大清水川上流			12,000	3,100	14,000	1,600	27,000	1,100	24,000	1,200	26,000	1,600	430	920	1,100	840	490	130	
⑫大清水川下流			31,000	9,400	46,000	300	33,000	3,500	9,400	1,200	9,400	1,300	540	63	3,300	1,700	430	460	
⑬鳥谷川上流															540	5,400	54,000	540	
⑭鳥谷川下流			50,000	2,100	63,000	100	28,000	5,400	43,000	400	20,000	5,400	1,700	49	7,900	24,000	7,900	540	
⑮黒川上流			8,000	500	9,400	200	5,400	500	4,600	300	3,500	300	540	2	79	23	330	7	
⑯黒川下流			7,000	5,000	1,200	5,400	20,000	40,000	35,000	4,000	1,600	1,400	28,000	600	35,000	5,400	3,100	54,000	
⑰大泉上井水路			24,000	200	31,000	1,700	9,400	1,400	20,000	600	7,000	500	110	2	130	79	350	7	
⑱大芝公園水路			35,000	100	3,500	1,800	13,000	8,000	300	100	5,400	200	170	6	46	49	350	2	
⑲田畑駅西水路上流			12,000	4,000	400	2,800	31,000	700	21,000	5,400	9,200	900	7,000	6	700	9,200	4,900	330	
⑳田畑駅西水路下流			2,600	2	28,000	2,400	1,400	2	2	2	6,300	2,600	2,400	240	2,700	24,000	9,400	4,900	
㉑西天童用水路			16,000	100	40,000	300	46,000	300	9,400	200	400	100	310	2	110	2	330	2	
㉒天童川			13,000	2	11,000	400	24,000	900	4,600	300	7,000	600	350	540	790	1,400	2,400	21	
㉓大芝湖水路			35,000	200	23,000	400	24,000	2	9,400	2	14,000	300	210	2	31	79	110	13	
中央値(median)			12,000	1,200	14,000	400	20,000	900	9,400	350	8	7	310	6	620	540	430	17	
平均値(average)			15.877	13.987	20.573	2.482	19.923	3.182	13.029	1.072	8	7	1.998	155	2.531	3.312	4.922	2.766	

測定項目別		測定項目 全窒素(T-N)																	
測定地点	単位	環境基準	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
			H25.7.22	H25.12.16	H26.7.29	H26.12.5	H27.7.27	H27.12.14	H28.7.25	H28.12.12	H29.7.24	H29.12.13	H30.7.23	H30.12.13	R1.7.25	R1.12.18	R2.8.4	R2.12.7	
①中井沢川上流	mg/ℓ	1以下	5.1	4.7	5	4.5	4.9	4.9	4.3	4.6	3.8	4.6	4.3	5.5	4.9	4.2	3.6	4.9	
②中井沢川下流			5	4.3	4.2	0.004	4.2	4.5	4	4.3	3.6	4.4	4.1	4.6	3.5	3.6	4.1	4.4	
③車沢川上流			2.2	1	2	1.4	2.2	1.7	1.5	1.5	1.3	1.3	1.7	1.2	1	1.9			
④車沢川下流			2.7	1.1	2.1	2.3	1.8	1.2	2	2.6	1.9	2.5	1.8	1.7	1.2	1	1.9	2.4	
⑤南殿北水路上流			2.5	2.9	2.4	3.5	2.4	3.5	2.6	3.2	2.3	2.7	3.2	3.5	2.1	2.9	2.9	3.5	
⑥南殿北水路下流			3.1	2.9	2.2	2.9	2.2	2.9	2.7	3.2	2.3	2.8	3.1	3.4	2.1	2.9	2.9	3.2	
⑦小中井沢川上流			3.4	5.3	3.2	4	2.7	4.2	3.2	3.9	2.6	3.9	3.2	4.8	2.6	4.2	3.2	5.2	
⑧小中井沢川下流			3	4.2	3	3.6	2.7	3.6	3.1	3.2	2.4	3.4	2.8	4.3	2.5	3.4	3.1	4.3	
⑨大泉川上流			0.71	0.34	0.96	0.79	0.3	0.37	0.2	0.2	0.16	0.48	0.16	0.37	0.18	0.23	0.2	0.27	0.1
⑩大泉川下流			3.1	2.1	2.6	1.6	3	2.1	2.5	1.8	2.1	1.6	2	2.7	1.1	1.7	1.1	3.5	
⑪大清水川上流			0.94	0.51	1.6	0.48	0.84	0.24	0.74	0.14	0.8	0.44	0.46	0.64	0.32	0.16	0.44	0.06	
⑫大清水川下流			2.7	2	3.2	2.7	2.4	2.1	2.7	2.2	2.3	2.3	2.5	3.2	1.8	2.4	2.1	2.7	
⑬鳥谷川上流															0.93	0.31	1.2	1	
⑭鳥谷川下流			1	2	7	3	6	3	6	1	1	1	3	1	2	1	9	2	
⑮黒川上流			4.8	7	4.2	8.5	4.6	8	4.2	7.3	4	7.3	4.6	7.6	3.2	6.6	4	8.5	
⑯黒川下流			5.9	5.1	1.9	5.3	2.9	5.9	3.5	5.9	2.9	11	3.6	6.4	2.9	5.8	3.1	6.8	
⑰大泉上井水路			0.32	0.17	0.22	0.25	0.09	0.18	0.21	0.13	0.15	0.07	0.14	0.11	0.2	0.15	0.21	0.08	
⑱大芝公園水路			0.69	0.14	0.26	0.57	0.013	0.51	0.21	0.19	0.21	0.75	0.16	0.18	0.2	0.22	0.35	0.14	
⑲田畑駅西水路上流			2.6	3.8	1.3	3.8	2.9	4.7	2.9	4.1	2.6	4.3	2.5	4.1	2.5	3.8	3.6	5	
⑳田畑駅西水路下流			2.5	3.1	3.1	3.7	2.6	3.7	2.7	3.4	2.5	3.7	2.9	4.8	2.5	3.3	3.1	3.7	
㉑西天竜用水路			2	1.4	1.7	0.91	1.1	1	2.1	1.4	1.4	1.5	1.1	0.89	0.7	1.3	1	0.72	
㉒天竜川			2.4	2.1	2.4	1.8	1.6	2.3	2.2	2.2	2.2	2.7	1.4	2	1.1	1.6	1.3	1.9	
㉓大芝湖水路			1.3	0.4	0.74	1.1	0.64	0.55	2.1	0.27	0.15	0.25	0.51	0.27	0.34	0.22	0.27	0.86	
中央値(median)		2.55	2.10	2.30	2.50	2.40	2.60	2.70	2.60	7.70	7.40	2.50	2.95	1.80	1.70	2.10	2.70		
平均値(average)		2.63	2.57	2.51	2.58	2.37	2.70	2.56	2.61	7.57	6.88	2.22	2.81	1.74	2.22	2.38	2.82		
基準値内達成率		23%	33%	23%	23%	14%	27%	19%	20%	19%	19%	23%	33%	23%	23%	14%	27%		

測定項目別		測定項目 全りん(T-P)																
測定地点	単位	環境基準	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2	
			H25.7.22	H25.12.16	H26.7.29	H26.12.5	H27.7.27	H27.12.14	H28.7.25	H28.12.12	H29.7.24	H29.12.13	H30.7.23	H30.12.13	R1.7.25	R1.12.18	R2.8.4	R2.12.7
①中井沢川上流	mg/ℓ	0.1以下	0.012	0.009	0.012	0.003	0.01	0.011	0.011	0.012	0.01	0.012	0.007	0.011	0.011	0.012	0.012	0.012
②中井沢川下流			0.016	0.14	0.018	0.10	0.016	0.017	0.019	0.019	0.015	0.016	0.012	0.017	0.018	0.022	0.017	0.023
③車沢川上流			0.061	0.062	0.06	0.015	0.057		0.075		0.036		0.038		0.047		0.039	
④車沢川下流			0.04	0.022	0.072	0.01	0.048	0.013	0.051	0.018	0.027	0.022	0.045	0.021	0.047	0.034	0.032	0.018
⑤南殿北水路上流			0.012	0.009	0.015	0.006	0.013	0.01	0.012	0.018	0.011	0.012	0.008	0.01	0.011	0.013	0.011	0.01
⑥南殿北水路下流			0.017	0.013	0.013	0.004	0.014	0.01	0.012	0.011	0.011	0.012	0.01	0.011	0.011	0.014	0.01	0.012
⑦小中井沢川上流			0.028	0.039	0.032	0.027	0.031	0.029	0.035	0.03	0.029	0.031	0.028	0.026	0.031	0.032	0.026	0.028
⑧小中井沢川下流			0.043	0.029	0.034	0.026	0.038	0.025	0.033	0.025	0.031	0.029	0.031	0.034	0.037	0.038	0.038	0.028
⑨大泉川上流			0.024	0.004	0.042	0.006	0.021	0.007	0.024	0.006	0.018	0.005	0.009	0.004	0.011	0.01	0.013	0.004
⑩大泉川下流			0.034	0.019	0.03	0.006	0.03	0.02	0.027	0.011	0.024	0.011	0.018	0.015	0.023	0.013	0.021	0.014
⑪大清水川上流			0.03	0.008	0.064	0.008	0.03	0.013	0.035	0.007	0.031	0.009	0.018	0.036	0.022	0.011	0.022	0.004
⑫大清水川下流			0.028	0.014	0.033	0.007	0.029	0.013	0.026	0.014	0.027	0.013	0.019	0.022	0.024	0.024	0.022	0.013
⑬鳥谷川上流															0.039	0.02	0.027	0.03
⑭鳥谷川下流			0.076	0.017	0.061	0.05	0.05	0.016	0.075	0.013	0.041	0.015	0.039	0.015	0.031	0.028	0.025	0.074
⑮黒川上流			0.023	0.018	0.02	0.008	0.024	0.016	0.023	0.013	0.018	0.014	0.013	0.012	0.02	0.015	0.018	0.013
⑯黒川下流			0.57	0.11	0.85	0.032	0.049	0.039	0.05	0.041	0.039	0.099	0.023	0.03	0.04	0.051	0.035	0.032
⑰大泉上井水路			0.011	0.005	0.022	0.003	0.011	0.006	0.009	0.006	0.007	0.006	0.008	0.004	0.012	0.01	0.014	0.003
⑱大芝公園水路			0.097	0.002	0.01	0.019	0.021	0.063	0.004	0.003	0.005	0.006	0.004	0.006	0.003	0.012	0.006	0.004
⑲田畑駅西水路上流			0.05	0.046	0.23	0.032	0.11	0.054	0.057	0.09	0.041	0.33	0.18	0.36	0.077	0.042	0.04	0.32
⑳田畑駅西水路下流			0.12	0.33	0.051	0.17	0.17	0.51	0.28	0.33	0.18	0.079	0.05	0.07	0.25	0.49	0.28	0.63
㉑西天竜用水路			0.081	0.063	0.093	0.03	0.052	0.036	0.081	0.042	0.06	0.075	0.054	0.073	0.035	0.34	0.029	0.037
㉒天竜川			0.051	0.039	0.056	0.085	0.061	0.13	0.072	0.073	0.065	0.052	0.042	0.073	0.042	0.047	0.038	0.066
㉓大芝湖水路			0.021	0.01	0.041	0.035	0.29	0.012	0.081	0.011	0.013	0.012	0.034	0.016	0.016	0.013	0.017	0.066
中央値(median)		0.03	0.02	0.04	0.02	0.03	0.02	0.03	0.01	7.70	7.40	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
平均値(average)		0.07	0.05	0.08	0.48	0.05	0.05	0.04	7.57	6.88	0.03	0.04	0.04	0.06	0.03	0.05		
基準値内達成率		91%	76%	100%	91%	91%	95%	100%	85%	90%	90%	91%	76%	100%	91%	95%		

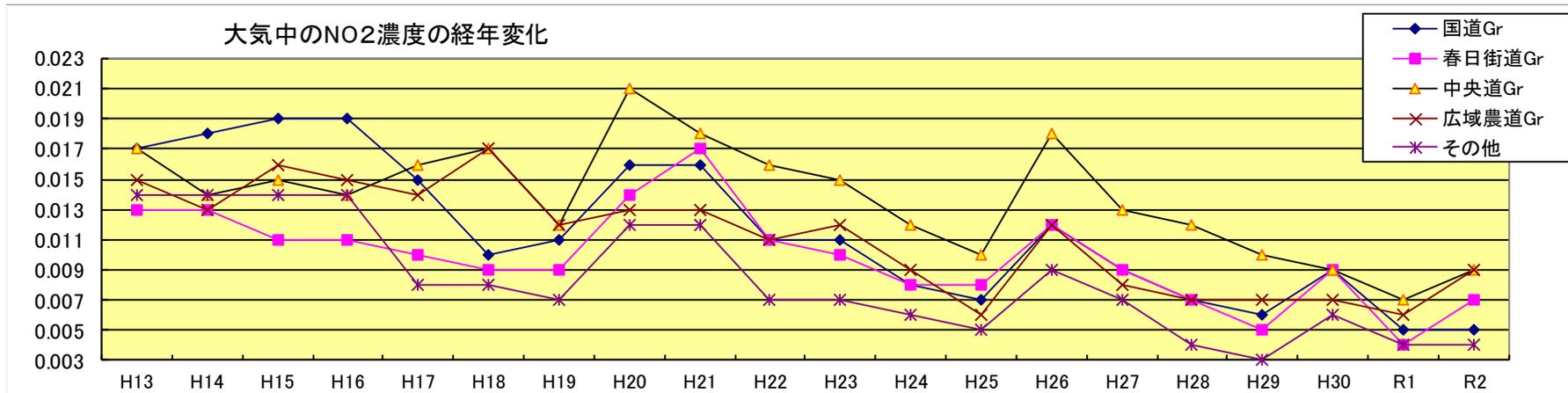
測定項目別		測定項目		溶存酸素(DO)															
測定地点	単位	環境基準	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
			H25.7.22	H25.12.16	H26.7.29	H26.12.5	H27.7.27	H27.12.14	H28.7.25	H28.12.12	H29.7.24	H29.12.13	H30.7.23	H30.12.13	R1.7.25	R1.12.18	R2.8.4	R2.12.7	
①中井沢川上流	mg/l	5以上	8	8.5	8.1	8.5	8.1	8.6	8.1	8.4	5.3	8.1	7.8	8.3	7.7	7.9	8.6	8.1	
②中井沢川下流			8.9	10	8.9	10	8.8	10	8.9	10	8.8	10	8.7	10	8.9	8.6	8.8	9.7	
③車沢川上流			8.2	12	8	12	7.8		8		7.8		7.5		7.6		8		
④車沢川下流			8.2	12	8.1	11	8	11	8	11	8.2	10	7.6	11	7.6	9.6	8	10	
⑤南殿北水路上流			7.7	8.3	7.4	7.9	7.5	7.9	7.4	7.8	7.3	7.8	7.4	8	7.3	7.7	7.5	7.9	
⑥南殿北水路下流			7.8	8.5	7.6	8.2	7.4	8.2	7.5	8.4	7.4	8.1	7.6	8.2	7.5	7.9	7.6	8.2	
⑦小中井沢川上流			8.5	9.6	8.6	9.5	8.2	9.3	8.5	9.6	8.3	9.5	8.1	9.4	8.2	9.2	8.5	9.9	
⑧小中井沢川下流			8.4	11	8.6	11	8.2	9.9	8.6	11	8.2	10	8.5	10	8.3	9.7	8.6	9.9	
⑨大泉川上流			7.4	13	9	12	7.6	11	8.1	12	8.1	12	7.3	12	8.3	11	8.6	11	
⑩大泉川下流			8.7	11	8.7	11	8.4	11	8.3	11	8.2	11	8.1	10	8.3	10	8.7	10	
⑪大清水川上流			8.2	13	7.6	12	7.7	11	8.5	13	7.9	13	7.3	11	8	10	8	11	
⑫大清水川下流			8.3	11	8.5	11	8.1	10	8.6	11	8.2	11	8.1	10	8.3	10	8.6	10	
⑬鳥谷川上流															7.8	11	8.2	12	
⑭鳥谷川下流			7.8	13	8.1	12	7.8	11	7.7	13	8.1	13	7.7	12	7.8	10	8.3	11	
⑮黒川上流			8.8	10	9	9.6	8.7	9.6	8.8	10	8.9	10	8.7	9.6	8.5	9.5	8.8	9.5	
⑯黒川下流			5.7	11	8.5	10	8.7	9.9	9.4	11	8.7	10	8.6	9.9	8.4	8.8	8.9	10	
⑰大泉上井水路			8.5	13	8.5	12	8.5	11	8.6	13	8.2	12	8	12	8.4	11	8.8	11	
⑱大芝公園水路			8.1	13	8.5	12	8.9	11	9.2	13	8.1	12	8	12	8.7	11	8.5	11	
⑲田畑駅西水路上流			8.4	10	7.4	10	8	9.7	8.9	10	8.6	9.2	7.5	8.4	8.2	9.1	8.9	10	
⑳田畑駅西水路下流			7.4	8.4	8.6	8.4	7.7	8.3	7.4	8.6	7.3	10	8.3	10	7.7	7.9	7.3	8.1	
㉑西天童用水路			8.1	13	7.8	11	9.2	11	8.5	12	6.6	12	8.1	13	8.7	13	8.5	11	
㉒天童川			11	13	10	11	8.4	11	9.4	12	8.7	12	8.5	11	7.9	11	8.3	11	
㉓大芝湖水路			9.5	12	7.5	11	2	11	8.5	12	7.9	12	7.4	11	8.4	11	7.8	13	
中央値(median)			8.20	11.00	8.50	11.00	8.10	10.00	8.50	11.00	7.70	7.40	8.00	10.00	8.20	9.70	8.50	10.00	

※ 赤字は基準超過

※ 空欄は欠測回

7 二酸化窒素の大気濃度変化（簡易測定）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
国道 Gr	0.017	0.018	0.019	0.019	0.015	0.01	0.011	0.016	0.016	0.011	0.011	0.008	0.007	0.012	0.009	0.007	0.006	0.009	0.005	0.005
春日街道 Gr	0.013	0.013	0.011	0.011	0.01	0.009	0.009	0.014	0.017	0.011	0.01	0.008	0.008	0.012	0.009	0.007	0.005	0.009	0.004	0.007
中央道 Gr	0.017	0.014	0.015	0.014	0.016	0.017	0.012	0.021	0.018	0.016	0.015	0.012	0.01	0.018	0.013	0.012	0.01	0.009	0.007	0.009
広域農道 Gr	0.015	0.013	0.016	0.015	0.014	0.017	0.012	0.013	0.013	0.011	0.012	0.009	0.006	0.012	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.009
その他	0.014	0.014	0.014	0.014	0.008	0.008	0.007	0.012	0.012	0.007	0.007	0.006	0.005	0.009	0.007	0.004	0.003	0.006	0.004	0.004



8 新エネルギー施設設置補助金等実績

1 住宅への新エネルギー施設の設置状況（村から補助を出したものの）

種類	H27		H28		H29		H30		R1		R2			CO2削減量 (t)
	件数	出力等	件数	出力等	件数	出力等	件数	出力等	件数	出力等	件数	出力等	補助金額(円)	
太陽光発電	43	226.42KW												1198.64
太陽熱利用	2	7㎡	2	9㎡	0	0㎡	0		3	10㎡	0	0㎡	0	11.72
薪ストーブ	4	4台	8	8台	2	2台	5	2台	2	2台	7	7台	350,000	240.00
ペレットストーブ	2	2台	2	2台	3	3台	2	2台	2	2台	2	2台	200,000	23.94
合計	51		12		5		7		7		9		550,000	1474.30

2 10kw以上の太陽光発電施設の設置状況

施設	件数	発電出力 (kw)	CO2削減量
家屋	5	54.65KW	33.06
土地直接	20	2,085.07KW	1290.00
計	25	2,139.72KW	1,323.06

3 村関係の温暖化防止施設の設置状況

(20年度以前)

種類	設置場所	台数
ペレットストーブ	南箕輪中学校	2台
	フォレスト大芝	2台

(21年度)

種類	設置場所	台数
太陽光発電	南原保育園	20KW
	西部保育園	10KW
	南箕輪小学校	19.44KW
	南部小学校	19.44KW
	南箕輪中学校	19.44KW
	計	88.32KW
ソーラー外灯	村内	3基
ペレットボイラー	南原保育園	20万kcal/h

(22年度)

種類	設置場所	出力
太陽光発電	北部保育園	10KW
ソーラー外灯	南箕輪村役場前	1基

(23年度)

種類	設置場所	出力
太陽光発電	中部保育園	19.00KW
	南部保育園	19.00KW
	たけのこ園	18.00KW
	計	56.00KW
ソーラー外灯	村内	6基

(24年度)

種類	設置場所	出力
ソーラー外灯	村内	5基

(25年度)

種類	設置場所	出力
ソーラー外灯	村内	1基

(26年度)

設置施設なし

(27年度)

種類	設置場所	出力
ソーラー外灯	村内	1基

(29年度)

種類	設置場所	出力
太陽光発電	南箕輪浄化センター	125.00KW

(R2年度)

種類	設置場所	台数
薪ストーブ	こども館	1台

(R2年度)

種類	設置場所	台数
ペレットストーブ	森の交流施設	1台

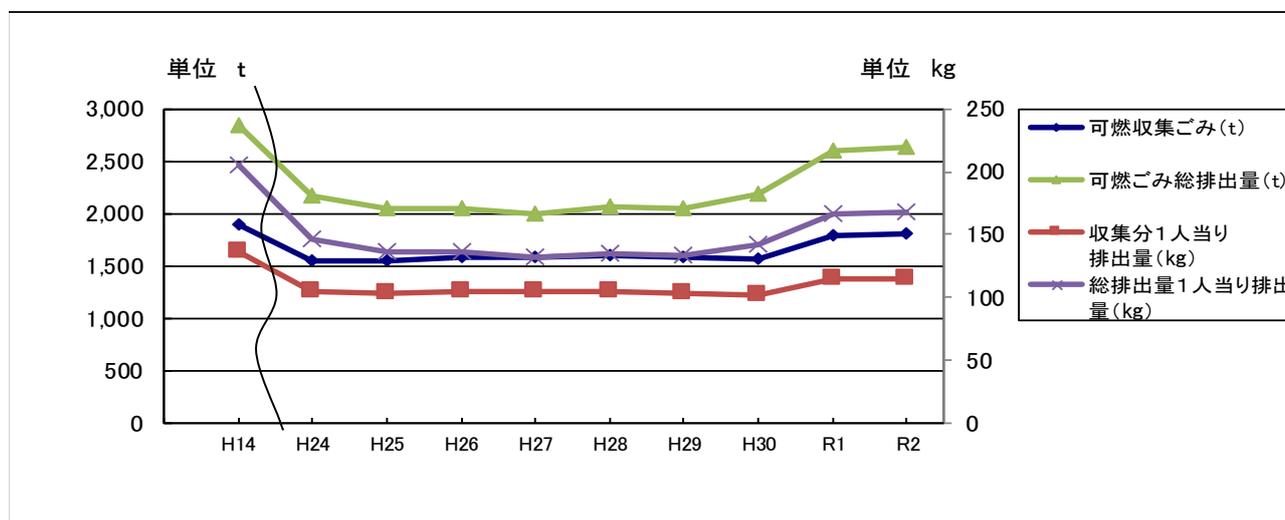
新エネルギーの導入によるCO2の削減量

R3.3.31 現在

導入目標	機器の種類・規模等・使用条件等の想定	年間CO2削減量 (目標)	導入実績	年間CO2削減量 (実績)	目標達成率
5箇所の公共施設に導入	太陽光発電10KWのシステム (計50KW)	約26t/年	10箇所、279KW	約146t/年	562%
200戸の家庭・事業所に設置	太陽光発電4KWのシステム (計800KW)	約400t/年	457戸 2,709.26kw	約1,433t/年	358%
10箇所の公共施設に導入	20万kcalのペレットボイラー(2箇所) ペレットストーブ2台(8か所)	約86t/年	ボイラー1箇所 ストーブ 4台	約41t/年	48%
200戸の家庭・事業所に設置	ペレットストーブ1台ずつ(計200台)	約240t/年	薪ストーブ80台 ペレットストーブ21台	約264t/年	110%
公用車の5台をクリーンエネルギー自動車に変更	5台	約7.5t/年	4台	約6t/年	80%

9 廃棄物量の推移

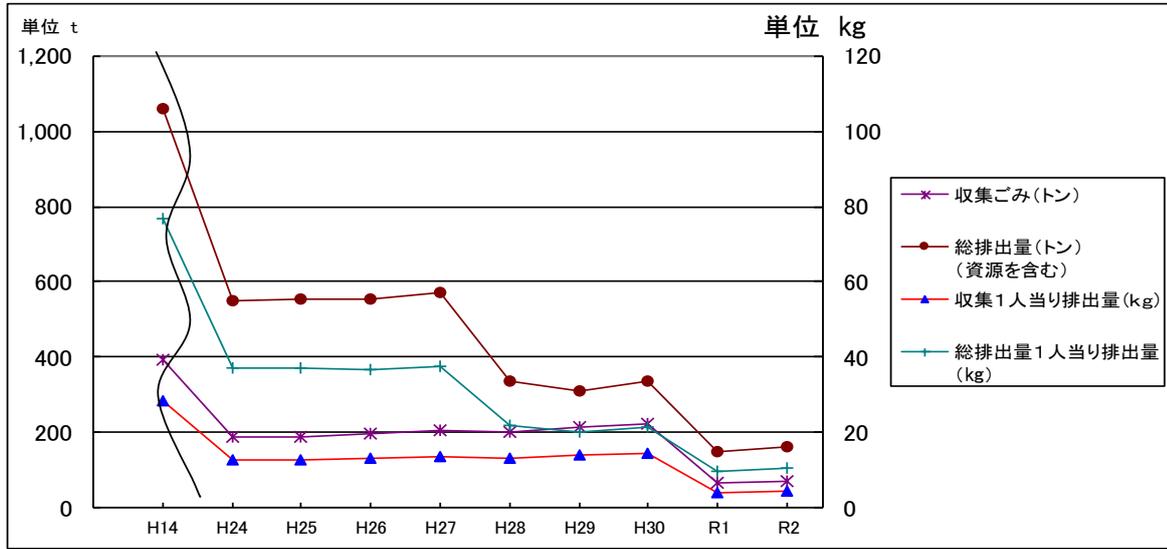
可燃収集ごみの推移



可燃収集ごみの推移

年 度	H14	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	備 考
可燃収集ごみ (t)	1,886	1,550	1,554	1,574	1,582	1,593	1,590	1,563	1,783	1,813	粗大除く
前年対比 (%)	-	0.8	0.3	1.3	0.5	0.7	△ 0.2	△ 1.7	14.1	1.7	
収集分1人当り排出量 (kg)	136.33	104.10	103.68	104.53	104.29	103.91	103.37	101.08	114.00	115.09	粗大除く
可燃ごみ総排出量 (t)	2,840	2,173	2,050	2,044	1,997	2,063	2,054	2,190	2,592	2,641	粗大・事業系直接搬入含む
前年対比 (%)	-	1.3	△ 5.7	△ 0.3	△ 2.3	3.3	△ 0.4	6.6	18.4	1.9	
総排出量1人当り排出量 (kg)	205.29	145.94	136.78	135.74	131.65	134.57	133.53	141.63	165.72	167.65	粗大・事業系直接搬入含む
総人口 (3.31現在)	13,834	14,890	14,988	15,058	15,169	15,330	15,382	15,463	15,641	15,753	
前年対比 (%)	-	0.5	0.7	0.5	0.7	1.1	0.3	0.5	1.2	0.7	

不燃収集ごみの推移



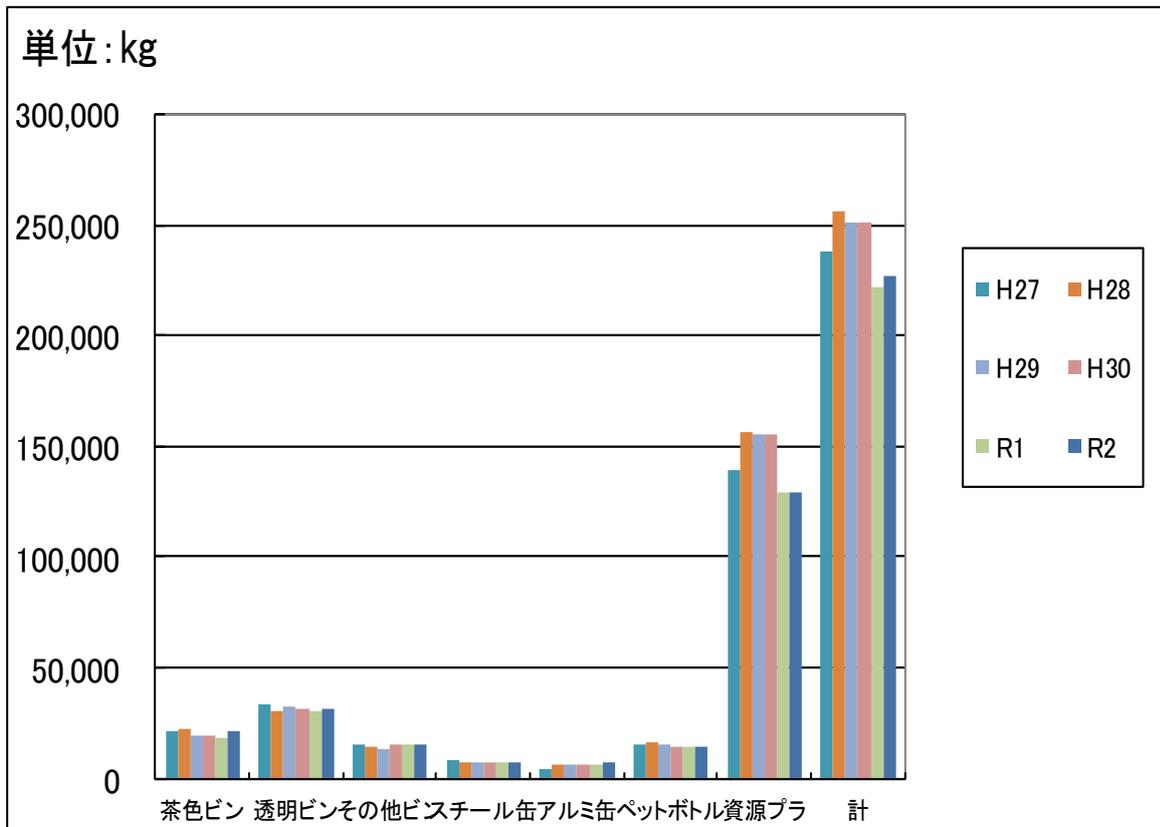
不燃収集ごみの推移

年度	H14	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	備 考
収集ごみ(トン)	394	188	189	195	204	200	212	222	65	68	粗大除く
前年対比	29.1	△ 2.1	0.5	3.2	4.6	△ 2.0	6.0	4.7	△ 70.7	4.6	
収集1人当り排出量(kg)	28.48	12.63	12.61	12.95	13.45	13.05	13.78	14.36	4.16	4.32	粗大除く
総排出量(トン)	1,061	550	556	555	571	336	310	334	148	163	資源・粗大事業系直接搬入含む(H28より資源は除く)
前年対比	65.3	2.0	1.1	△ 0.2	2.9	△ 41.2	△ 7.7	7.7	△ 55.7	10.1	
総排出量1人当り排出量(kg)	76.70	36.94	37.10	36.86	37.64	21.92	20.15	21.60	9.46	10.35	資源・粗大事業系直接搬入含む(H28より資源は除く)
総人口(3.31現在)	13,834	14,890	14,988	15,058	15,169	15,330	15,382	15,463	15,641	15,753	
前年対比(%)	1.0	7.6	0.7	0.5	0.7	1.1	0.3	0.5	1.2	0.7	

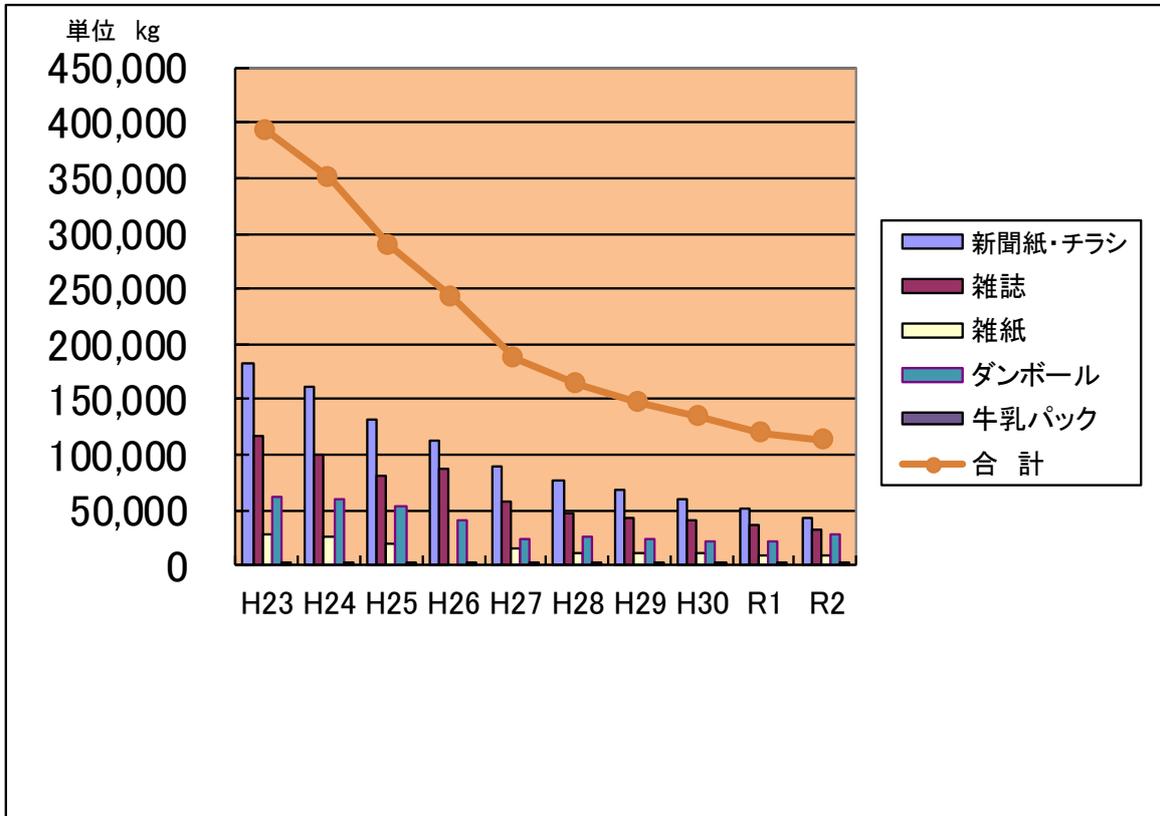
資源物収集状況

(単位 : kg)

	茶色ビン	透明ビン	その他ビン	スチール缶	アルミ缶	ペットボトル	資源プラ	計
H27	21,410	33,480	15,850	8,280	4,710	15,240	139,140	238,110
H28	22,897	31,029	14,814	7,850	6,380	16,850	156,020	255,840
H29	19,870	32,860	13,820	7,530	6,310	15,210	155,600	251,200
H30	19,870	31,650	15,900	7,650	6,740	14,310	155,210	251,330
R1	18,320	30,860	15,930	7,130	6,510	14,320	129,060	222,130
R2	20,980	31,880	15,660	7,780	7,600	14,070	128,930	226,900



資源ごみ(古紙類)の推移



単位: kg

種 類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
新聞紙・チラシ	182,550	162,650	131,500	112,790	90,440	77,580	67,950	59,610	51,440	42,540
雑誌	116,320	100,920	80,990	87,850	58,160	46,470	43,330	41,170	36,680	33,490
雑紙	29,070	25,260	20,240	0	14,530	11,630	10,890	10,300	9,220	8,340
ダンボール	62,400	60,010	54,300	40,290	23,350	27,060	24,210	22,450	22,440	27,600
牛乳パック	1,200	1,240	910	210	750	700	720	870	470	660
合 計	391,540	350,080	287,940	241,140	187,230	163,440	147,100	134,400	120,250	112,630

* 数値が0の種類は当時収集しなかったもの

10 日本の侵略的外来種ワースト100と特定外来生物

日本の侵略的外来種ワースト100

種類	和名		
哺乳類	アライグマ	チョウセンイタチ	ノネコ
	イノブタ	ニホンイタチ	ジャワマンゲース
	カウサギ	ヌートリア	ヤギ
	台湾ザル		
鳥類	ガビチョウ	シロガシラ	ドバト
	コウライキジ	ソウシチョウ	
爬虫類	カミツキガメ	グリーンアノール	台湾スジオ
	ミシシippアカミミガメ		
両生類	ウシガエル	オオヒキガエル	シロアゴガエル
魚類	オオクチバス	ソウギョ	ブラントラウト
	カダヤシ	タイリクバラタナゴ	ブルーギル
	コクチバス	ニジマス	
昆虫類	アメリカシロヒトリ	ウリミバエ	トマトハモグリバエ
	アリモドキゾウムシ	オンシツコナジラミ	ネツタイシマカ
	アルゼンチンアリ	カンシャコバネナガカメムシ	ヒロヘリアオイラガ
	アルファルファタコゾウムシ	カンショオサゾウムシ	マメハモグリバエ
	イエシロアリ	シルバーリーフコナジラミ	ミカンキイロアザミウマ
	イネミズゾウムシ	セイヨウオオマルハナバチ	ミナミキイロアザミウマ
	イモゾウムシ	チャバネゴキブリ	ヤノネカイガラムシ
	インゲンテントウ		
昆虫以外の節足動物	アメリカザリガニ	セアカゴケグモ	トマトサビダニ
	ウチダザリガニ	チチュウカイミドリガニ	
軟体動物	アフリカマイマイ	サカマキガイ	チャコウラナメクジ
	カワヒバリガイ	シナハマグリ	ムラサキガイ
	コウロエンカワヒバリガイ	スクミリンゴガイ	ヤマヒタチオビガイ
その他の無脊椎動物	カサネカンザシ		

維管束植物	アカギ	オオフサモ	タチアワユキセンダングサ
	アレチウリ	オオブタクサ	ネバリノギク
	イタチハギ	オニウシノケグサ	ハリエンジュ
	イチビ	外来種タンポポ种群	ハルザキヤマガラシ
	オオアレチノギク	カモガヤ	ハルジオン
	オオアワダチソウ	キショウブ	ヒメジョオン
	オオオナモミ	コカナダモ	ポタンウキクサ
	オオカナダモ	シナダレスズメガヤ	ホテイアオイ
	オオキンケイギク	セイタカアワダチソウ	
維管束植物以外の植物	イチイツタ		
寄生生物	アライグマカイチュウ	ジャガイモシストセンチュウ	マツノザイセンチュウ
	エキノコックス	ネコ免疫不全ウイルス	ミツバチヘギイタダニス

〈日本生態学会 外来種ハンドブックより〉

外来生物法で指定された特定外来生物

一次指定 平成 17 年 6 月 1 日～ 指定

種類	和名		
哺乳類	台湾ザル	カニクイザル	アカゲザル
	アライグマ	カニクイアライグマ	ジャワマンゲース
	クリハラリス (台湾リスを含む)	トウブハイロリス	ヌートリア
	フクロギツネ	キョン	
鳥類	ガビチョウ	カオグロガビチョウ	カオジロガビチョウ
	ソウシチョウ		
爬虫類	カミツキガメ	グリーンアノール	ブラウンアノール
	ミナミオオガシラ	台湾スジオ	台湾ハブ
両生類	オオヒキガエル		
魚類	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
	チャンネルキャットフィッシュ		
昆虫類	ヒアリ	アカカミアリ	アルゼンチンアリ

無脊椎動物	ゴケグモ属の4種	イトグモ属の3種	ジョウゴグモ科の2属全種
	キョウトウサソリ科全種		
植物	ナガエツルノゲイトウ	ブラジルチドメグサ	ミズヒマワリ

二次指定 平成18年2月1日～ 指定

種類	和名		
哺乳類	ハリネズミ属	アメリカミンク	キタリス
	シカ亜科(アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ)		
	タイリクモモンガ	マスクラット	
両生類	コキーコヤスガエル	キューバズツキガエル	ウシガエル
	シロアゴガエル		
魚類	ノーザンパイク	マスキーパイク	カダヤシ
	ケツギョ	コウライケツギョ	ストライプトバス
	ホワイトバス	パイクパーチ	ヨーロッパアンパーチ
昆虫類	テナガコガネ属	コカミアリ	
無脊椎動物	モクスガニ属(上海ガニ)	ヤマヒタチオビ	カワヒバリガイ属
	ザリガニ類1属と2種(アスタクス属、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属)		
	カワホトギスガイ	クワツガガイ	ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	アゾルラ	クリスタタ	オオフサモ(パロットフェザー)
	アレチウリ	オオキンケイギク	オオハンゴンソウ
	ナルトサワギク	オオカワヂシャ	スパルティナ
	ボタンウキクサ(ウォーターレタス)		アングリカ

三次指定 平成 18 年9月1日～ 指定

種類	和名		
昆虫類	クモテナガコガネ属		
	ヒメテナガコガネ属		
	セイヨウオオマルハナバチ		

四次指定 平成 19 年9月1日～ 指定

種類	和名		
爬虫類	アリス・アングスティケプス		

五次指定 平成 20 年 1 月1日～ 指定

種類	和名		
爬虫類	ナイトアノール	ガーマンアノール	ミドリオオガシラ
	イヌバオオガシラ	マングローブヘビ	ボウシオオガシラ
両生類	プレーンズヒキガエル	キンイロヒキガエル	アカボシヒキガエル
	オークヒキガエル	テキサスヒキガエル	コノハヒキガエル

六次指定 平成 22 年 2 月1日～ 指定

種類	和名		
哺乳類	シママンゲース		

七次指定 平成 23 年 7 月1日～ 指定

種類	和名		
爬虫類	アリス・アルログス	アリス・アルタケウス	アリス・ホモレキス

八次指定 平成 25 年 9 月1日～ 指定

種類	和名		
哺乳類	フィンレイソリス	ファイリマンゲース	

九次指定 平成 26 年 6 月 11 日～ 指定

種類	和名	
哺乳類(2 交雑種)	タイワンザル× ニホンザル	アカゲザル× ニホンザル
魚類(1 交雑種)	ホワイトバス×ストライプトバス(通称サンシャインバス等)	
植物(1 属 1 種)	ルドウィギア・グランディフロラ(※オオバナミズキンバイ等)、 スパルティナ属全種	

十次指定 平成 26 年 8 月 1 日～ 指定

種類	和名
鳥類(1 種)	カナダガン

十一次指定 平成 27 年 3 月 1 日～ 指定

種類	和名
昆虫類(1 種)	ツマアカスズメバチ

十二次指定 平成 27 年 10 月 1 日～ 指定

種類	和名
無脊椎動物(1 属)	ゴケグモ全種

十三次指定 平成 28 年 10 月 1 日～ 指定

種類	和名		
爬虫類(3 交雑種)	ハナガメ	スウィンホーキノボリカゲ	ハナガメ× ニホンイシガメ
	ハナガメ× ミナミイシガメ	ハナガメ× クサガメ	
両生類	ヘリグロヒキガエル	ジョンストンコヤスガエル	オンシツガエル
	アジアジムグリガエル		
魚類(1 交雑種)	オオタナゴ	コウライギギ	ブラウンブルヘッ ド
	フラットヘッドキャット フィッシュ	ヨーロッパナマズ	カワカマス全種

	カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物	ガンブスィア・ホルプロオキ	ラウンドゴビー
	ナイルパーチ	ホワイトパーチ	
植物	ツルヒヨドリ	ナガエモウセンゴケ	ビーチグラス

十四次指定 平成 30 年月 15 日～ 指定

種類	和名		
鳥類	シリアカヒヨドリ	ヒゲガビチョウ	
昆虫類	クビアカツヤカミキリ	アカボシゴマダラのうちアカボシゴマダラ奄美亜種以外のもの	アングラトウスマルバネクワガタ
	バラデバマルバネクワガタ	ギガンテウスマルバネクワガタ	カツラマルバネクワガタ
	マエダマルバネクワガタ	マキシムスマルバネクワガタ	ペラルマトウスマルバネクワガタ
	サンダースマルバネクワガタ	タナカマルバネクワガタ	ウォーターハウスマルバネクワガタ

十五次指定 平成 30 年 4 月 1 日～ 指定

魚類(1 交雑種)	ガー科全種	ガー科に属する種間の交雑により生じた生物	
-----------	-------	----------------------	--

十六次指定 令和 2 年 11 月 2 日～ 指定

種類	和名		
昆虫類(1 種 1 交雑種)	ハヤトゲフシアリ	ソレノプスイス・ゲミナタ種群の全種	ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群の全種
	ソレノプスイス・トウリデンス種群の全種	ソレノプスイス・ヴィルレンス種群の全種	上記 4 種群に属する種間の交雑により生じた生物
甲殻類(4 科 1 種)	ディケログンマルス・ヴィルロス	ザリガニ科の全種	アメリカザリガニ科の全種のうちアメリカザリガニ以外のもの

	アジアザリガニ科の全種のうちニホンザリガニ以外のもの	ミナミザリガニ科の全種	
植物(3種)	エフクレタヌキモ	ウトウリクタリア・インフラタ	ウトウリクタリア・プラテンスイス

合計 7科 13属 123種、9交雑種(156種類)

南箕輪村森林整備計画

計画期間 自 平成30年4月 1日
至 平成40年3月31日

長野県
南箕輪村

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（南箕輪村役場）

東経 137° 58' 29 " 北緯 35° 52' 22" 海拔695.4m

◇面積

40.99 km²（飛び地面積 20.10 km² 飛び地率 49.14%）

◇土地の地目別面積＜平成28年1月1日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
5.57 km ²	3.81 km ²	3.76 km ²	2.78 km ²	1.02 km ²	24.05 km ²

◇気象（平成28年中、伊那地域気象観測所）

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
11.3 °C	35.2 °C	-14.5 °C	1641.0 mm	2.4 m/s

◇地形・地質

伊那谷北部に位置する南箕輪村は、平地部分の12地区と経ヶ岳を含む山林部分は境界が接して
いなく、隣接の伊那市を通らないと往来ができない「飛び地」で成り立っている。

地形は、天竜川以西に広範囲に広がり、逆断層による中央アルプスの造山運動に起因する傾斜に
よって、西端の経ヶ岳（標高 2,296.3m）から東端の田畑駅付近（標高 651m）に向かって、
約 1,650mの標高差をもって温暖な地である。

また、地質においては、西部の山地帯は砂岩や頁岩などで形成されており、断層によって破碎さ
れたところも多い。ここから押し出された土砂が、広く扇状地状に堆積され、大芝高原付近の広
大な地形を作り、更に断層で切られて最下段の田畑駅付近に至る。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本村の総面積は、4,099ha であり、森林面積は 2,310ha で総面積の 56.4%を占めている。民有林面積は、2,221ha で、そのうち人工林の面積は 1,660ha であり、人工林率は 74.7%となっている。

また、樹種別ではカラマツが 1,375ha で全体の 63.0%となっている。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m³

民国別	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積	1,659	1	1,660	99	423	39	561	1,758	424	39	2,221
	蓄積	398,804	19	398,823	22,124	45,302	-	67,426	420,928	45,321	-	466,249
国有林	面積	64	-	64	-	-	25	25	64	-	25	89
	蓄積	9,806	-	9,806	-	-	-	-	9,806	-	-	9,806
合計	面積	1,723	0.59	1,723	99	423	64	586	1,822	424	64	2,310
	蓄積	408,610	19	408,629	22,124	45,302	-	67,426	430,734	45,321	-	476,055

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含む。

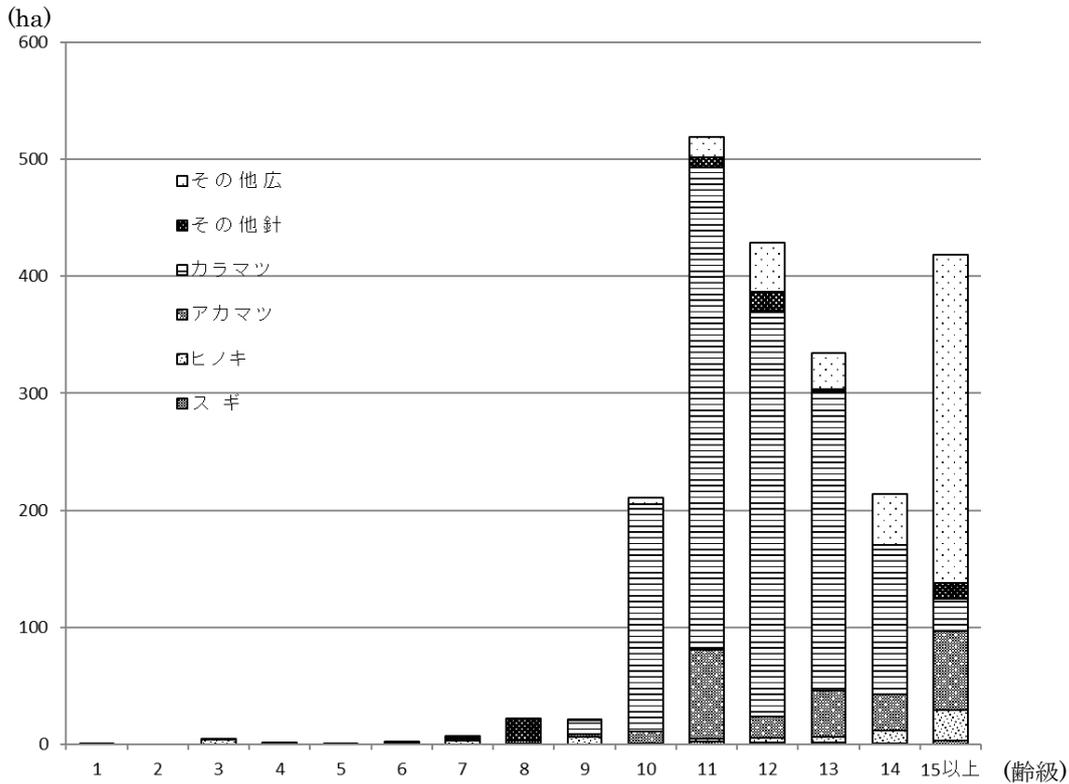
民有林の人工林割合 面積 74.7% 蓄積 85.5%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	250	11.5%	0.6%	59,177	12.7%	0.6%
カラマツ	1,375	63.0%	2.3%	317,894	68.2%	2.1%
スギ	9	0.4%	0.1%	3,291	0.7%	0.1%
ヒノキ	63	2.9%	0.2%	32,459	7.0%	0.5%
その他針	61	2.8%	0.7%	8,107	1.7%	0.5%
広葉樹	424	19.4%	0.5%	45,321	9.7%	0.5%
計	2,182	100%	-	466,249	100%	-

注1)「比率」は、南箕輪村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、伊那谷地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合。

【民有林の年齢別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態の状況は、公有林が 56.7%、私有林が 43.3%となっている。

私有林の内訳は、集落有林、団体有林の割合が高い。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
		面積	割合	蓄積	割合
公有林	県	163ha	7.3%	20,464m ³	4.4%
	市町村	1,033ha	46.5%	209,521m ³	44.9%
	財産区	63ha	2.9%	19,003m ³	4.1%
	計	1,259ha	56.7%	248,988m ³	53.4%
私有林	集落有林	424ha	19.1%	97,717m ³	21.0%

	団体有林	361ha	16.2%	77,742m3	16.7%
	個人有林	130ha	5.9%	28,479m3	6.1%
	その他	47ha	2.1%	13,323m3	2.8%
	計	962ha	43.3%	217,261m3	46.6%
合 計		2,221ha	100%	466,249m3	100%

③ 林業労働の現状

平成 29 年度の上伊那地域振興局管内の林業事業体数は 17 事業体、内訳は森林組合 1 組合、素材生産業が 9 社、その他 7 社である。総従事者数は 129 名である。

森林組合、素材生産事業体で高性能林業機械の整備を進めている。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)	備 考
森林組合	1	31	上伊那森林組合
生産森林組合			
素材生産業	9	68	
製材業			
その他	7	30	
合 計	17	129	

注) 上伊那振興局管内全体の数値

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機		12		1	13
モノケーブル					
リモコンウインチ		14		2	16
自走式搬器	1	7		2	10
運材車	2	10	20	2	34
ホイールトラクタ		6		3	9
動力枝内機				3	3
トラック	4	11		1	16
グラップルクレーン		3		8	11

フェラーバンチャ		2			2
スキッド		1			1
プロセッサ	2	5			7
グラップルソー		2			2
ハーベスタ	1	4		1	6
フォワーダ	2	2			4
タワーヤーダ	1				1
スイングヤーダ		6			6
合計	13	85	20	23	141

注) 上伊那振興局管内全体の数値

④ 林内路網の整備状況

【路網整備状況(平成 28 年度末)】

区 分	路 線 数	延 長		密 度
			うち舗装	
林 道	2路線	5.7km	1.7km	10.64m/ha
合計	2路線	5.7km	1.7km	10.64m/ha

⑤ 保安林の配備

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	1,765.39ha	79.5%
土砂流出防備保安林	178.17ha	8.0%
土砂崩壊防備保安林	ha	%
風害防備保安林	ha	%
水害防備保安林	ha	%
干害防備保安林	ha	%
落石防止保安林	ha	%
保健保安林	39.94ha	1.8%
風致保安林	ha	%
合計	1,983.5ha	89.3%

注) 森林簿データより

⑥ 地域の取り組み状況

○大芝村有林の住民参加

大芝地区に現存する約 150ha の村有林は、伊那谷でも屈指の規模を持つ貴重な平地林であり、現在、都市化が進む村にあつては住宅地に近く、また交通の利便性が良いことから年間約 50 万人が訪れるレクリエーションの森「大芝高原」として利用されている。

平成 19 年から開催している育樹祭などを通して住民参加による除間伐・下草刈り等の作業を計画的に実施し、多くの村民が森林整備作業に関わっている。また、一部には中学校林と指定した区域(4.8ha)があり、引き続き中学校と協力しながら中学生の森林・林業体験とともに森林整備を進めている。さらに、信州大学農学部との連携を図り、大芝村有林の森林整備に取り組んでいる。

また、近年の松くい虫の被害拡大により、守るべき松を守るために、小学生によるどんぐり体験等、樹種転換も住民参加のもと行われている。

(3) 森林・林業の課題

ア 森林整備の推進

平地林は大芝村有林に代表されるアカマツと下層のヒノキの複層林が多く、全体に農地や住宅地または工業団地周辺における生活環境保全を目的とする森林が多い。また、山林部の「飛び地」は、大泉所山及び北沢山双方とも山岳部にあつて、カラマツを主体とした水源涵養並びに国土保全を目的とする森林地帯である。このような現状の中で、森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の質的向上を図りながら優良材の生産ができるように、現在の樹種別木材価格と将来の需要を予測しながら市場性の高い特色ある木材の生産地形成を目指し、アカマツ・ヒノキ・カラマツの構造材及び長伐期による大径材の生産地化を目指し、そのための除間伐を積極的に実施していく必要がある。

また、特に久保地区から神子柴地区へ続く段丘林については、土砂崩落等が起きないように適切な管理を行う必要がある。

イ 基盤整備、担い手等の推進

森林整備を実施していくため、現在の森林を整備しつつ、恒久的な生産のための施業に対応できる高性能林業機械の導入や担い手の育成を図るなど体制づくりの強化をしていく必要がある。

さらに、間伐等の森林整備により生産された木材の中で、市場に出せない低質材を活用することが必要であり、こうした活動を展開するために設立された「南みのわ美森倶楽部」等の活動を積極的に促進していくことが必要である。

ウ 大芝村有林の多面的機能の推進

大芝村有林のうち「信州大芝高原みんなの森」は、心身ともに癒し効果のある森林セラピーウォーキングロードに認定され、村民だけでなく県内外から多くの方が訪れるため、利用者のニーズにあった整備を推進していく必要がある。

また、平成 29 年度に松くい虫被害が大芝村有林で初めて確認され、今後、被害拡大が懸念される。森林の多面的機能を維持していくために、松くい虫防除については、薬剤樹幹注入及び伐倒駆除等により被害を抑制する対策を講じているが、これを継続的に実施していく必要がある。

エ 公共施設等への地域材利用

「南箕輪村木材利用推進方針」に基づき、公共施設等の等の整備には、積極的に地域の木材を使用する必要がある。

オ 野生鳥獣被害対策

野生鳥獣被害対策として南箕輪村鳥獣被害対策協議会を設置しており、南箕輪村鳥獣被害対策実施隊と連携した防除対策を積極的に進める。

カ 松くい虫対策

近年、松くい虫被害が村内全域に広がっている。高度公益機能森林を中心に守るべき松を守るため、更新伐等を進めていく。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととする。

[水源涵養機能] 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透機能を促進する施設等が整備されている森林
[山地災害防止機能／土壌保全機能] 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌の保持能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

<p>[快適環境形成機能]</p> <p>大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</p>
<p>[保健・レクリエーション機能]</p> <p>原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[文化機能]</p> <p>街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等から構成され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[木材生産機能]</p> <p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

イ 森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり森林施業を推進する。

(ア) 水源涵養機能森林

森林施業に当たっては、適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、造林施業の推進を併せ、裸地面積を縮小及び分散化する。また、立地条件等に応じ天然力も活用した天然林施業も推進する。さらにダム等の利水施設上部等においては保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能森林

森林施業に当たっては、長伐期施業（高齢林の森林）や複層林施業への誘導により、林床の裸地化の

縮小、回避を図る施業を推進する。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により長野県の「災害に強い森林づくり指針」に基づき適正な森林整備を進める。

(ウ) 快適環境形成機能森林

森林施業に当たっては、地域の快適な生活環境を保全する観点から、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。

(エ) 保健・レクリエーション機能森林

森林施業に当たっては、立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹や針広混交林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

(オ) 文化機能森林

森林施業に当たっては、史跡、名勝地と一帯となり優れた景観等を形成する森林では、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進する。

(カ) 木材生産機能森林

森林施業に当たっては、木材の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ウ 以上の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

(ア) 山林部の「飛び地」においては、成熟しつつあるヒノキ・カラマツ人工林の搬出間伐施業を進めるとともに、自然環境及び水源涵養機能を重視した森林整備を進めながら、木材の循環利用をめざしていく。間伐を中心に計画的かつ効率的に実施していくように、林道、作業路網を集中的に整備するとともに、森林組合等による間伐材全般の搬出を積極的に支援していく。

(イ) 大芝高原においては、大芝村有林森林整備基本計画をもとに景観の維持、造成を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに、環境保全を考慮した整備を推進する。

(ウ) 住宅化の進んでいる飛び地以外の里山においては、残された里山林を保全するとともに地域住民の憩いの場として景観の維持を図り、また山地災害防止のための森林整備を推進する。少しでも森林所有者の経費負担を軽減するために、村財源による森林造成事業への嵩上げ補助を行い、施業の共同化とともに森林整備を積極的に推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、長野県、南箕輪村、森林所有者、上伊那森林組合等林業関係者及び木材産業関係者
の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、
確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進する。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期
目標に立った諸施策を計画的に実行する。